

平成30年9月定例会

浪江町議会会議録

平成30年9月 4日 開会

平成30年9月13日 閉会

浪江町議会

平成30年浪江町議会9月定例会会議録目次

| | |
|----------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

第 1 号（9月4日）

| | |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 開会の宣告 | 6 |
| 開議の宣告 | 6 |
| 議事日程の報告 | 7 |
| 会議録署名議員の指名 | 7 |
| 会期の決定 | 7 |
| 諸般の報告 | 7 |
| 行政報告 | 7 |
| 一般質問 | 16 |
| 高野 武君 | 16 |
| 松田孝司君 | 35 |
| 渡邊泰彦君 | 50 |
| 山崎博文君 | 64 |
| 馬場 績君 | 81 |
| 散会の宣告 | 108 |

第 2 号（9月5日）

| | |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程 | 109 |
| 出席議員 | 111 |
| 欠席議員 | 111 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 111 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 111 |
| 開議の宣告 | 113 |
| 議事日程の報告 | 113 |
| 請願・陳情の付託 | 113 |
| 承認第11号から報告第5号の一括上程、説明 | 113 |
| 延会について | 151 |
| 延会の宣告 | 151 |

第 3 号 (9月12日)

| | |
|--------------------------------|-------|
| 議事日程 | 1 5 3 |
| 出席議員 | 1 5 5 |
| 欠席議員 | 1 5 5 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 5 5 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 1 5 6 |
| 開議の宣告 | 1 5 7 |
| 議事日程の報告 | 1 5 7 |
| 議案第66号訂正の件 | 1 5 7 |
| 承認第11号の質疑、討論、採決 | 1 5 9 |
| 認定第1号の質疑、討論、採決 | 1 6 0 |
| 認定第2号の質疑、討論、採決 | 1 8 8 |
| 議案第66号の質疑、討論、採決 | 1 8 9 |
| 議案第67号の質疑、討論、採決 | 1 8 9 |
| 議案第68号の質疑、討論、採決 | 1 9 0 |
| 議案第69号の質疑、討論、採決 | 1 9 0 |
| 議案第70号の質疑、討論、採決 | 1 9 1 |
| 議案第71号の質疑、討論、採決 | 1 9 1 |
| 議案第72号の質疑、討論、採決 | 1 9 2 |
| 議案第73号の質疑、討論、採決 | 1 9 2 |
| 議案第74号の質疑、討論、採決 | 1 9 3 |
| 議案第75号の質疑、討論、採決 | 1 9 4 |
| 議案第76号の質疑、討論、採決 | 1 9 4 |
| 議案第77号の質疑、討論、採決 | 1 9 4 |
| 議案第78号の質疑、討論、採決 | 1 9 5 |
| 議案第79号の質疑、討論、採決 | 1 9 5 |
| 議案第80号の質疑、討論、採決 | 1 9 6 |
| 議案第81号の質疑、討論、採決 | 1 9 6 |
| 議案第82号の質疑、討論、採決 | 1 9 7 |
| 議案第83号の質疑、討論、採決 | 1 9 7 |
| 議案第84号の質疑、討論、採決 | 1 9 8 |
| 議案第85号の質疑、討論、採決 | 1 9 8 |
| 議案第86号の質疑、討論、採決 | 1 9 8 |
| 議案第87号の質疑、討論、採決 | 1 9 9 |
| 同意第2号の質疑、採決 | 1 9 9 |
| 報告第4号の質疑 | 2 0 0 |
| 報告第5号の質疑 | 2 0 0 |
| 散会の宣告 | 2 0 1 |

第 4 号 (9月13日)

| | |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程 | 203 |
| 出席議員 | 204 |
| 欠席議員 | 204 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 204 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 205 |
| 開議の宣告 | 206 |
| 議事日程の報告 | 206 |
| 同意第3号から同意第4号の一括上程 | 206 |
| 同意第3号の説明 | 207 |
| 同意第4号の説明 | 207 |
| 同意第3号の質疑、採決 | 208 |
| 同意第4号の質疑、採決 | 208 |
| 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について | 209 |
| 請願・陳情審査報告 | 209 |
| 請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 209 |
| 請願第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 211 |
| 発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 212 |
| 発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 212 |
| 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について | 213 |
| 町長あいさつ | 214 |
| 閉会の宣告 | 215 |

浪江町告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成30年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年8月10日

浪江町長 吉田数博

1 日 時 平成30年9月4日（火） 午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 大浦泰夫君 | 2番 | 石井悠子君 |
| 3番 | 高野武君 | 4番 | 石紺野榮重君 |
| 5番 | 半谷正夫君 | 6番 | 石紺野則夫君 |
| 7番 | 佐々木勇治君 | 8番 | 石平本佳司君 |
| 9番 | 佐々木恵寿君 | 10番 | 石渡本泰彦君 |
| 11番 | 松田孝司君 | 12番 | 石山本幸一郎君 |
| 13番 | 山崎博文君 | 14番 | 石泉田重章君 |
| 15番 | 佐藤文子君 | 16番 | 石馬場績君 |

不応招議員（0名）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成30年浪江町議会9月定例会

議 事 日 程 (第1号)

平成30年9月4日(火曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 大浦泰夫君 | 2番 | 石井悠子君 |
| 3番 | 高野武君 | 4番 | 紺野榮重君 |
| 5番 | 半谷正夫君 | 6番 | 紺野則夫君 |
| 7番 | 佐々木勇治君 | 8番 | 平本佳司君 |
| 9番 | 佐々木恵寿君 | 10番 | 渡邊泰彦君 |
| 11番 | 松田孝司君 | 12番 | 山本幸一郎君 |
| 13番 | 山崎博文君 | 14番 | 泉田重章君 |
| 15番 | 佐藤文子君 | 16番 | 馬場績君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------------------------|--------|--|-------|
| 町長 | 吉田数博君 | 副町長 | 本間茂行君 |
| 教育長 | 畠山熙一郎君 | 代表監査委員 | 根岸弘正君 |
| 総務課長 | 山本邦一君 | 企画財政課長 | 安倍靖君 |
| 二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長 | 居村勲君 | 産業振興課長 | 清水中君 |
| 農林水産課長兼農 業委員会事務局長 | 清水佳宗君 | 住宅水道課長 | 戸浪義勝君 |
| まちづくり整備課長 | 三瓶徳久君 | 教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長 | 柴野一志君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 佐藤祐一君 | 住民課長 | 中野隆幸君 |
| 健康保険課長兼 浪江診療所事務長 | 掃部関久君 | 介護福祉課長 | 木村順一君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 横山秀樹 | 主幹兼次長 | 吉田厚志 |
|------|------|-------|------|

書

記
小 澤 亜希子

書

記
鎌 田 典太朗

○議長（紺野榮重君） おはようございます。

東日本大震災から7年6カ月が過ぎようとしております。9月定例議会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々をはじめ、長期にわたる避難生活により、お亡くなりになられた方々、そして去る6月27日逝去されました馬場有前町長に対し、哀悼の意を込め、黙祷を捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。

地球温暖化防止の観点から、5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員においては、節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても、趣旨をご理解ください。なお、暑い方は、上着を脱いでも結構です。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

また、報道機関から撮影の申し出があります。これを許可したいと思っておりますので、ご了承ください。

このたびの浪江町長選挙並びに浪江町議会議員補欠選挙で当選された方々に、心よりお祝いを申し上げます。

ここで、浪江町議会議員の補欠選挙において当選された大浦泰夫議員の登壇の上、自己紹介をお願いいたします。

[1番 大浦泰夫君登壇]

○1番（大浦泰夫君） おはようございます。

先月、8月5日執行されました浪江町議会議員の補欠選挙におきまして、当選をさせていただきました大浦泰夫と申します。住所は、浪江町大字加倉字下加倉345番地4、生年月日は昭和29年11月27日生まれで現在63歳です。よろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、平成30年9月浪江町議会定例会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、6番、紺野則夫君、7番、佐々木勇治君、8番、平本佳司君を指名します。

◎会期の決定

○議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日から13日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日から13日までの10日間とします。
会期中の会議についてお諮りします。4日、5日、12日、13日を本会議とし、6日から11日までは、委員会等のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。
よって、会期中の会議は、このとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（紺野榮重君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（紺野榮重君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は、町長からお願いします。

町長。

[町長 吉田数博君登壇]

○町長（吉田数博君） おはようございます。
本日ここに、平成30年浪江町議会9月定例会を招集いたしましたところ、ご多用にもかかわらず、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

東日本大震災発生から7年5カ月、一部地域の避難指示解除から1年5カ月が経過いたしました。

あらためて、震災でお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

さて、私事となりますが、過日行われました浪江町長選挙において、多くの町民のご支持をいただき、重責を担うこととなりました。

町存亡の、この危機にあたり、町民の皆様一人ひとりから託された信頼の重み、責任の重大さに身が引き締まる思いであります。

行政報告に先立ちまして、お時間をいただき、所信の一端を述べさせていただきます。

今回の選挙では、馬場前町長が取り組んでこられた「まちのこし」の意思を継承していくことを訴え、この重責を担わせていただくことになりました。

このことは、馬場前町長が進めてこられた政策が、町民の皆様から高く評価をされていることの現れであると強く実感をしております。

馬場前町長の施策推進の基本となっているのが、「浪江町復興計画第2次」であります。

この復興計画に基づき、着実に各種施策を推進していくことが、町民の皆様の声に答えていくことであると、確信いたしております。

その復興計画に掲げられた3つの基本方針。

1. 「先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ”ふるさと”なみえを再生する」

2. 「被災経験からの災害対策と復興の取組を世界や次世代に生かす」

3. 「どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する」
この方針に基づき、しっかりと施策を進めてまいりたいと考えております。

長期的なまちづくりとしては、私は、今年開園・開校したにじいろこども園やなみえ創成小中学校の子供たちが大人になったときに、私たちの町への想いを受け継いでもらうことだと考えております。子供たちに、しっかりとした形で町を残し、明日へつながる浪江町を造っていきたいと考えております。

そのため、若い世代が浪江に生き、浪江で働き、浪江で子育てをしていくことができる環境整備に、しっかりと取り組んでまいります。

また、我が町は、農林水産業で成り立ってきた町であります。一

次産業の再生こそが、町の再生であると考えております。

生業としての再生と、稲穂が実り、こがね色のじゅうたんが広がる水田、大漁旗がたなびき、水面きらめく港、山、川、田畑、海の自然に恵まれた、あの美しいふるさとの姿の再生に、全力をもって取り組んでまいります。

そして、町外に住まわれている町民の皆様との絆を維持し、その皆様が、いつでも帰って来ていただけるよう、また、いつか帰って来れるよう、「まちのこし」に全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員の皆様方の引き続きのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、町政の執行状況についてご報告いたします。

はじめに、平成29年度決算について、ご報告いたします。

平成29年度は、浪江町復興計画に位置付ける「本格復興期」の初年度として、ふるさと再生に向けた取り組みを、より本格化させるとともに、平成29年3月31日の一部避難指示解除を受け、活気と魅力のある町の創建に向けた第一歩を踏み出しました。

ふるさと再生に向けた取り組みとしては、住宅環境整備として災害公営住宅等が完成し、順次入居の開始、子育て環境整備としては浪江にじいろこども園が完成し、昨年11月より一時預かり保育の開始や、なみえ創成小・中学校の完成など、これまでの取り組みが徐々に実を結び始めました。

さらに、有害鳥獣駆除や防犯パトロールなどを実施し、町内の暮らしの安全確保に努めました。

また、町民の方々の帰還促進を目指した取り組みとして、町内に帰還及び移転された方を対象に住宅移転補助金の交付、医療・福祉体制の整備として、町内に帰還した高齢者を対象にサポートセンターの設置、公共交通整備として、デマンドタクシーの運行開始、町内の賑わい回復として、震災後初の町内開催となった「十日市祭り」や、まち・なみ・まるしえにて毎月開催している「まるしえの日」など、各種イベントの開催、さらに、プレミアム付商品券の発行などを実施いたしました。

次に、町の創建に向けた取り組みとしては、雇用創出を目的とした新たな産業団地整備事業が進み、一部企業の操業開始、町の新たな復興・創生の拠点となる交流・情報発信拠点整備事業などを進めました。

帰還困難区域の再生としては、特定復興再生拠点区域復興再生計画を策定いたしました。

また、昨年度から実施している米の実証栽培に加え、オリーブや

エゴマ等、農作物の実証実験栽培も実施されました。

水産業としても、水産加工団地整備事業及び水産業共同利用施設整備事業に着手するなど、第一次産業の再生に努めました。

そのほか、全国各地で避難生活を続ける町民同士の絆を維持していくために、交流館の運営、復興支援員による戸別訪問や交流会の開催などの事業を、引き続き実施いたしました。

これらの結果、平成29年度の一般会計決算額は、歳入総額479億6661万3000円、前年度比138.9%の増、歳出総額458億2178万4000円、前年度比151.0%の増となり、過去最大規模の決算額となりました。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、14億1660万2000円の黒字となりました。

決算状態を歳入歳出別に見ますと、歳入については、福島再生加速化交付金をはじめとする復興関連の国庫支出金や震災復興特別交付税、大規模復興事業の着手に伴う関連基金繰入金、東京電力の賠償金などから278億8677万9000円の増となっております。

歳出では、町内の大規模復旧・復興事業の本格化に伴い、275億6579万円の増となりました。

財政の健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担費比率」の4指標につきましては、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、今後も、健全財政の維持に留意していきたいと考えております。

次に、9の特別会計についてですが、全てにおいて、黒字決算となっております。

震災から7年が経ち、ふるさと再生への取り組みが、より本格化してまいりました。しかし、帰還困難区域に故郷がある方々をはじめ、未だ多くの町民の皆様が長引く避難生活を続けています。引き続き、町民の皆様の生活再建と浪江町の創生に取り組んでまいります。

馬場有前町長を偲ぶ会について、ご報告いたします。

6月27日に逝去されました馬場有前町長を偲ぶ会を、8月12日に地域スポーツセンターにおいて執り行いました。

会では、ご遺族のほか、復興大臣をはじめ220名の町民等、多くの関係者のご出席をいただき、友人代表3名の方々からのお別れの言葉や、これまでの功績を紹介する映像を放映しながら、故人を偲びました。

次に、浪江町長選挙及び浪江町議会議員補欠選挙の執行について、ご報告いたします。

7月26日告示、8月5日投開票で行われた当該選挙においては、

投開票事務について適正な選挙事務執行に努めたところであり
ます。

今回の選挙では、投票所を県内7箇所を設置したほか、選挙のお
知らせや選挙公報の全有権者への配布、復興住宅と投票所を結ぶ巡
回バスの運行など、投票機会の確保に努めたところであり
ます。

浪江町長選挙の結果でございますが、当日有権者は1万5417名で
あり、投票者数は6641名で、投票率は43.08%と、前回、平成27年
の投票率56.05%と比べ、12.97ポイントと大きく下回る結果となり、
同時に行われた町議会補欠選挙においても、同等の結果となりまし
た。

今回の選挙においても、期日前投票者数と不在者投票者数が全体
の5割強を占めていることから、選挙のお知らせ等による事前の情
報提供が、ますます重要になるものと思っております。今後も引き
続き、なお一層の有権者への周知・啓発を行い、投票率の向上に努
めてまいります。

次に、西日本豪雨災害の支援について、ご報告いたします。

7月に発生した西日本豪雨災害では、岡山県など東日本大震災発
生以降、今もなお支援をいただいている市町村が、被害に遭われる
事態となりました。

本来であれば、現地に職員を派遣して復旧・復興のご支援を行う
べきところではありますが、当町も、未だ復興道半ばであるため、
人的支援が叶わない状況であることから、今なお人的支援をいただ
いている赤磐市と笠岡市、震災以降長期の人的支援をいただいた市
町村で、特に被害が甚大な倉敷市と高梁市の4市につきまして、そ
れぞれ30万円ずつの義援金を贈りました。

被災された皆様の、一日も早い日常の回復を心よりお祈りいたし
ております。

次に、賠償支援について、ご報告いたします。

A D R 集団申立ての和解仲介手続きの打ち切りを受けて実施しま
した町民の皆様の意向調査につきましては、4500世帯からの回答を
いただきました。

そのうち、2200世帯が「訴訟を検討したい」と回答され、先般、
支援弁護団主催による説明会を開催し、現在、調整を行っていると
ころであります。

また、「個人A D R 申立てを検討したい」と回答された約1000世
帯につきましては、その支援に向けた説明会を8月25日から開始し、
6日間にわたり県内外8箇所で実施する予定となっております。引
き続き、町ができる支援を可能な限り進めてまいります。

次に、除染検証委員会について、ご報告いたします。

7月12日に、平成30年度第1回浪江町除染検証委員会を開催いたしました。

今年度も、3回の委員会の開催を予定しており、除染作業の検証や現地での調査等を実施し、町民の放射線等に対する不安解消に取り組んでまいります。

次に、営農再開ビジョンの策定状況について、ご報告いたします。

避難の長期化に伴い、営農を再開する条件が厳しい中、農業者の方々が、美しい田園風景を次世代に引き継ぐための話し合いを重ねております。

北棚塩地区においては、今年4月から3回の座談会を経てビジョンが策定されました。

苧宿、加倉、幾世橋、川添地区では2回の座談会を開催、立野、南棚塩地区では、1回目の座談会の開催に向けて準備を進めております。

避難指示が解除された他の地区においても、順次座談会を開催し、それぞれ地区ごとのビジョン策定後は、収益性の高い農業への転換や法人化など、早期の面的な営農再開に向けて支援してまいります。

次に、農業委員会の新体制への移行について、ご報告いたします。

7月9日、農業委員12名、農地利用最適化推進委員18名に、委嘱状を交付いたしました。

会長には藤橋の佐々木茂夫氏、会長職務代理者には北棚塩の前田一石氏が選任され、総勢30名体制で、今後の浪江町の農業、特に、新たに農業委員会の必須業務となった農地の集約や担い手の確保などの農地利用最適化について取り組んでまいります。

次に、原子力被災12市町村農業者支援事業について、ご報告いたします。

本事業は、平成29年度に開始された福島県事業で、営農をするための機械や施設などに対し、最高で3000万円のうち4分の3が補助される制度であります。

今年度は、第1回申請で、水稻、エゴマ、花きを生産する農業者5件が採択され、第2回申請では2件の農業者が申請をしております。また、10月に予定されている第3回の申請につき、4件の農業者から相談を受けております。

こういった有益な補助事業を積極的に活用し、着実な担い手の確保、育成に努めてまいります。

次に、米の乾燥調製施設整備について、ご報告をいたします。

加速化交付金を活用し、平成32年度稼働に向け、現在は、施設規

模や整備箇所を検討しており、今年度中に国に申請できるよう準備しております。

引き続き、事業実現に向け、関係機関と協議を進めてまいります。

次に、町内での事業再開支援について、ご報告いたします。

町内での事業再開につきましては、官民合同チームや商工会などと連携し、再開相談や再開事業所への光熱水費補助などの支援策を、継続的に実施しております。

9月1日現在の町内での事業者活動状況については、再開・新規あわせて、120の事業所となっております。

町としては、今後、誘致企業と地元企業をつなぐ「ビジネスマッチング」や、従業員確保のための「合同就職面接会」などを開催し、さらなる支援に取り組んでまいります。

次に、プレミアム付商品券について、ご報告いたします。

昨年度に引き続き実施しているプレミアム付商品券の販売につきましては、9月1日現在で、購入者数1480人、販売金額7872万5000円、登録店舗数は61店となっております。

引き続き、町内での需要喚起・地域経済活性化により町内再開事業者や町民双方の帰還促進に資するよう、事業の推進に努めてまいります。

次に、町内イベント事業について、ご報告いたします。

仮設商業施設「まち・なみ・まるしえ」では、毎月第2土曜日を「まるしえの日」とし、町に賑わいをもたらすイベントを定期的で開催するなど、町民に親しまれる施設としての取り組みを継続的に実施しております。

また、7月28日、29日には、標葉郷野馬追祭が8年ぶりに町内で開催され、中央公園に本陣を構え、出陣式、凱旋報告会、町内行列、神旗争奪戦が執り行われました。騎馬隊56騎の勇壮な姿・行列を再び町内で見ることができたことに、多くの町民からの喜びの声をいただきました。

さらに、8月11日、12日には「夏祭り・サマーフェスティバルinなみえ」を開催いたしました。町内外から多くの方にお越しをいただき、浪江の夜空を彩る2000発の打ち上げ花火に大きな歓声をいただきました。

引き続き、町民が集い、町民同士、また、町と町民の絆が深まるような町内イベントを企画、実施してまいります。

次に、「いこいの村なみえ」の再開について、ご報告をいたします。

かねてより復旧・整備を進めてまいりました「いこいの村なみえ」

が、6月20日にグランドオープンいたしました。

整備した施設では、本館の宿泊室8部屋のほか、大浴場、休憩室、カラオケルームなどを完備しております。また、仮設住宅を再利用した宿泊施設5棟20室も整備いたしました。

一時帰宅した町民の方や、町を訪れる方々に親しまれる施設となるよう、町としても、福島なみえ勤労福祉事業団と連携・協力して取り組んでまいります。

次に、大規模水素製造拠点整備の取組状況について、ご報告をいたします。

東京オリンピック・パラリンピックに浪江町で製造した水素エネルギーの活用を目指し、NEDOの大規模水素製造拠点の整備事業について、このたび、施設の名称が「福島水素エネルギー研究フィールド」に正式決定されました。

事業の進捗状況については、造成工事が完了したエリアから順次引き渡しを行っており、NEDOでは、7月から水素製造プラントの建設着工、また、9月から太陽光パネル整備にも着手しております。

引き続き、計画通りに事業用地を提供できるよう、造成工事を進めてまいります。

次に、医療費等の一部負担金等免除の継続について、ご報告いたします。

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険につきましては、原発災害の特例措置によりまして、一部負担金等の免除を実施してきたところではありますが、帰還困難区域を除いた区域の上位所得世帯を除き、平成31年2月28日までの期間を延長することとなり、7月下旬に対象者の方、1万1116名へ一部負担金等免除証明書を送付いたしました。

次に、なみえダンベル交流会について、ご報告いたします。

ロコモ予防・健康づくり事業として、県内10箇所で実施しているダンベル教室の、教室間の交流と教室への参加継続や自主的活動の意欲向上を目的に、9月2日に浪江町地域スポーツセンターにおいて、なみえダンベル交流会を開催いたしました。

当日は138名の参加者による全員演舞において、息の合った演技が見られました。

次に、応急仮設住宅について、ご報告いたします。

8月31日現在の仮設住宅の入居状況は、供与戸数418戸に対し、入居戸数54戸、入居者数74名、入居率12.9%となっております。

また、8月27日に福島県は、仮設住宅の供与期間を、さらに1年

間延長することを発表されました。

今後も、入居者の孤立防止など安心・安全を確保しながら、住宅確保の見通しを立てられずにいる方に対しては、引き続き、できる限り懇切丁寧な支援に努めてまいります。

次に、町外の復興公営住宅について、ご報告いたします。

町外の復興公営住宅の入居状況につきましては、8月1日現在、1540世帯、2713名の入居が決定し、1537世帯、2709名が入居を開始しております。

なお、平成30年度第2回定期募集は、募集戸数604戸に対し応募戸数69戸で、倍率は0.11倍となっております。

次に、教育行政について、ご報告をいたします。

町立学校では、二本松市の町立学校に平成29年7月31日から2年間着任をしていた語学指導助手が退任をし、平成30年7月31日から新しい語学指導助手2名が、浪江町と二本松市の町立学校に着任いたしました。

両名共に、浪江町の子供たちへの英語教育に対する熱意を持っております。今後、中学校はもとより、小学校での英語教育が推進されることから、教員等の配置の面でも、より良い教育環境の整備を進めてまいります。

次に、生涯学習関連について、ご報告をいたします。

7月1日に当町と広野町を会場として、双葉郡スポーツ交流大会が開催されました。当町からは、昨年のバレーボール、剣道、野球に加え、なみえ創成小中学校を会場としたグラウンドゴルフに出場し、準優勝を果たしました。

また、8月6日に開催された福島県総合体育大会県民スポーツ大会相双地域大会では、バレーボール、壮年ソフトボール、ソフトテニスに町代表として出場し、壮年ソフトボールとソフトテニスで、ブロック優勝を果たしました。

8月11日には、なみえ創成小中学校を会場として、震災以降、町内で初めてとなる野球大会を、町長杯として開催し、3チームによる熱戦が繰り広げられました。

文化財保護関連では、昨年度から実施してきた北産業団地造成予定地での埋蔵文化財の調査について、古墳時代前期を中心とした60棟以上のたて穴住居や、古代の製鉄遺構が検出され、9月8日に現地説明会を実施することとしております。

以上、6月定例会以降、現在までの取り組みについてご報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、専決処分の承認案

件1件、決算の認定案件2件、契約の締結及び変更案件6件、土地の取得及び処分案件6件、平成30年度の補正予算案件が10件、特別功労者の決定同意に関する案件が1件、報告案件が2件であります。

詳細につきましては、提案の都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 以上で行政報告が終わりました。

◎一般質問

○議長（紺野榮重君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。質問は質問席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また、円滑な議会運営を行うため、後順位者が前順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は、通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇ 高 野 武 君

○議長（紺野榮重君） 3番、高野武君の一般質問を許可します。

3番、高野武君。

[3番 高野武君登壇]

○3番（高野 武君） 3番、高野武であります。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

なお、方法としては、通告書に記載どおり、一問一答方式で行いたいと思います。不明な点につきましては、再質問、再々質問も、考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

質問に入ります前に、本年6月27日に、まちのこしのために奔走し、志半ばにして亡くなられました馬場有前町長のご冥福をお祈りいたしますとともに、吉田新町長におかれましては、馬場町政の継続と、残された復興期間内での事業完遂及び選挙公約実現に向けての行動に期待をいたしまして、質問に入りたいと思います。

まずはじめに、町内各校の建物、備品、校庭についてであります。震災前、町内には6つの小学校、3つの中学校があり、ほかに幼

稚園2箇所、保育所も2箇所、児童館が1箇所とありましたが、その中で津波被災の請戸小学校の件は、3番の事項で質問したいと思います。それと、帰還困難区域の学校については、質問からはずしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

さて、あの大地震から8年目に入りましたが、建物は、時間の経過とともに傷みが進むことは、目に見えて明らかであります。人の手入れがないと、なおさらのことに痛むのが早いと考えます。このまま放置すれば、いずれ倒壊の危険性も出てくると思います。昨年の答弁では、平成31年からは休校扱いで、平成32年からは人口の動向を見て判断をいたしますとの説明もありました。しかしながら、再開した創成小中学校の今後の通学希望者を拝見する限りでは、あまり期待のもてる数字ではございませんでした。そんなことを考えたときに、このままでいいのか、何らかの判断をすべきではないのか、以上の思いから、修理保存なのか、解体なのか、また、前回の答弁にありましたとおり、予定通り判断を先延ばしにするのか、伺いたいと思います。

また、今後の学校再開や昨今の異常気象の災害時に避難場所としての利用も考えているのであれば、耐震診断や危険箇所等の調査はしたのか、さらには、解体や保存した場合の費用算定はしているのか、財源はどうするのか、いずれにしても、人口増加もあまり見込めない中で、今後の利用方法はどうか伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 建物の今後の利用目的と解体、それから保存した場合の費用算定と財源についてお答えいたします。

町内学校施設につきましては、現在の居住状況からすると、今後しばらくの見通しとして、学校としての再開は非常に難しいと考えておりますが、こういった状況も踏まえまして、まちづくりや地域の状況を考慮しながら、学校とは別の形での有効利用の可能性もあると考えているところでございます。

例えばですけれども、浪江小学校ですと、3月提言を受けました浪江町の健康関連施設整備に関する提言、こちらの中では町民の集会の場所や企業、大学、NPO等、町外から来る者が利用するスペースとしての活用等が挙げられております。

このことから教育委員会としましては、今後の利活用の計画や意向について、町部局と調整をしながら進めてまいりたいと考えているところではございます。

また、耐震診断でございませけれども、各町立小中学校、体育館

も含めまして、平成19年度から平成21年にかけて実施しているところでございます。耐震補強が必要な部分については、調査の翌年度にそれぞれ実施しているところでございます。

また、震災後、被災後の被害調査の状況でございますけれども、現在のところ、実施はしているところではございませんが、今後、具体的な活用が出てきた場合、改修や修繕等にあわせて実施していきたいと考えているところでございます。

また、解体する場合の財源でございますが、今後、先ほども挙げましたとおり、別用途で活用するために解体することとなった場合も想定いたしまして、国等と調整、確認のほどをしていきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 耐震診断の一応検査はしたということですが、どの学校で何箇所ぐらい耐震診断をしたのか。それは、もちろん専門業者に依頼しての耐震診断だと思いますけれども、その結果を伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 耐震診断の実施した学校につきましては、町立学校全校とも実施しているところでございます。耐震診断の結果でございますけれども、手元に詳細な資料がございませんので、しっかりとしたお答えができませんが、具体的に耐震補強の必要があるといった場合については、翌年度に実施しているところもあり、そういったところを確認すれば、今、手元にはございませんけれども、どの部分が耐震補強の必要性があったというのが確認できるところと思っております。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 具体的に私、どの学校で何箇所ぐらいと、学校名とか、そういうの全校的にやりましたと今、伺いましたけれども、どのぐらいの箇所をして、どのぐらいの費用がかかったのか、計上したのか、予算面もあわせて、かかった費用ですね、大体そのくらいかかりました、ということをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 大変申し訳ございません。手元に具体的な資料がございませんので、後ほど、改めて詳細な資料を提出させていただきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 私は、一般質問の通告書で原稿の中に、どのぐらいの費用算定がかかったのかと、また、具体的な説明がほしいと

いうこと、先ほど申し上げましたけれども、事前に通告しておいて資料提出いただけないというのは、若干腑に落ちないところがあるんですけども、揃える時間的な余裕はなかったということですか。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 数等の確認をして、決算額等の整理までは資料としてはしていなかったところでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） それで了解はいたしますけれども、後日の資料提出をお願いしたいということでもあります。ただし、事前に私から、きちんとこういう形で説明をいただきたいということで通告をしてはありますので、その辺は十分注意をしていただきたいと、このように考える次第です。

財源は、国と協議をするということであったとしても、復興期間もそろそろ終わりに近づいておりますよね。それで、終わりに近くなっているということであれば、あと2年何カ月ぐらいですか、その期間内に準備はできるのかと、国の回答は得られるのかということをお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 復興創生期間内の解体の財源確保については、はっきりとしたところは申し上げることはできませんが、今の段階では、先ほども申し上げましたとおり、3月に提言を受けました健康関連施設整備に関する提言の中など、今後利活用の方針がある程度、まだ可能性として残っているということもございまして、基本的には、そういったところが、どのように検討されていくかというところの状況を見守っているところでございます。

今後、復興創生期間が終了をするということが近づいてまいっておりますので、そういったことも踏まえまして、一度、どういった利用、どういった状況で解体した場合について、どういった財源がどの程度の期間まで確保できるのかは確認してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 先ほど申し上げましたとおり、復興期間が短いという中での質問だったんですけども、期間が短いということであれば早急なる対応を考えていただきたい、ということの思いで質問をいたしました。

しかし、今の状態では、私の個人的な考えではありますけれども、話の内容においては、2年半ぐらいで、今まで解除になる前にも建

物の耐震診断とか、大震災の後、そこにやりましたということですけど、その期間から、かなり現在まで日にちが経っておりますよね。だとすれば、あと2年半くらいで、具体的な説明できる限りの、国に対してももちろんそうでありますけれども、その資料は準備できると、そういう解釈で結構ですか。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 復興創生期間終了までの2年間という間で具体的な結論が出るかどうかは、今のところ見通しが立っているわけではございません。ただ、少なからずとも、復興創生期間が平成32年度という時限的なところで推移しているところだけは、当然のことながら、私も確認しているところではございます。そういった意味も含めまして、復興創生期間内に、できるだけ可能な限り検討の結果を出していけるような形で検討してまいりたいと思います。

しかし、とは言いましても、具体的な検討結果が復興創生期間を超えてしまうというような想定が、途中の段階で出るかもございません。そういったところも見据えまして、国の財源的なところ、あるいは制度的なところは確認しながら進めてまいりたいと思うところでございます。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 現在の件では、それ以上の質問をしても多分無理だと思いますので、先に進みたいと思いますけれども、ただ、耐震診断とか、そういう形で質問したという経緯でありますのは、要するに今年の3月だと思いますけれども、浪江町内のハザードマップが完成しました。その中で、いろいろハザードマップの避難状況、その他諸々を拝見いたしましたときに、同じ防災機能、要するに避難所等の取扱いの緊急記載とか、避難所としてありましたので、その辺の取扱いを今後どうするのか。避難所としての機能を十分に活用できるのであれば、当然、十分なる耐震診断、安全面、安心面、町内に帰還した人たちの安心・安全を私たちが守るんだという意識の下に、防災機能、そういう形での質問いたしましたけれども、若干関連になりますけれども、同じ防災機能としての、先月の全協において提示がありました室原地区の防災拠点や備蓄倉庫、整備の必要性は当然だと思います。当然、財源も復興再生資金というのであれば、そこばかりではなくて、市街地に、特に人口の集中している復興住宅から最も近くて、また、高台に位置する幾世橋の小学校、これなど、駐車場やヘリポートにも利用できますし、また、校庭など、これから何十年、何百年の間に、最近特に感じますけれども、何十年来の大雨、洪水であるとか、何百年であるとか、そういう形

の報道だいぶありますけれども、それが、現実にはもう当たり前の
ような状況になってきております。

そこで、防災機能としての、私の個人的な考えでありますけれど
も、幾世橋の小学校あたりであれば、浪江の市街地のハザードマッ
プを見る限りには、市街地全域が、要するに浸水区域になっており
ます。

ただ、これは、どの辺の雨量を想定したものであるか、その辺の
判断基準が若干不明でありますけれども、いざ避難をする、そうい
う場合になったときに、道路が冠水した、交通の渋滞、老人たちは
動けません。移動手段が限られる中で、私は、幾世橋の小学校、個
人的な考えと前置きした上での話ですけれども、あれは高台に位置
しますし、また、人口密集地からも大分近いということで、その辺
あたりも、この前、全協で、先ほども言いましたように、防災拠点
の整備をやると、であれば、1箇所には防災機能を集中させるのは
なくて、2箇所、3箇所、地区住民がいち早く避難できるような状
況の場所を整備することも重要ではないかと考えます。

それにつきましては、これは、あくまでも要望に近くはなります
けれども、町民の生命と安心・安全・財産を守るためには、ぜひと
も避難場所を1箇所に集中させるのではなくて、複数の防災拠点の
整備を考えながら、ぜひとも整備をしていただきたいと思えます。
これは、要望で結構です。

2点目に進みます。2点目に、学校内に残されたままの机とか、
椅子、図書等の備品等の数量は、調査はしたんですか。

また、それらの放射線の計測は、したように伺っておりますが、
どの学校で、いつ頃に、どんな備品を、何箇所ぐらい計測したのか、
それらの数値もあわせて伺いたいと思えます。

さらには、これら備品の再利用計画はあるのか、また、再利用を
断念し、廃棄処分をした場合の費用算定等はしているのか、あわせ
て国からの補助金等は見込めるのか、その辺も伺います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 机、椅子、図書等の放射線の計測、それか
ら、それらの再利用の計画、廃棄の場合の費用算定についてお答え
いたします。

被災後、町内の学校では、校長をはじめ教職員が、度々立ち入り
をしているところでございます。その被災の初期段階で、安全性確
認のために空間線量の測定を行っているところでございます。

また、子供たちの私物返却の際には、東京電力の協力を得て計測
を行った経過もあり、その際には、線量の問題で返還ができなかつ

たとの報告はございません。

学校備品等の放射線計測につきましては、個別の計測は現在までのところ実施してはおりません。施設の利用として具体的な活用が決まれば、備品については、線量計測の上、再利用か、あるいは廃棄なのかは検討する必要があると、当然考えているところでございます。

次に、数量でございませけれども、現在も、震災前から引き続き備品台帳で管理を行っているところでございます。

最後に、廃棄に対する財源につきましては、施設の利用と同様の返答となってしまいますけれども、今後、再利用の計画といったところも踏まえまして、国等と調整してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 線量は、計ったというのは大体分かりました。

ただ、これらの備品が8年間も放置されたままであるという現状から考えれば、外は傷んでいるのではないのかと。また、再利用は考えているというのであれば、きちんとした放射線の計測をして、当然使用するのには、学校の備品でありますから、子供たちなわけですよ。だとすれば、親が放射線がいやだということで、町内から避難をしているわけですから、その現状を考えたときに、きちんとした数値を出して、これらは、こうなんだから大丈夫ですよ、という説明がしっかりとできるような体制をとっていただきたいと考えます。

あと、廃棄処分をした場合の費用算定、その内訳と、今現在浪江町の棚塩地区で稼働しております焼却炉、あれは一般廃棄物の取扱いの焼却炉の許可をいただいているという前の説明がありましたとおり、それらに関して利用できるのであれば、当然利用して、いつまでもそういう形で、いずれ廃棄をするのであるという前提の下にですけれども、それらの利用も考えてみるべきではないのかと考えますけれども、どう考えますか、伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

今、議員自身がおっしゃいましたように、長い期間、管理は十分できないまま置かれた机とか椅子でございませ。

それから、新しい学校の備品をお願いする際に、子供たちに直接かかわるようなものについては、本当に放射線の問題、そのほかのことから大変なご負担をいただきながら、新しくさせていただいた経緯がございませ。そういった子供たちに直接かかわるようなもの

については、ほとんど、今ある机、椅子などについては使用できないだろうと。例えば、図書などにつきましても、大分早く避難指示が解除された地域では1ページ、1ページぬぐったというお話も聞いてはございますが、そういうことは恐らく対応はしきれないだろうと。よほど貴重な資料であるとか、図書などについては、別な意味から保管する必要があるだろうと、そんなふうを考えますと、利用できるものについては、かなり限られてくるのではないかと。そういった中でも、今、議員がおっしゃったような方策を講じながら対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 先ほども申し上げましたとおり、子供たちが当然利用するのであるという限りには、管理者で保護者である親御さん、この方たちが、安心である、安全であるという理解を得ないことには利用できないのであろう、難しいであろうと考えますので、今のような質問をいたしましたけれども、多分、廃棄物で、どこの焼却炉使うか分かりませんが、それを使って利用して焼却処分、廃棄処分した場合、大体どのくらいの費用がかかるのであろうか。また、それは、費用負担に対して国でしっかりとした面倒を見てくれるのか。

また、東京電力さんで被害者の原因企業であると考えれば、それで東電さんに費用が請求できるのか。また、払ってもらえるような可能性はあるのかなど、どうなのか、その辺を伺いたいと思います。焼却炉処分した場合です、廃棄処分、費用算定等。

○議長（紺野榮重君） 答弁調整のため暫時休議します。

（午前 9時58分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 9時58分）

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） お答えいたします。棚塩の施設の利用についてですけれども、今のところ、学校施設のものを受け入れることにはなっておりませんで、基本的には、また別な廃棄を考えなくていけないこととなります。そういった状況も踏まえまして、先ほど来、議員からいただいております話のとおり、利用すること、廃棄すること、そして確認行為、それから、一番最初の質問でもございましたけれども、復興創生期間という期間も設けられているところ

もごさいますので、そういった意味で、できるだけ早く、そういったことに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 今の件でありますけれども、先ほど、後から質問しました、かかった費用、廃棄処分に関して、棚塩の施設、さっき私、話しましたように、一般廃棄物の処分取り扱いの許可をいただいているということでしたけれども、確か、富岡町の産業廃棄物、家屋解体とか、そういう処分も検討していきたいということの説明が、全協の中でありましたもので、富岡町の町外の物を施設で受け入れて、地元の廃棄物を受け入れないということは、私としては、あり得ないと思うんですけど、その辺の解釈は。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 棚塩の焼却施設については、今、議員のお質問のとおりでございますので、学校の備品に限らず、当然、もし学校が廃校となる場合に、解体する建物のゴミも、焼却施設でとってくるのかという議論になります。

ただ、当然まだ、そういう結論には至っておりませんから、その段階で、備品にしても、施設についても、環境省と協議して、棚塩の焼却施設を使っていたきたいという議論にはなってくるのだろうと思っております。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 繰り返しになりますけれども、町外の施設分を受け入れるということでもありますけれども、ただ、建物を、さっき冒頭にさわりましたけれども、解体、要するに焼却処分、そういうものの施設をあわせて、図書類とか、備品、机、その他諸々、学校関係の施設の全部をまとめて処分、焼却、そういうために利用するんだという解釈で結構ですか。

本類は、さっき答弁ありましたとおり、保存するべき貴重な書類、それは当然な備品であるとは思いますがけれども、これは、当然、後世のためにも、ぜひとも残す文献であると思っておりますので、除外しても当たり前だと思います。ただ、それ以外の机とか、図書類、そういうものに関しては、各地区の学校で割と教育関係のOBの方、卒業生の方々、記念品とか、そういう形の贈呈をしたという思い入れのある備品がかなりあると思うんです。その辺の寄贈した関係者の方々の心情を思うとき、それを、果たして一般廃棄物、そういうもので一緒くたにして、焼却してもいいのかという考えが、若干ありましたもので、そういう形で思いを込めて質問したわけですがけれども、これは、当然、廃校でも前提にはなるのだろうとは思いますが

れども、それに関しても、当然、一般町民の声を聞く、アンケートをとる、そういう方法で、何かしらの地元の意見を、ある程度反映させる、そういう形での行政をお願いしたい、対応をお願いしたいと考えます。

2点目は、終わります。3点目に移ります。

3点目として、学校の校庭の取り扱いについてですが、今、全国的に子供の減少傾向と市町村の過疎化が進む中で、浪江町では一部地域において避難指示が解除になりました、しかし、原発事故とも相まって、帰町する人も少なく、特に生徒、児童数の増加は見込まれず、臨時休校中の学校再開も期待できない中で、廃校の可能性も今、申しましたとおりに十分あります。町としても、この広大な土地の利用計画は考えているのか。

また、町中央に位置する浪江小学校と、その校庭に利用されておりました中央公園は、これからの復興と再開計画において、切り離すことはできないと考えますので、学校の廃校の可能性も含めて、中央公園とか浪江小学校の校庭の利用計画があるのか、伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 校庭の今後の取り扱い、それから、中央公園等の取り扱いについてお答えいたします。

まず、浪江小学校の校庭の活用でございますけれども、先程の一番最初の質問でも申し上げましたとおり、学校施設としての活用の見通しは非常に難しいと考えているところでございます。

このような中でございますが、こちらも、3月に提言がございました浪江町の健康関連施設整備に関する提言の中で、小学校の校庭の活用事例としまして、浪江小学校周辺には駐車場がないといったことから、校庭を駐車場で利用するといったことが挙げられているところでございます。

この内容に沿った利用といたしまして、現在のところ、一時的な利用になるとは考えられますけれども、浪江小学校の校庭をイベントの駐車場として利用する取り組みについて調整したところでございます。

中長期的な計画については、今のところ見通しは立っておりませんが、提言等に沿ったような中身で、他課から上がってきたイベントでの駐車場利用がありましたので、そういった意味で調整を図ったところでございます。

また、それ以外の学校の校庭等の実際の取り組みにつきましては、今のところ、まだ決まっておりませんで、浪江小学校の校庭だけに

止まっておりますけれども、浪江小学校の校庭と同様に、教育委員会といたしましては、今後の利活用方法について随時、町部局とともに検討をしていき、調整を図りながら利用方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、中央公園の話でございますけれども、中央公園の実情を申しますと、現在のところ、これも一時的な活用になりますが、行政報告の中でもございましたが、野馬追での活用、それから、十日市等、イベントでの駐車場利用といった、またこれも一時的ではございますけれども、活用になっているところでございます。

それから、広大な土地の利用というところで、中心部でいきますと、教育委員会の予算の中で、全体的な計画として今年度の予算で計上しておりますのは、ふれあいセンター周辺に健康関連施設を整備するというので、今のところ、広大な土地の中の一つの部分に限ってですけれども、先ほど来、話しております提言の中で受けたものを実現に向けて、今回、今年度の予算で基本設計を計上させていただいているといったところになります。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 市街地のだ真ん中にあるということも、もちろん一番最大の利点でありますよね。町の真ん中に、あれだけの広大な土地があるということは、利用計画に関しては、先ほど質問の中で若干抜けましたけれども、浪江小学校があそこに建っております。そこで、浪江小学校の施設を利用して、あくまでも学校が再開できるのがいつになるか分からないという現状を踏まえた上で、先ほど説明ありましたとおり、学校の施設を、人の手が入らないと、先ほど言いましたように傷むのが大分早いものですから、だとすれば、その学校を利用して、今のスペース的な問題もちろんあるんだろうとは思いますが、教室を利用した、いろんな芸能の活動にも利用してもらおうとか、また、ほかの土地から来ていただいた方に宿泊の研修とか、また、例えば、大学の合宿であるとか、貸会議室や、あと、郷土芸能関係あたりだとすれば、そういう形での物の保存、そういう方面とか、また、ギャラリー、いろんな展示物とか、各種工芸とか、大堀相馬焼あたりの実体験とか、そういうことができるようなスペースとか、また、人の集まるようなサロン、そういう飲食店関係、個人的にそういうものの意見を若干いろんな形で聞いた上で利用できれば、当然、町の市街地の中心部にありますので、民間に、ある程度解放していただければ、人の交流、集まる施設に十分活用すれば、浪江町の復興に関しての、にぎわいづくりの一貫になるのではないのかなと、そういう思いで、色々と個人的に考えま

したけれども、ただ、予算の面とか、いろんな面もあると思いますので、その辺も検討していただきたい。その時期にも、そろそろ来ているのかなという思いでありますので、ぜひとも、その辺もあわせてご検討いただければと思います。

3番目に移ります。先ほど若干触れました伝統芸能の保存と町内の各地区に残る文献等の保存への取り扱いについてでありますけれども、私が生まれ育った地区は、津波被災地のために、避難指示が解除になっても、防災林の整備のためと、防災集団移転事業での移転元買取事業で、別の土地への移住を余儀なくされました。さらには、移転候補地の復興整備事業の遅れとも相まりまして、町外移住者も、かなりの数に上っております。はっきり言えば、大字の存続の危機でもあります。

他方、帰還困難区域の居住者も、同じような状況だとは思いますが。

さらには、町内の帰還者も、高齢者が多いように見受けられます。このような状況が続けば、大字の運営や各地区での生活環境整備等の勤労奉仕、また、伝統芸能の保存にも支障が出るのではと思われませんが、今回は、その中から伝統芸能についてお尋ねをいたします。

まず1点目として、避難生活も長くなればなるほどに避難地区への定住化が進み、子供たちは、その地区の環境に溶け込み、そこが故郷になると思われ、さすれば、その地区の歴史、伝統の中で育つわけですから、浪江町の伝統芸能に興味を持ってくれるとは限りません。現在は、伝統芸能保存のために、運営、活動費を助成しておりますが、いずれ後継者がいなくなった場合のことも考えておいたほうが良いのではと常々考えておりました。

そんな中で、本年3月に発刊された、苧宿民俗誌を知人よりいただき、拝見いたしました。その中の記載として、伝統芸能の由来、歌、踊りの振り付け等、事細かに記載されておりました。この文献を見るにつけ、将来的には、浪江町にも、こんな歴史や伝統芸能が存在したということの後世に伝えるためにも、さらには、いずれ人口が戻るのにどのくらいの時間が必要なのか不明なときだからこそ、現在、指導者がおり、後継者がいる、この時期を逃せば、伝統芸能の保存は次第に難しくなると思われれます。

以上のことから、各地区の芸能、踊り、祭典等に使用される品々の由来、調達方法、使い方等、誰が見てもすぐに再開でき、分かるように映像なり、文献なり、電子記録等として残すことが必要ではないのかと思われれます。

町の第二次復興計画の中にも、保存、継承に取り組むとの記述があることから、現在補助金を支出している団体で、保存記録のある、

または保存記録に取り組んでいる団体はどのくらいあるのか、伺いたと思います。

あわせて、補助金の支出はなくても、各地区に伝わる伝統芸能等はないのか、それらに対して、町として、保存方法と、その取り扱いを今後どういうふうにするか、考えがあれば伺いたと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご質問にお答えいたします。

町内に伝わる民俗芸能で、伝承を目的とした映像による記録が保存されている団体の数でございますが、震災以前からもこれは進めてございまして、現在も続けておりまして、今年度の予算をいただいているものを含めまして8団体11種目でございます。

なお、これらの経費でございますけれども、町からの支援はもちろんです、各種関係団体からの支援によっておるところでございます。

また、平成22年度震災直前でございますけれども、調査時点で町内には、神楽、田植踊、鹿舞といった民俗芸能は、25団体で継承されておりました。実は、震災後、できるだけ呼びかけたところ、何らかの反応があったのは19団体で、ご相談もしたんですが、実際、再開・継続まで至っている団体は、その中からごく一部でございます。

町としましては、映像による記録の作成対象を震災前の指定文化財から未指定文化財まで広げましたほか、再開を目指す団体に対する支援のための補助金の創出や、すぐには再開が難しい団体の用具類の保管なども実施してまいりました。

今後とも、これらの取り組みを継続しますとともに、保存団体の意向を踏まえながら、専門家や関係団体のご指導、ご協力いただき、民俗芸能の保存継承に努めてまいる考えでございます。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 指定団体その他諸々は十分分かりました。何の踊りや、何か芸能でもそうなんですけど、一応、同じ踊り、芸能であっても、それぞれの芸能によって体の動き、目線などは、指導者がいる現在だからこそできる資料で記録できることだと思います。

それで、映像等の記録だけでは盆踊りと同じような形で、誰が見ても同じであるという解釈のもとに成り立ちますので、現在、指導者がおる、そして、今、申しましたとおり、踊りなんかは、目線とか、手の動きとかそういう細かい動作がかなりあると思います。

だとすれば、それらの映像記録とあわせて指導者に対しての助言、アドバイス、要するにその解説付きと言ったほうが正確かなと思

いますけれども、そういう形の記録、保存もあわせて考えていただければなと思いますので、その辺は、どう考えていますか、伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。実は、映像記録のほかの記録の現状でございますが、ご覧いただいたかもしれませんが、浪江町史別巻の浪江町の民俗という冊子がございます。この中に町内の15の伝統芸能の記録がございます。今おっしゃいましたように、舞であれば舞の手順であるとか、実際に舞が演ぜられる状況であるとか、かなり詳しい状況は、そこにはございます。

ただ、今おっしゃいますように、それがなくなる心配のあるものもありますので、こういったことについては、この後の対応になりますけれども、記録に努めたいと思います。ただ、映像記録も難しいんですが、文献は、さらに専門家の方が聞き取らないとなかなか難しいところがあります。ただ、そういった技術、知識を持っておられる方が限られていますので、もちろん指導いただきながらなんですが、とりあえず録音とか、先ほど申しました映像に撮っておくことが可能性を残すということにもなりますので、双方睨みながら対応していきたい、そんなふうを考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 了解をいたしました。

私が思うには、伝統芸能というのは、時間の経過とともに活動しなければ風化はすると、風化すれば当然、継承は難しくなる、自然と消滅するという危機感が大前提にありますけれども、現在、指導者があり、こういう時期だからこそ、誰が見ても分かるような形として、明日にでも見れば、「ああ、これはこうだったんだ」という再開できるような体制を整えておくことが、私としては、町としての責務ではないのかなと考えます。

あと、それらの保存関係は、きちんと記録では保存してあるというご答弁でございましたけれども、先ほど言いましたように浪江小学校あたりは、町の中心部に存在していること、学校再開の予定もないということであれば、そういう形の町内各地区に残っている神楽でございますとか、また、いろんな形の伝統芸能の衣装類その他諸々があると思いますけれども、そういうものを一元に町として管理をして、利用していただくという方法も、一つ考えられるのではないのかなと考えますので、その辺も、ぜひご検討いただきたいと思います。

2点目に移ります。今回、私の地元より大字請戸誌が歴史学者、

地元関係者の協力の下に発行され、私の年代の者でさえ、初めて知り得たことも多くて、地区の成り立ちや先祖の生業等も伺い知ることができたことは、この土地に生まれて育った者として、後世に残す上でも大変貴重な資料だと思っております。

また、私の友人、津島地区に住んでおりました方より、個人で所有している文献で、同じく、その土地の由来、歴史とともに相馬藩との関わり等の文献等を拝見いたしました。要所を整理したものではありませんが、大変貴重なものだと感じております。これらの古文書というか、文献は、これらの個人宅以外にも人の目に触れず残っているものも、まだ多数あるのではないのか。こんなときだからこそ、後世に残すためにも、荒廃や行方不明になる前に聞き取り調査等をして、電子記録や文献として保存することが、町としての責務と思われれます。

以上のことから、町として今後の対応と、その辺の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご質問にお答えします。

教育委員会といたしまして、これまで浪江町の歩みを伝える歴史資料を保護・保全する活動を行ってまいりました。

特に、震災当時は、なかなか手が回らなかったんでございますが、平成26年度あたりからでございます、家屋解体の進捗に伴う消失、あるいは盗難のおそれから歴史資料を守るために、安全な場所に運び出すレスキュー活動を行っております。役場や解体申請の窓口等に保全・相談を呼びかけるチラシ等を備え付けまして、相談をいただいたケースごとに対応してきたところでございます。

平成26年度から平成30年度まで、延べ19件の活動がございます。主に、以前からそういった資料をお持ちであった旧家の方々から解体をする、あるいは管理が行き届かないので相談にのってほしいかというそんなお話が一つのきっかけでございました。

今後とも当該の活動につきましては、継続して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 産業振興や箱物優先の予算計上ばかりではなくて、各地区に残る、こういうような形、これらは、浪江町の将来を今後語る上でも大変貴重なものと、私個人的には思っております。その資料が、今おっしゃったとおり家屋の解体、その他諸々で、なくなる、流出している、そういう危険性は、ぜひとも避けたいと思っております。その辺に関しては、早めの聞き取り調査と、保存に向けて

の対応を、ぜひとも求めるものであります。

私は、この問題に関して質問いたしましたのは、請戸地区は、今回私もそうなんですけれども、津波被害で何十年来、何百年来の伝統のある保存関係の記録そのものが流出したわけです。その中で、我々が先祖から受け継いできた、保存すべき資料がないということは、聞き取り調査が重点になるものですし、重点になれば、ある程度、人の年齢とともに記憶というのは薄れていくものであると思います。だとすれば、時間とともにあやふやになる前に、その辺の保存に向けて、しっかりとした取り組みと対応を、お願いというよりも、ご検討いただきたいと思います。

それでは、3番に移ります。新聞報道等で、双葉町と浪江町をまたぐ地域に震災復興祈念公園の設置計画がまとまり、施設の概要が発表になりました。その場所から少し離れたところに位置する請戸小学校は、海岸線の近くにありまして、あれだけの大震災の津波による被災にもかかわらず、ただ一人の犠牲者も出さずに避難できたということは、教職員の方々と児童達の連携行動の賜物であり、誠に称賛に値するものであります。これが、新聞等の報道により、全国的に知られるところとなりましたことは、皆様もご存知のとおりと思います。

その校舎の保存について、昨年9月の全員協議会の中で、町としては残したいが、地元と話し合いをして決定したいと伺いました。その後、復興祈念公園の基本計画がまとまったとの報道を受けまして、先月の全員協議会で、資料の提出を要請し、拝見いたしました。その中で、請戸小学校は、周辺地域の関連施設とのネットワークのイメージとしての記載のみで、その取り扱いや維持、管理費も含めて事業主体そのものが、明確ではありませんでした。

そこで、国や県に対して、復興祈念公園との関連では、町としてはどのような位置付けになるように要望、要求活動をしたのか。あわせて、どんな説明、回答があったのか、伺いたいと思います。

管理運営が、国、県、町いずれかの位置になるのか、決まれば費用負担等も分かることなので、位置付けという言葉を使いました。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えいたします。

福島県復興祈念公園基本計画の策定にあたっては、国・県との協議はもとより、住民説明会及びワークショップ等を開催し、幅広いご意見をいただきました。

請戸小学校の震災遺構としての活用については、賛否両論ございまして、将来的な行政コストを心配する声がある反面、議員がおつ

しやる請戸小学校児童・生徒が全員助かった「津波被災地の奇跡」を後世に伝えるべきとの意見も、多く聞かれたところでは。

町としても、こうした震災時の状況や今後復旧する請戸漁港等とのネットワークの形成、地震と津波による被害・脅威・教訓の伝承の重要性について、基本計画で考慮するように要望し、平成30年7月に策定した基本計画には、概ね反映はされているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 基本計画に反映されているということは、事業主体は国でやるということですか、確認をいたします。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 請戸小学校の維持管理については、復興祈念公園の基本計画ですので、全く記載されてはおりません。私どもが申し上げたのは、請戸小学校については、まだ取り扱いは決まっていませんが、復興祈念公園とのネットワークとして周遊するエリア、伝承を伝えるエリアとしても考慮されることですから、そういう活用も、いずれは考えられるということで、計画には位置付けてくださいということをお願いして反映してもらったということでございます。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 時間がないので、若干早口になりますけれども、決まっていないということは、事業主体が分からない中で私が一番危惧するのは、震災関係で2、3日前のテレビ報道でもありましたけれども、各自治体がこれだけの遺跡、遺構を残した場合、町単独でのこれからの将来的な費用負担面とか、安全性を考えたときに、どうなのかということで、やむを得ず断念をしたという新聞報道も合わせてですけれども、かなりありました。

町としては、建物もかなりでかいですから、あの施設を町で、仮になりますけれども、予算計上した場合、将来的に町としても、帰還人口が少なくなる中で、予算的な面から見たらかなりの無理があるのではないのかと。将来的に人口が見込めないのであれば、負の遺産というか、費用負担は避けるべきではないのかと私は思っておりますけれども、ただ、地元生まれ育った者としては、ぜひとも祈念公園の中で、管理が国の方面になるように位置付けをしてもらえれば、予算面の心配がなくなれば、これは、ぜひとも後世のために残すべきではないのかなと考えますけれども、ただ、町単独では、それは、かなり私個人としては難しいと思います。

だとすれば、それらの整備事業関係で震災遺構として残すのであ

れば、トイレとか、いろんな避難経路とか、案内板、説明文、当然必要になると思いますけれども、その辺に関して全国的に発信するのは結構ですけれども、ただ、それも、あくまでも財源の目当てがついた時点の話であって、現在、財源の見込みがない、分からないという中であれば、これも、遺跡として、遺構として残すことも若干考えなくてはならないのかなと考えますけれども、その辺、どういふような解釈をしておりますか、お伺いしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 議員お質しのとおり、請戸小学校を仮に残すとした場合、一番懸念されるのは通常の維持管理の経費だろうと考えております。もしそうなった場合は、きちんと国、県なりに対して維持管理に関する財源を求めていきたいと考えているところで

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 財源問題が、私は一番重要であると考えますので、その辺は、重点的に町を挙げて全力で取り組むという決意と、そのように表明していただけたものと解釈いたしまして、次に移りたいと思います。

4番目に、最後になりますけれども、中心市街地の復興と景観についてありますけれども、特に請戸川と高瀬川の間、要するに駅前から国道6号線までの権現堂地区を中心としたイメージとして、お尋ねをいたします。

先月17日の全員協議会で、町全体としての家屋解体件数と完了件数の資料が配布されました。それに合わせて、本年3月いっぱい建物解体の申請受付件数が終了し、これ以降の解体は自己負担となるはずですが、人口の減少とともに、空き地が増えてくるのは、景観の一つをとっても、誠に寂しいものであります。

一方で、荒廃した家屋の撤去が進まなければ、野生動物の住処にもなり、帰還や日常生活に支障が出ることは避けられませんので、これも、やむを得ないことなのかなと、今さらながらに原発事故への憤りと避難生活の長さを痛感する次第であります。

その上で、町復興計画を考えたときに、市街地内の空き地は大きな問題として浮かび上がるのではないかと思います。先ほどのイメージの範囲内での建物の解体件数、申請件数及び総戸数に対しての割合は、どのぐらいになるのか、伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 建物の解体申請件数と割合のご質問にお答えいたします。

議員お質しの中心市街地における建物解体申請件数につきましては、約800件を超えており、中心市街地全体の概ね5割に近いものと捉えております。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 解体件数と割合は了解をいたしました。

2点目に入ります。今の数字を念頭にお尋ねをいたします。

民間の土地利用についてでありますけれども、空き地ですね、町でそれに関しての口出しはできないものとは思いますが、復興計画との絡みで、地権者との話し合いや意見交換等はあるのか、また、予定はあるのか、お尋ねをいたします。

それと、更地のままに放置をすれば、いずれ雑草も生え、野生動物の住処になる可能性も十分あります。景観との関連で、遠方に居住している場合、通っての草刈りなど、手入れなども大変になるのではと考えます。

そこで、最近急速に普及している太陽光発電等に利用されるという思いから、個人的に考えますが、これらの土地利用で、町に対しての申請等はしなくても良いのか。それらに対しての許認可権限は持っているのか、伺いたいと思います。

あわせて、市街地内に空き地が増えていく中で、町としての景観条例とか、土地利用に関しての規制はあったのか、また、復興計画との絡みで規制する考えはお持ちなのか、伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 地権者との意見交換、あるいは景観等での規制の考えはあるのかと、ご質問にお答え申し上げます。

まず、地権者との話し合いにつきましては、平成28年度に、「中心市街地再生計画」を策定する過程におきまして、町民を含む検討委員会での検討、あるいは住民懇談会で意見を伺うなど、意見交換を行い、計画策定を行っております。

次の土地利用についてでございますが、通常、開発行為や農地転用、用途区域における制限などの規制があり、それらに該当する場合には届けていただくこととなっております。

また、景観条例につきましては、町では条例化しておりませんが、福島県景観条例により、建築物や工作物の新築等、届け出が必要な行為や基準が定められております。

○議長（紺野榮重君） 高野武君。

○3番（高野 武君） 私が個人的に思うことは、町がすかすかになると、空き地が増えたということであれば、当然、そうなんですけれども、景観として、人口が減っていく中で町は荒廃していく、ほか

からきた人に対してそういうイメージをもたれるのは、甚だ不適切ではないのかなと考えます。だからこそ、町は、きれいであるべきだと、雑草は伸び放題とか、そういうものに対して、今現在であれば東電さんに頼めば何とかなるんだという解釈ではなくて、町としても、これらの景観に対して十分検討して、条例に関しても、県にはあるけれども町にはないというのであれば、その辺も、ぜひご検討いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりますけれども、これからも広く町民の声を聞きながら、ともに町勢復興のために頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたしますとともに、新町長のこれからの4年間は町復興の総仕上げになると思いますので、健康には十分留意なされ、公約の実現に期待いたしまして、終わりたいと思います。丁寧な答弁ありがとうございました。

○議長（紺野榮重君） 以上で、3番、高野武君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで10時50分まで休憩します。
(午前10時37分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前10時50分)

◇ 松 田 孝 司 君

○議長（紺野榮重君） 11番、松田孝司君の一般質問を許可します。
11番、松田孝司君。

[11番 松田孝司君登壇]

○11番（松田孝司君） おはようございます。ちょっと時期遅れましたけれども、11番、松田孝司と申します。議長の許可を得ましたので、一般質問を行わせていただきたいと思います。質問方式は一問一答方式で、質問事項は、通告書の記載のとおり順を追って質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、質問に入る前に、残念ながら馬場前町長が6月に病気のためご逝去されました。本当に残念なことです。前町長の「町のこし」の意思を引き継いでいくということで、町長、ご当選本当におめでとうございます。これからは、浪江町の行く末が町長の双肩にかかっているととっても過言ではないと思います。ただ、長年の議員生活の中、町政には熟知していると思いますので、これからも町民のため「町づくり」、「町のこし」のために、よろしく願いしたい

と思います。

まず、新町長の重点政策としてのお話に出た何点かについて質問したいと思います。

今回、町では原発ADR打ち切りを決断し、集団訴訟へと移行しています。

今までは、町が町民に代わってADR集団申立てを行ってきましたが、今回のADR打ち切りで、手を引くわけではありませんけれども、集団訴訟には、表向き町としては関わりはできないと思います。

私の見るところ、今まで前町長は、あくまでも頑な姿勢を崩さず、妥協することなく、常に対決姿勢で、東京電力と相対していたのではなかったかと思います。

ただ、今は、3月31日避難指示解除区域と居住制限区域が避難指示解除になり、復興・復旧に向け急激に動いている時期になっています。現在は、復旧工事や除染工事で、かなり外部から人の出入りがありますが、それも、ここ数年くらいで減少していくのではないかと思います。

「町のこし」のためにも、いかに町に住む住民の増加が課題ではないかと思います。

そこで、福島第一原子力発電所の廃炉に向け、現在作業が進められています。7月に議会で視察した際の説明では、毎日4000人くらいの作業員が働いているとお聞きしました。東電社員や関連する人を含めると5000人前後、毎日働いているのではないかと思います。

廃炉に向け30年から40年目標で必死に作業を進めていますが、廃炉作業にかかわっている方に聞いてみると、そんな甘いものではない、100年以上黙ってかかるのではないかと聞いていました。

東京電力では、当初、南相馬市に北部の事務所を開設するとか言っていたと思います。現在は、富岡町にある現地事務所を双葉町中野地区に移転すると報道されています。

現在、大部分の廃炉にかかわる作業員の方は、第一原発の南部から通っていると思いますが、何かしらの災害に備え北部に事務所を設置して、原発の北部からも作業員を増強する考えなのかなと、私なりに思っています。

双葉町に現場事務所ができれば、後背地である我が町にも関連会社などの事務所や寮など宿泊施設などができ、人口の増加や商業の発展につながるのではないかと思います。

今回、残念ですが、前町長が病気のために亡くなって、新たに町長が選出されました。今が絶好の機会ではないかと私は思います。

「町のこし」のためにも、人口をいかに増加させるかが課題だと思います。

東京電力に対し、町として妥協することなく、言うことは言う、要望もするで、是々非々に対応をすべきかと私は思っていますけれども、町の復興・復旧に向け、今後、東電に協力を要請する考えなどあるのか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） ご質問にお答えをいたします。

現在、東京電力では、家屋の清掃・ごみの片づけ、進入路の除草、あるいは墓地の除草等、活動が行われております。町民からも、このことに関しては非常に感謝をされております。

これらの町民生活に直接関わる活動については、今後とも継続を求めてまいりたいと思います。

また、町との関係に関しましては、東京電力には、この原子力災害の加害者の責任として、町民の支援はもとより、当町の復興・復旧に、様々な形で支援・協力することは当然だと考えておりますし、常にそのような姿勢で向き合っていきたいと考えております。

適切な時期に、必要なことがあれば要請を行いたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 今までで良いと思うんですけど、言うことは言うって、町として現実に困っているんだからと私は言うべきだと思うんです。だから、町にいろんな寮とか、保養施設とか造る用地は準備する片方やって、今後とも双葉郡は一つ、いつまでも浪江町だけ喧嘩腰ではなくて、言うことは言いながらも協力はすると、お互いやって行ってほしいと私は思って、質問事項としました。今後とも、よろしくお願ひしたいと思っています。

次の質問に入りますけれども、今回の重点政策、買い物の環境の整備を最重点政策と話していたような気がします。

私も、昨年6月、9月、定例会でも一般質問において生鮮食品などのスーパーについて質問させていただきました。現在どんな進捗状況になっているのか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 生鮮食料品を取り扱う事業者への町内打診について、これは、極めて重要な課題と認識いたしております。継続的に取り組んでおります。

その中で、出店についてご検討いただける業者が出てきております。現在は、出店についての具体的な内容について協議させていた

だいており、その準備をいたしております。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 確かに、現実にスーパーがないと困ると思います。私も、7月から家に帰って自分で物をつくって、ある程度生活して感じますけれども、何人かの知り合いに聞くと、結構要領良いというか、原町のスーパーあたりでは、前の日電話すれば買い物タクシーというのか、送迎してくれると聞いています。町でそういうことも知らないのかと思って、バスを出すのは良いんですけど、そういう、ある程度のスーパーさんと話し合いして、協力もお願いするのも良いと思うんです。

あと、広野町あたりでは、移動販売車、これは、コンビニストアで今、8月中旬から始まっています。そして、高齢者の見守りも重ねて移動販売をやっていると聞いています。今後、檜葉町、富岡町にも話を進めると新聞に載っていました。だから、そういうコンビニに、浪江町でもやってもらえないかという、そういう考えはありますか。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 当然そのような取り組みは必要と認識しております。

まずは、現在協議中の店舗の進出について全力を傾注したいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） まず、町民に寄りそって、町民が何を考えているか、同じ生活をしてみると結構、話聞いてきます。みんな、それなりに努力はしているんです。だから、スーパーがないから帰ってこないわけではないです。

ただ、福島市とか郡山市で買い物行くだけで20、30分黙ってかかります。ここから南相馬市に行くにしたら30分以内では買い物は行けません。車ない方は、スーパーとかのロコミとかで自分で努力してやっています。ただ、本当にないと困るのは確かです。だから、スーパーだけでなく、小物、ホームセンターとかもないと、専門的に暮らしていくには、本当に全部が揃っていないとどうしようもないです。スーパーだけ来たってどうしようもないんです。だから、ある程度、ショッピングモールみたく、商工会とも相談するなりして、小さな店でも良いですから、一回りすれば買い物できるとか、そういう施設から造っていった方が大手スーパーを呼ぶより早いのかなと私は思っています。商工会の人に話聞いてみると、なかなかスーパーというか、結局、後継者がいなくてやる人はいないよと私

は聞いています。

ただ、今度、まちづくり会社とかできています。そういうところ道の駅にも関連すると思いますので、そういう小物でも売れるようなことを考えるのも一考だと思います。

とにかく、何もない所で暮らしているのは確かです。だけど、帰った人は、そんなに不平不満を持っていなく、たまによその空気を味わうかって、そういう気分です。ただ、何でもあるのが理想です。だから、移動販売車もそうですけれども、高齢者見守りもあるから、コンビニとか話して、移動販売で回れば見守り隊にもなるんです。そういう考えを持つのも、私は一考だと思って、新聞見て考えました。

次の質問に入りますけれども、農地保全や雇用確保の観点から、水稻栽培を中心とした営農再開の推進と言っていたような気がします。

ただ、現在の帰町した方が7月末で805人とお伺いしました。住民課では567人と言っています。少しずつ帰町人口も増えているとは思いますが、大部分は高齢者ではないかと思えます。果たして帰町した方々で、用排水路の管理、休耕している農地や農道などの保全管理ができるのか、その点をどう考えているのか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） ご質問にお答えします。

農地・用排水路等は、農家及び土地改良区等で管理していただくのが基本ですが、現在は大変困難な状況であることと認識しております。

そのため、営農再開状況や各地区の座談会の内容を踏まえ、農家及び関係機関と今後の維持管理について調整していきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 結構、試験栽培とか、花栽培とかやっていますが、永続的に続ける農業は基本です。ただ、米の単価が安くて、なかなか水稻栽培は厳しい現実です。そして、まだ水の来ない中、今、試験栽培、段々水が来るようになっていきますけれども、私の部落は、今、帰っている人、私を入れて3人です、3世帯。それも、あとの2世帯は行ったり来たりです。その中で、よそからは小さい行政区かもしれませんが、そこをどうやって管理するのか、もう考えるだけでうんざりします。ただ、帰っているところは、高瀬地区とか、北棚塩地区とか、結構、行政区単位で帰っている人はい

ます。それなりに農地とか、きれいに保全されています。ただ、現実には帰っていないところを基準にして考えていかないと、今度は、農地保全組合ですか、管理組合ですか、それも2年くらいで打ち切られると国の考えで言っています。それが打ち切られたら、金出して、果たして頼むかなと私は思っています、結構厳しいのではないかと。今の高齢者も、農業いつまでできるか分かりません。酒田の田んぼつくっている方も、私も悪いけどあと何年だよって、そういう方もおられます。かと言って若い人で継ぐ人も段々少なくなってるのも、本当に現実です。

どう農地保全をするか、本当に難しい課題だと思いますけれども、とにかく、いかに町に人を取り戻せるか、これが基本ではないかと思えます。

その点、次の質問にじわじわと入ってますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次は、帰町して生活して感じたことを何点か質問させていただきます。

私は、7月2日から自分のふるさと谷津田地区に帰ってきました。そこで、先々のことを考えて、ビニールハウスを2棟づくり、野菜をつくって自給自足を目指しています。多いときは38種類、50品種くらいつくりました。そして、数多く作れるんだけど、自分食べるものは、こまめに自分なりに創意工夫、畑には事前に電気柵を設置していましたが、ある方に補助が出ると言われ、担当課に行ったら、販売を目的としなければ駄目ですと、はっきり言われました。

良く考えてみてください。東日本大震災・原発事故避難する前は、イノシシなどの有害鳥獣動物はそんなにいなかったと思えます。帰町された方の大部分が高齢者、それも農家の方は、震災前から、農業で販売などをするのは米くらいで、野菜など販売せず、自分で食べるものや自分の兄弟、子供、知人などに譲っていた方が大部分ではないかと思えます。そういう方が、もうイノシシとかに食われ、荒れ放題になって、本当にかわいそうです。避難前も有害鳥獣がいたならまだしも、震災以前の安穏と暮らしていた生活環境とは大分変わっています。結構、有害鳥獣の被害にあっている方が多いと聞いていますので、同じ双葉郡内でも、ある町では、電気柵の領収書を持っていけば半額補助を受けられるとお聞きしています。全額とは言いませんけれども、震災前と違い有害鳥獣動物が増えている今、帰町する方が安心して野菜づくりなどできるように、電気柵などに補助の考えはないか、お伺いします。本当に厚かましい質問になります。

すけれども。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えいたします。

営農再開支援事業では、販売目的に作付をする圃場に対して、電気牧柵やワイヤーメッシュ柵などの部材購入費を補助しておりますが、家庭菜園などは補助対象となっていないのが現状であります。

一方、有害鳥獣からの人身被害と住宅被害を防止することを目的に、電気牧柵などの侵入防止柵で住宅を囲った場合の補助事業を現在準備中であります。こちらは、住宅と一体で囲える家庭菜園については、補助対象とする予定であります。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） ということは、住宅の前に畑にあって、その外を囲えば補助はもらえるということで考えて良いんですか。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 住宅と一体で囲っていただければ、補助対象とする予定です。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 分かりました。それ言ってもらえば、私は補助対象内ですね、逆に言えば。家の周りで作っていますので。そういう結構分からないことは多いんですよ。ただ、担当課に行けば、もう販売しないとだめだと言われれば、あきらめて、すごすごと引き下がるのが私たちなんです、逆に。それを、どうのこうのって深くは追及できませんから。そういうわがままも言えないし。そういうのを周知してほしいと思います。

次の質問に入りますけれども、現在、町内では、かなりの数の家屋解体工事が行われています。先の高野議員からも質問ありました。私は、ちょっと考え方が違います。被災家屋等解体申請受付が、3月締切となっていましたけれども、町でも、家屋被害にあっている方には何度もお知らせ通知は行っているとお伺いはしました。

街の中を歩いて感じたのですけれども、果たして被害にあった方全部が解体申請を行っているのか疑問を感じました。

もし、ところどころに傾きかかった家など残っていたら、周りに住んでいる方や、町に来て通りかかった方も不安だと思います。これからの町の復興に向けても、支障が出るおそれもあるかもしれません。町では、半壊以上で被災家屋等解体申請をしていない家屋は何軒ぐらいあるのか、把握できていれば結構ですので、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○**住民課長（中野隆幸君）** お答え申し上げます。分かる範囲になりますけれども、避難指示解除区域の住家被害調査における半壊以上、いわゆる荒廃を含みますが、認定件数4053件となっております。そのうち3956件が被災家屋解体申請をされております。半壊以上の認定を受けたものの、解体申請をされていない件数が97件ということになります。申請をなされていない理由といたしましては、所有者様の皆様のそれぞれの考えというのもあると思いますけれども、解体せずにリフォームを選択したことなどが考えられます。

○**議長（紺野榮重君）** 松田孝司君。

○**11番（松田孝司君）** 現在、本当に解体工事が進んでいます。ただ、今は感じないですけど、解体工事が終われば極端に目立つのかなと、結局、傾いたの残ったとか、数件はあるのかなと私は想定では思っています。

今後の課題にはなるとは思いますけれども、もう今から申請もできないからどうしようもないけれども、まちづくりとしては困るのではないかと思って、ちょっとは個人情報も難しい質問にはなるとは思ったんですけど、ただ、想定はされるのかと思って質問させていただきました。

次の質問、被災家屋が申請しないのは持ち主の判断、帰町した方が自分の土地をきれいにしても、隣が草ぼうぼうの荒れ放題、建物が傾いたりして困っているのが結構いると思います。隣の南相馬市の小高区や富岡町などを歩いてみると、わが町は、荒れ果てて、草刈りなど保全管理をしていないような気がします。道路にしても、結構、草が伸びていて、町でも手が回らないんだと思っています。今現実に帰町した方だけでは、震災前の人足やクリーンアップなど到底行えないと思います。あくまでも除染してしまえば個人の持ち主の責任は分かります。ただむやみに他人の土地に入れません。

ある方が、あまりにも荒れ放題で自分の土地に草が伸びてきたので、その人に電話したら、どこから電話聞いてきたんだと個人情報に苦情言われたそうです、ずいぶん荒らしておくよりも。なかなか本当に難しいと思いますけど、その中で、荒れ放題の土地、草刈りなどの環境保全管理を町としてどう対処する考えなのか、お伺いします。

○**議長（紺野榮重君）** 企画財政課長。

○**企画財政課長（安倍 靖君）** ご質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり、長期にわたる避難や帰還状況などにより、町内には荒廃が進む家屋等が見受けられます。

今後、町内への帰還が進むことにより、自宅の管理等も進むもの

と思われ、町としても、現在、町民の帰還支援に取り組んでいるところでございます。

なお、ご高齢などにより、管理が困難な方につきましては、除草作業を請け負うNPO法人や、東京電力による簡易ボランティアなどの依頼先もありますので、それらの活用も検討いただきたいと思いますと考えております。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 実は、きのう、町の関連施設、大堀小学校、総合グラウンド、苅野小学校、酒田の町営住宅、幾世橋小学校、浪江小学校、浪江中学校と全部回ってきました。本当に荒れ放題です。その脇に住んでいる人がいるんです。町として何も感じないかなと、私は不思議に思いました。学校施設とか公共施設は、町の管理ですよ。避難指示解除してから1年5カ月経っているんです。何回そういう環境整備したんですか、それ聞きたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 質問にお答え申し上げます。

企画財政課として、町有地の管理を行っているところ、例えば、御殿南の分譲地でありますとか、庁舎周辺、普通財産として町が管理しているような部分につきましては、年1、2回の除草作業を行っているところでございます。

それから、学校施設、あるいは公民館といった施設につきましては、施設管理部署、担当課もございまして、そちらできちんと管理をいただいているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 私は、当初、町から文書を出して環境保全をしていただきたいと、文書をお願いするかと思ったんです、今回。ただ、町で、自分で管理している公共施設を管理しないで、町民に言えないですよ、悪いけど。ただ、ボランティアとか、東京電力とか来てやってくれるの分かります。ただ、町としても、新しい仕事にはどんどんやっていくんですけど、残った古い建物とか守ることも大事だと思うんです。それをやらないで、次から次と新しいことやったら、結局、荒れ放題、当たり前ではないですか。

町として、なぜきちんと管理しないんですか。南相馬市とか、富岡町回ったときありますか、公共施設。みんなきれいにしていますよ。だから、帰った人も一生懸命きれいにして、やらない人がいるところが少なくなっているんです。だから、学校の隣に帰って来て、自分のところはきれいにしても学校が荒れ放題でしょう。町で何やっているんだと言いたくても言えないんですよ、町民の人。やるの当

たり前でしょうというの。

それから、新しい仕事どんどんやるのは良いんです。まちづくり、人を呼ぶからって、いろいろ工場つくるのも良いです。ただ、町として、やることをきちんとやるのが筋でしょうと私は思っているんです。私どもが家に帰って、私の入り口は町道何とか1号線です、1回も町では整備はしていません。私は、もう1週間から2週間に1回は必ず手入れはしています。帰らないと自分の土地が管理できないから、私は帰っているんです。町として、地元で役場が来て、なぜ公共施設とか、きれいにしないんですかというの。環境整備当たり前でしょう。だから、帰ってこないの。私は、それが一番先決かと思うんです。町として、きちんと公共施設をきれいにする、帰った人がきれいにする、そうすれば、後から来る人は自分のところ全部きれいにしますから。自分のところきれいにしても、公共施設が荒れ放題、浪江小学校なんて見られないですよ、はっきり言って悪いけど、グラウンドなんて荒れ放題で。あそこの隣で泊まっている人たちはいるんですよ、もう帰っている人。

もう少し町として、しっかり対応とってほしいと思いますけれども、今後どういう考えか、お聞かせ願います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 公共施設でいきますと、私どもの学校施設がございます。私も、4月に教育委員会に来まして、一通り学校施設確認いたしました。そういった中で、段々と草が生い茂ってきているところや、枝が道路に干渉してくるようなところがあって、ここは何とか整理しなくてはいけないと思ひまして、4月、5月ぐらいの段階から少し検討に入ったところでございます。

それで、具体的なところで申し上げますと、先月まずは、浪江中学校の周りに道路に干渉するようなところの木がありましたので、その枝の伐採を行ったと。

それから、たまたまでございますけれども、本日、9月4日から町内の町立学校のグラウンドの除草作業に入るところでございまして、当初予算の中では限られた予算しか計上していないところもございまして、先ほどからの話に挙がっております、整理するのに若干手がかかるようなところは委託事業の中で行っていくといたしまして、それ以外の簡易なところにつきましては、東京電力さんのご協力などを得ながら、順次これから行っていく予定になっています。

まずは、本日、雨の状況もございますけれども、浪江小学校だったと思ひますけれども、一番初めに除草が始まる予定でございまして、よろしく願ひします。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 学校以外の公共施設について、企画財政課長の答弁のとおり、今、年2回、草刈っているところですが、行き届いていないところもあるのは事実でございます。ご提案も踏まえて、今後、町としても検討してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 環境が悪いと人間も暗くなります。きれいな中で生活することによって、自分でいろんな努力をしようと思えます。荒れ果てたところで生活して良いことないです。創成小学校も、昨日行ってみました。確かに中はきれいです。フェンスの外はなんですか、草ぼうぼうです。フェンスの外側まで学校敷地です。だから、やるんだったら全部、側溝までやるのが基本です。小野田に私の土地あるんですけど、水道事業所の道路の法尻までやるけど、水路までやっていないです。

悪いけど、町として公共施設をきちんときれいにするのが筋です。みんな帰ってこないの当たり前です、悪いけど。帰ってきて公共施設が草ぼうぼうで帰ってきますかというの。スーパーとかいろいろあったって自然環境、あと、人とのつながりは基本です。昔は、学校とか、PTAの方、努力して、いろいろ花植えとかやってくれました。今、そういう時代というか、もう人もいなくなって、本当に維持管理は大変ですけど、もう新しいものをつくるだけがまちづくりではないです。公共施設をきちんと管理するのも、まちづくりだと私は思っています。これ当たり前のことなんです。

逆に言えば、よその、お互い避難していた町村見るべきです、逆に言えば。檜葉町とか見てみてください、きれいだから。本当は、昔は何か馬鹿にしていたけど、今、全然もう逆転されたと言っている方もいます。

まちづくりというのは、人づくりもそうですけど、きれいな環境づくりなんです。今後、努力してください。

次の質問に入りますけど、先ほども言いましたけど、帰町された方が805名、現在の行政区では、対応できないのが現実ではないかと思えます。

今までの行政区も、絆の維持には確かに必要だと思いますけれども、帰町された方がいかにコミュニティを保つか、考えていかなければならないのではないかと私は思っています。どう考えているのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 議員お質しのとおり、帰還された町民の皆

様、町内に居住される皆様のコミュニティの構築というのは、重要な課題だと認識しております。

6月定例会でもご紹介申し上げましたが、今年度より「町内コミュニティ再生支援事業」を実施しております。

この事業は、町内に「地域づくり支援専門員」を配置しまして、町内に帰還または新たに居住されている町民の皆様や各行政区長のもとを訪問し、住民の皆様同士をつないで、町内のコミュニティを再生するお手伝いをする事業となっております。既に町内居住者の戸別訪問のほか、各行政区長のところを訪問して、課題の洗い出し等を行っているところでございます。

本事業を通じまして、帰還した住民のコミュニティの再生と地域の課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 私も、帰って、町からの情報あまりきていませんし、隣に誰住んでいるかも、はっきり言って隣の地区、分かりません。小野田にも2、3軒あるみたいですけど、ただ、帰った人たちが絆づくりを考えていかないと大変だと思います。逆に、私で言えば、大堀地区で1つの自治会をつくって、苧野は苧野地区、権現堂は権現堂で2つくらい分けて、そこで人が増えれば元に近づけば良いのであって、そうやって地域のつながりをもっていくのが基本だと思うんです。そういう話が全然聞こえてこないんです。

ただ、今、今までなかったことが私たちに与えられた使命、本当に大変ですよ。ただ、そうやって地区ごとに集めて、そこから段々人が増えれば分けるように、そう考えて、ただ、昔の行政区は、なくすわけいきません。ただ、昔の行政区長さんで帰っている人は、いくらもないですよ。その区長さんに言ったって、その地域のことは分かりません。帰っている人たちで話し合っ、現在進行形で進んでいかないと大変だと思います。

だから、行政区とは言いませんけれども、一つの大堀地区会とか、苧野地区会とか、全体で各地区をまとめていく考えでやっていくべきかと私は思っています。そういう考えはないですか。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 今現在、幾世橋の公営住宅等については、自治会等の結成に向けて準備をしているところでございますが、現実的に議員お質しのよう、各地に分散して居住している状況で、新たにコミュニティをつくるというのは、なかなか難しい課題だと思っております。

今、ご提案いただいたように、小さい形で、まずは帰還された町

民が顔を合わせるような機会をできるだけつくっていくというのが本当に重要だと思っていて、今、町内でも、各種サロンとか、イベントとか開催されております。そういった場を利用しながら、それも一つのコミュニティだと思っておりますので、顔を見合わせる環境をつくって、なるべくその輪を広げていくというようなことだと思っておりますので、できるだけそういった方向で動いていきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 結構、社協関係でもいろんな催しやってくれてあります。ただ、それとは違うんですね。地区とのつながりを深めていかないと大変なんです。現在住んでいる人たちでまとまっていかないと。浪江町全体で考えるのも良いです。地区ごとに考えていかないと、その地区にあったことをやっていかないとならないんです、今の段階で。ただ、たまに顔合わせて、集まりでにぎやかにやるのも、確かに良いです。そして、悪いけど、女の人と男の人では男の人がどうしても出不精になります。私も、仮設住宅、復興住宅ずっと生活してきました。どうしても男の人の場合は、表には出ません。ただ、地区の話し合いだと出らざるを得ないんですね。自分の地区でこうやるかって、大堀地区なら大堀地区で帰って来ている人は、これだけいるんだって、その中でできることやっていくかって、そうやって広げていかないと、今度、地区のつながりなくなる。行政区とは、また変わっているんです、今。谷津田でも2、3軒、小野田でも2、3軒、田尻で何軒だか分からないですけど、そういう帰っている人たちで、ある程度、地区で考えていかないと、そして、人増えて、増やして行って地区をまとめていくのが私は筋だと思うんです。そういう考えも、一考かとは思っています、あくまでも私の考えですけど。

帰町にある最後の質問2つ、本当厚かましい質問になるかもしれませんが、私も、7月に避難先からふるさとに戻るため、いろんな手続きがありました。電気、ガス、上下水道、退去届、新聞、郵便、テレビなど、1カ月前から考えて、いろいろ対応してきたつもりです。それでも、どうしても抜けてくるものがあります。町に帰るにしても、同様の手続きがあります。担当課の窓口で、避難先から戻るからと言っても、避難届も私2枚もらいました。帰るのに、なんで避難届出さなければならないのか、私もちょっと言いましたけれども、本来ならば、帰町する際、何かチェックリストなどあった方が良いのかと私は思いました。

避難先から帰町するに当たって、様々な届を出さなければ本当に

いけません。帰町する方は、今のところ大部分が高齢者の方ではないかと思えます。町民に寄り添って、分かりやすく帰町するには、こういう手続きが必要ですよとかといったチェックリストを作成すれば、はっきり言って、帰る人には本当にありがたいと思うのですが、検討する考えはあるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるように、分かりづらい部分もあったかと思えます。そこで、帰町する町民や転入される方が、役場での各種窓口申請手続きにつきましては、チェックリストを作成をいたしまして、現在、申請手続きの漏れがないよう丁寧な対応に努めているところでございます。

また、町内の再開した店舗の案内や生活するために必要な情報を集めた「くらしのミニガイド」というものを作成いたしまして、帰町する町民や転入される方にお渡しをし、ご活用をいただいております。

また、避難住民届の関係でございますが、これらにつきましては、まず総務省令の様式ということで定められているものでございますが、スムーズに記入できるように工夫をいたしました。記入箇所を太枠で囲む、または文字を大きくするなどして、8月29日から新しい様式に変更しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 実は、私、何か引っ越し費用もらえるの分からなくて、同僚議員から聞いたんです。そうしたら、生活支援課みたいですね。住宅水道課から、書類で自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書という手続きしました。ただ、なぜ住民課で自宅等移転完了届というか、避難届、完了届、住民課でやらないのかなと私、思ったんです。確かに、生活支援課で避難は終わったよと確認するのは分かりますけれども、本来ならば、浪江町民に戻るということは、住民課で担当するのが筋なのかと、そこで生活支援課に回せば良いだけの話ではないですか。生活支援課は、はっきり言って二本松市ですよ。だから、結局、帰った人でそういうもらえるのも、もらえない人もいると思うんです。だから、逆に言えば、住民課でこういうのもありましたよ、出してもらえば助かるんです。

だから、担当課にいろいろたらい回しにされるのではなくて、もう帰ったんなら、住民課で書類一式そろっていますよって、やってくれないと、住民の人は困ると思えます。今後、改善の余地があれば、検討していただきたいと思えます。

あと、最後の質問に入りますけれども、これは、本当に厚かましいことかもしれませんが、メリットがあるから、恩恵があるから、私は帰っているわけではないです。

ただ、先ほどの野菜をつくるにしても、電気柵など、余計な出費が出て、ゴミ袋にしても、避難先の大半の市町村は、ゴミ袋代10枚刻みで200なんぼ。だから、半額以下で買えます。双葉広域圏は10kg袋、大袋で1枚50円します。倍以上するんです。ただ、双葉広域圏だからって、町で生活するには同じ環境、避難したときと同じような状況にさせていただきたいなど、本当に厚かましいかもしれませんが、結構、私のところにくる人もいます。浪江町、高いのではないかと、何とか言ってくれと、私に言われても困るというんですけど、ただ、現実的に避難先で皆さんも分かると思うんですよ、避難して、いかによそのゴミ袋安いか。郡山市とか、南相馬市は、普通の買い物袋でゴミ出せます。ゴミ袋いらなくらいです。それで、浪江町帰ったら、町の指定のゴミ袋以外は持っていきませんと書いています。持っていかなかったら、それなりに、ある程度、帰って来た人に恩恵を与えるべきかなと私は思います。全額とは言いませんけど、半額くらいとか、そういう恩恵を考えるべきかとは思っています。

ふるさと帰って、デメリットばかりで、本当にメリット、何か恩恵、優遇政策があるのかないのか、はっきりまだ分からないです、私2カ月になりますけど。もっともっと町民に、帰ればこういうことあるよって、本当言ってもらいたいと思うんですけど、そういうどういった、帰ってメリットがあるのか、確かに、ふるさとに帰ったら良いのは良いけどね、お伺いしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答えいたします。メリットと言いますか、町への帰町を促す支援といたしまして、住環境整備のためには引越費用、あるいは住宅リフォーム、ハウスクリーニング等の助成、さらには、生活用品等の購入補助として、プレミアム付商品券の発行、さらにはデマンドタクシーの運行、それらを行っているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 最後になりますけれども、町民に分かりやすく、町民が帰って来やすい町に、悪いけれども、環境整備きちんとして、公共施設くらいはきちんと環境整備をすべきだと私は思っています。

そして、帰った人が自分の領分までは、きちんとみんなやっつい

ます。だから、誰が帰ったか、帰らないか、本当に分かると思います。遠くにいる人は、農地の維持管理、住宅の維持管理も、本当に大変だと思います。ただ、町として、もの申すには、公共施設も、環境・衛生管理とか、きちんとした体制で町民を迎えるような状況にすべきだと私は思っています。

これで、一般質問を終わらせたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（紺野榮重君） 以上で、11番、松田孝司君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。
(午前11時37分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午後 1時00分)

○議長（紺野榮重君） 紺野則夫君から、体調不良のため午後欠席の届が出ております。

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君の一般質問を許可します。
10番、渡邊泰彦君。

[10番 渡邊泰彦君登壇]

○10番（渡邊泰彦君） 10番、渡邊泰彦です。議長より質問の許可が出ましたので、一括質問方式でやらせていただきますので、よろしく願います。

まず、質問に先立って、吉田数博町長におかれましては、先日の町長選挙において多数の町民のご支持を受けて、当選おめでとうございます。この厳しい時期に浪江町の復興のリーダーになるという重い決断をしていただいたことに対して、深く敬意を表したいと思っております。体調に十分にお気をつけになって頑張ってくださいと思います。

それでは、一括質問をやらせていただきます。

まず1つ目は、国道114号線の拡幅及び“道の駅なみえ”についてご質問させていただきます。細かく説明していただきたいので、質問と一緒に参考資料をお付しましたので、答弁なさる方は、参考資料をきっちり読んでいただいて、細かく説明してください。

まず(1)から(4)までなんですが、今回、4つのゾーンに分

けました。どこで分けたかと言いますと、拡幅だけのところ、要するに町の西側ですね、道の駅と合同で拡幅になるところを東側と、東西で分散しました。さらに、114号線を真っ二つに割って、南北に分けて4つのゾーンをつくりましたので、各ゾーンごとに答弁はお願いしたいと思えます。

まず、北西ゾーン（Aゾーン）。拡幅だけのゾーンの西側の北なんですけど、ここは、家屋解体及び土地の買収ということで、両方引っかかるところが8棟、そして、用地だけ、要するに家屋がかからない箇所が3用地になっております。ここの進捗状況を、まず、お聞きしたい。

二つ目は、逆側の南西ゾーン（Bゾーン）も、家屋解体と土地の用地取得と二種類になります。ここは、11棟がすべて家屋と土地が合算している場所なので、その辺の状況の回答をお願いします。

三つ目は、Cゾーンとって、道の駅になる逆側のゾーンですね、南東ゾーン。ここの部分は、解体はないと、用地だけがかかるというのが、このCゾーンの特徴であります。この状況を教えていただきたい。

それと、四つ目は、最大のゾーンなんですけど、Dゾーン。北東なんですけど、ここは、用地だけというのが1、あとは20棟、さらに裏側に、道の駅に造成になるところの田畑があるわけです。そここのところの用地取得及び家屋解体の状況をご説明いただきたい。

今回、この4つのゾーンに分けても、全体的に考えなかったというのは、（5）の質問なんですけど、114号線の拡幅の開通予定が、前回全協でお尋ねしたときには、平成32年度、要するに復興期間中に開通するんだということが県の目標になっておりますが、浪江町が作成した浪江町中心街地域再生案によりますと、道の駅は、平成31年度に外構工事が終わって建設工事が終わると、すなわち平成32年4月頃のオープンだということで謳っております。そここのところの整合性がどうとれるのかというのが、今回質問の中に入っているんですけど、全体的な考え方を見ると、拡幅というのは、皆さん思い出していただきたいんですけど、第一工区を拡幅したときにどういう方法をとったかと、まず、すべての買収が終わり、解体が終わり、そして道の工事に入っていったというのが工程なんです。今回、もし、114号線の左右の東西南北、全部解体して道の工事に入るとなってくると、当然、工程では、もう間に合わないというのが、もう今から見えているんです。

さらには、道の駅の買収も引っかかってくるとなると、同時進行だと、余計、114号線の拡幅ができなくなるという、要するに整合

性がなくなるということなんです。その辺を町がどんなふうを考えているのか、というのを詳しく教えていただきたいというのが1つ目です。

次は、いこいの村のオープン後の状況について、お尋ねします。

6月14日に日帰り入浴がオープンしました。

6月20日にリニューアルオープンをして、宿泊施設が利用できるようになりました。(1)(2)とも、同じような質問なんですけど、現在、町でこんなふうな形で売上げが上がりますよと、人数が増えますよという、多分そういう計画があるかと思いますが、現在、日帰り入浴と、宿泊施設において町でつくった利用計画とあわせて、今、どんな状況になっているのか。もし、目標に行っていないようであれば、何が問題になっているのかということをお尋ねします。

いこいの村なみえという名前で再オープンしたわけですが、私は、いこいの村が利用、結構、自分ではしていると思っています。というのは、商品券がもう2冊になったので、最低でも30回以上は行っているはずだと思っています。そのときに、いつも感じるのが、看板は新しくなりましたが、門口からホテルの入口というか、受付まで行くのに、両サイドが草だらけなんです。昨日あたりは、道までも草がきているという、そんな中で、両サイドの土手には防草シートが多分張っていたんです。それが、もう破れてしまって、そこから草が生えてきていると。門口から入口まで、ずっとそんなような状況になっているので、多分1回行った方だと、私は、もう30回くらい風呂入りに行っていますけど、ちょっと違和感というか、「んっ」という感じになっているんだと思います。だから、そういったことで、要するにオープンして1回行って2度と行かないという方も多分出てくるのではないかなと心配しているんです。

その辺を含めて(3)の、今、計画をどうなっているかということをお聞きします。

(4)日帰り入浴者、宿泊者、一般の方々への食事の提供を考える時期にきているのかと思っているわけです。いこいの村の現状を見ると、一つは、いこいの村に新しい厨房をつくって、食堂をつくって、そして自前で営業する、要するに、いこいの村の食堂ということでオープンするという方法がまず1つ。

もう1つは、例えば、いこいの村の食堂だの解体した部分を民間業者に提供して、民間業者が自分自身で食堂と厨房をつくって、そこで営業するという委託方法が2つ目。

三つ目は、もう今のままで良いんだと、何もしないんだと、すべて朝・昼・晩、全部デリバリーでやるという3つの方法しか考えら

れないと思うんです。この時期になってきて、多分、いこいの村の担当の産振には何回か、そういうあれが来ていると思うんですけど、現状、宿泊する人を100と考えると、30%ぐらいは、食事がなくて泊まらないお客さんがいるんです。大体3割だって聞いてきました。ここは、そんなにたくさん泊まるお客が今いない時期に、そういったことで宿泊する方を逃していくというのは、今後、いこいの村の運営を考えれば、かなりマイナスになるのだらうと思いますので、この辺をスカッと方針を決めて、早いうちに手を打って、いこいの村を正常な状態に戻して、宿泊者をとるということをしていただいたら良いのかと思っております。その辺の町の考え方をお聞きします。

いこいの村というは、もう赤字、震災前ももちろん赤字だったんでしょうけれども、今後、赤字がずっと続くようでは、なかなか町の助成というか、段々段々、予算も減らされてきて、なかなか赤字補填が難しくなるときに、それに向かって、黒字経営なんだと、健全経営なんだというところにしていくことが、今の役目だと思っているんです。

私も、お盆というか、お休みのときに、ほかの、そういう日帰りとか、そういった温泉がどうなっているのかなと思って、2件ほど私行ってきたんです。1件は宮城県だったんですけど、そこは、1日入浴1500円、その代わりサウナが3つあって、塩のサウナとスチームサウナと何とかというサウナ、3種類あって、そこに入浴施設があると。そこでは、何かというと、レストランがメインなんです。要するにお風呂に入って、ご飯を食べて、お風呂に入って帰る、ああいう温泉施設には、どうしても食が必要だなと私は思ってきました。

それともう1個は、お近くの檜葉町のしおかぜ荘という温泉に行ったんですが、ここは1泊7500円でした。7500円で、どういう方が泊まっているのかと思って、朝、朝食バイキングに早く行ったら家族連れの方が非常に多かったと、泊まっている方で。そこで、檜葉町の方かどうかというのは聞かなかったんですが、一つ気になったことが、その日の泊まる前の日の夜、お風呂に行ったときに、50、60人一緒に入ったんですね、お風呂に。その方は、泊まったわけでも何でもないわけですね、朝の朝食にこなかったわけですから。要するに作業員の方なんです。その方が、そこでお風呂入って、そこでご飯を食べていくんです。ご飯の値段見たら800円なんです。日帰りというか、温泉施設を利用する方も、当然のことながら食べるものが必要、宿泊する方も当然、夜と朝が必要、これが普通の状態

だと思っんです。それに向かつて、浪江町は今、どういふふうに産振で考えているかといふのをお尋ねします。

さらには、いこいの村の利用として、宴会、あとは交流会等、要するに大人数での飲み会、そんなことも多分要求されてくるのだと思っます、いこいの村に対しては。震災前は、そういうの良くあつたので、その時に、そういった料理もどういふ提供の仕方をするのか、それはデリバリーだけで良いのか、それとも自前でいろんなものを食べて、そういったものを目玉にして宴会をさせていくのかといふ考え方も、町ではどんなふうに考えているのかと。

今、コテージがあつて、バーベキューの設備をいこいの村では用意しています。ただ、その食材がないんです、上に焼くもの。焼くものがあつても、素材がないという状況なんです。ですから、例えば、食堂をやりながら、そういった素材もそこで販売するだとか、予約をとるだとかといふことも、当然、今後求められてくると思っますので、どうかその辺の長期的な考え方を詳しく説明していただきたいと思っます。

3. 浪江駅周辺の再開発とまちづくりなみえについてといふ大きな題なんです、常磐線が2020年に全線開通といふか、大熊町と双葉町のところが開通して仙台までつながると計画しているようですが、どうも双葉町では、今、駅の改修工事の入札が終つたと、もう始まるんだといふ状況になっています。2020年に全線開通したときに、果たして今の駅の状態で良いのかといふことなんです。今、駅側があつて、タクシーが並んでいる箇所の前を見ると、ものすごい解体して、それで空き地が空いていると。そこをどんなふうに戻すかといふことになってくるかと思っんですが、今のところ、商工会の、私も商工会に入っているんですけど、その考え方とすると、町の方針が決まっていらないので、商工会が動きようがないといふ返事なんです。町とすれば、当然のことながら、あそこで解体前にやっていた業者さんのアンケートもとらなければいけない、動向はどうなんだと調べなければいけない、当然、これは商工会の仕事にはなるんだと思っますが、ただ、町の方針を決めないと、商工会はどういふ動きをして良いか分からないといふのが現状なんです。ですから、例えば、ゾーン分けして、ここはこういうゾーンに何か将来したいんだといふビジョンがあつて、それに向かつて商工会と町が一体になってやっていくといふ方法しかないかと思っんです。それでも多分時間がかかると思っます。その辺の町のビジョンの考え方をお尋ねしたいと思っます。

さらには、もう1つなんです、駅の反対側、要はタクシー乗り

場がある裏側の話なんです、今、あそこは、浪江のスポーツセンターという立派な施設があります。さらには、昔あったふれあいセンターの建物を、今後新たな建物につくりかえて、なおかつ、新たな利用方法を考えると。さらには、コスモス保育園が、保育園はもうできてしまったので、別な用途に改修していく、さらには、グラウンドの整備をするという計画が多分どんどん出てくるかと思うんです。逆に考えれば、向こうを駅の正面にしても良いのかなという考え方、実はあって、今だと向こう側に渡れないので、今、双葉町でやっている橋上駅というんですか、真ん中に駅舎をつくって両サイドに降りれるようにすると、そんなような計画をJRと、どうも一緒に双葉駅は考案して、それに向かって、さっき言ったように、入札が終わって、工事が始まるという現状になっています。これ、人の良いところはとっていかなければいけないなと思っておりまし、2020年なんてあつという間に来ますし、駅の顔として今のままにおくということは非常によろしくないのかなと、私、個人的に思いますので、その辺の計画をあればお聞きしたい。

三つ目は、浪江町にオープンした一般社団法人“まちづくりなみえ”の1階に、助成金の認可を受けてカフェができると。今日から学生の方が、インターンシップでお見えになって、1カ月カフェでどういうものが良いのかという研究をすると、私、お聞きしているんです。今日から、たまたま1カ月ということなんですけど、あそこは、駅前として捉えているので、何かしら利益の上がるものということでカフェが出てきたんだと思いますが、一つの考え方として、例えば、浪江の駅の前の開発をするといったときに、大体、青写真を描くだとか、計画をやるとなると、どうしても大学の先生とか、URにお願いしたりとか、そんな形になって、どうしても現実と離れたものができてくるのが今までの経験からして多いので、例えば“まちづくりなみえ”に、(4)の質問に移っているんですが、何かそういうシンクタンク的な役割も与えてあげて、“まちづくりなみえ”の位置が駅前にあるということなので、そこで毎日いると、その中に支援の方も入っていると、そんな中で、あそこの町がどういうふうになったら駅の顔になるのだろうかという構想も立てていただければと思っているんです。

要するに、それをやれというわけでなくて、シンクタンク的な役割をしてもらって、こんな感じでいつもいるけど、「こんな感じでこういう計画だとどうですかね」ということを、宿題と言ったらおかしなものですが、そういったことまで、お任せして、それを参考に、早期にあの駅前を何とかするという計画を持てるかどうかをお

尋ねします。

一応、質問はこれで終わりますが、再質問と再々質問はします。
お願いします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 1.（1）から（4）の国道114号の拡幅の用地取得及び家屋解体の進捗状況についてお答えいたします。

（1）北西（Aゾーン）につきましては、用地取得は完了、物件等の解体も概ね完了しております。

（2）南西（Bゾーン）、用地取得は概ね完了、物件等の解体は半分程度完了しております。

（3）南東部（Cゾーン）につきましては、用地取得は半分程度、物件等の解体は一部着手されたところであります。

（4）北東部（Dゾーン）の進捗状況につきましては、今年度から本格的な用地取得に着手したところであり、これから一部物件等の解体が始まるところです。

なお、道の駅建設予定地につきましては、国・県・町の三者で今年度の用地取得完了を目標としております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） （5）進捗状況について、お答えいたします。

国道114号浪江拡幅第2工区については、平成30年代前半の完了に向けて、今年度から工事に着手すると聞いております。

道の駅（交流・情報発信拠点）整備につきましては、平成32年度の早い段階で一部供用開始することで計画を進めております。

道の駅整備の進捗につきましては、国整備分の道の駅エリア、県整備分の道の駅のエリアが確定し、現在、国・県・町がそれぞれのエリアの用地取得を進めているところです。

また現在、造成工事の詳細設計を進めております。今年度内に開発許可を得て造成工事の発注をすることとしております。

時間があまりございませんので、建屋建設につきましては、年内にはプロポーザル・デザイン・ビルド方式（設計施工一括方式）にて発注する予定としております。

いずれも、先ほど申し上げました計画に沿って着実に進行しております。

次に、いこいの村につきましては、まず、日帰り入浴の状況です。

日帰り入浴は、6月期オープンした14日から稼働日17日間で396人、7月期は稼働日30日間で833人、8月期は776人であり、1日25

人程度の方に日帰り入浴をいただいております。

宿泊施設の利用状況でございますが、宿泊につきましては、6月期は20日からの稼働日12日間で41名の利用があり、1日平均2.2組でしたが、7月期は稼働日31日間で213件（428人）の利用がありました。8月期は、205件（468人）のご利用があり、1日平均で6.8組となっており、徐々に利用が増えてきております。

利用状況の町の計画と比較してどうかという点でございますが、いこいの村再開にあたりましては、官民合同チームの支援なども受け、専門のコンサルタント業者に収支シミュレーションを立てていただいております。

その中では、再開1年目の宿泊稼働率は10%と見込んでおり、徐々に宿泊者を増やし、5年後には50~60%を確保するというシミュレーションであります。

現在25%の稼働率ではありますので、予想をやや上回る状況であるとは考えております。

問題の草刈りにつきましても、対応すべき問題であると認識しておりますので、指導してまいります。

次に、食事の提供とその方法について、お答えいたします。

いこいの村の再開にあたりまして整備構想では、休憩所や宿泊場所、大浴場などは、まず最初に早急に整備する施設とされておりましたので、何とか早急に、今年6月に再オープンさせたところであります。

また、食事提供につきましても、必要な施設として整備をしてみたいと考えておりましたが、財源等のメニューがなかなか見当たらず、宿泊機能や大浴場などと合わせて早急な整備は、残念ながらできませんでした。

現在、議員お質しの食事については、様々な手法を考えながら提供できるよう検討しております。当面の対応としては、仕出し、デリバリーなどでの食事対応、また、既存喫茶スペースで対応可能な軽食提供なども考えておりますけれども、これでは完全ではありませんので、今後、以前のような食事提供施設を整備し、多くの方々の集いの場となる、いこいの村となるように検討、努力を進めてまいります。

次に、宴会、コテージのバーベキュー食材の提供についてでございますが、議員お質しのとおり、様々な集いの場として、いこいの村をご利用いただきたいと考えております。6月20日にオープンしましたが、これまでに会議の利用で5件、宴会で4件、法要で2件など、様々な用途でご利用をいただいております。その際には、

仕出し料理やオードブルなどを手配させて対応させていただきました。

また、団体様の暑気払いや会社の宴会など屋外でのバーベキューもご利用いただいたりもしております。

今後とも、利用される方の利便性が向上するようなサービス改善を、いこいの村とともに検討してまいります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、次の3. 浪江駅周辺の再開発と“まちづくりなみえ”について。

（1）常磐線の全線開通と駅周辺の再開発についての考えについてのご質問にお答え申し上げます。

常磐線の全線開通が予定されております2020年は、当町においても、交流・情報発信拠点施設、棚塩産業団地における水素製造拠点施設、国営追悼・祈念施設を備える復興祈念公園等の開所が予定されており、常磐線を利用する方も増えるものと考えております。

一方、現在の駅周辺を含む中心市街地は、建物の解体が進み、空き地が目立っており、土地利用の方向性を定めることが一層困難な状況でもあります。

町といたしましても、常磐線の全線開通を契機に、町民の帰町や人的交流・物流等の活性化が期待されることから、事業効果や必要性などに十分考慮しながら、駅周辺整備、あるいはイベントでの活用など、そういった検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

（2）ふれあいセンターなみえ周辺整備と駅周辺整備の考え方についてのご質問にお答え申し上げます。

ふれあいセンターなみえ周辺整備につきましては、昨年提言いただきました「健康関連施設整備に関する提言」に基づき、介護関連施設、図書館、公民館、キッズパーク等として整備を予定してございます。

また、駅自由通路や橋上駅の整備につきましては、これまでJR東日本と協議させていただき、多額の事業費を要することや、工事施工上の制約等があることから、財源確保をはじめ、課題を整理しながら、事業の方向性を定める必要があると考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） （3）まちづくりなみえの運営状況、問題点についてお答えいたします。

現在、まちづくり会社には、町民の方にパート登録していただき、

公共施設清掃や除草などの軽作業をしていただく町民雇用の場づくり事業、それから、地域のコミュニティ再生のための地域づくりコーディネート事業、さらには、町内視察者への視察対応、また、町内イベントの企画運営などを担っていただいております。

現在の事務所は駅前にごさいますて、カフェにつきましては、JRを利用し個人で町内を視察される方が結構いらっしゃいますので、視察される方の町の窓口として、また、町民の方々からもサロンの集える場所があれば、との意見も踏まえまして、気軽に立ち寄れるカフェをオープンいたします。

運営状況としては、先ほどの業務を進めておりますけれども、限られた社員の中で様々な事業を展開しなければならないこと、その上で中・長期的な事業展望の準備をしなければならないなど、マンパワーが不足しているとの課題があります。

社員増員での対応ということも考えられますが、収支バランスを考え、計画的にそういった人材の確保を進めていくことが必要と認識しております。

次に、まちづくりなみえのシンクタンク的な役割についてですが、駅前再開発など大規模なプロジェクトにつきましては、技術・経験なども必要になってくることから、まちづくり会社には、プロジェクトの側面を担う地域の方々との対話を担っていただくこと、また、駅前にまちづくり会社の拠点があるので、駅前周辺のにぎわいづくりなどに取り組んでいただきたいと考えております。

しかしながら、こういったいろいろな経験を十分に生かして、駅前周辺の計画に反映すべき考えはもっておりますので、十分に取り入れていきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 再質問します。まず、1. 国道114号線拡幅及び道の駅なみえについてなんですが、課長の答弁は、本当に細かくいただいてありがとうございます。

私も、何度か確認はしておりますて、自分の感覚で言うと、用地買収及び解体に関しては、随分進んでいるなというイメージは、実はあるわけですし、ただ、産振の課長が今、お話した部分の（5）の開通予定とオープン予定なんです。現在もう9月なんですよ、9月。平成30年度の年度末という、来年3月まであるんですが、要するに、平成30年前半の114号線の拡幅、実はそれは平成32年度なんだと、道の駅なみえが平成32年4月に外構工事と建設工事が終わってオープンするという、この工程表に、本当に無理がないのか、お尋ねしたいんです。

何を言いたいかという、浪江の第1工区を拡幅したときに、1棟目の解体から完成まで6年ちょっとかかっているんです。そのときに、なぜ6年もかかったかというのも勿論あるんですけど、当然、第1工区があって第2工区があって、今、2工区目をやっているんですが、第2工区がなかなか用地の買収がうまくいかなかったということで、第1工区と第2工区を、実は入れかえているんです。それで、本当は6号線から広げていく予定が、逆の立体交差から広がった。その理由は何かという、第2工区の方々は、協力的だったんですよ、拡幅工事に。ですので、用地買収とかが結構スムーズにいったという、そういった形でも6年かかっているんです。今回、第2工区、今、解体始めていまして、たまたまこういうご時世なので、人が住んでいない、戻っていない、環境省が解体しているという現状で、やっとここまで解体が進んでいる、進行状況は非常に良いんですが、それでも、道の駅部分なんてほとんど解体していませんからね。片方は県の事業、片方は国の事業、同じ家で半分にわたって、片方が県の買収、片方は国の買収となっているので、もっと難儀になるんだと私は予測しているんです。それを、誰の責任なんだという、これは国の事業なんだ、何とかなんだと、町が責任を持ってやっているのか、県と国が責任を持ってやっているのかというのが、明確でないの、今の事業なんです。それを明確にしろというわけでは、連合でやってもらってはいるんですが、町のスタイルとすると、いろんな権現堂地区、街場があって、どこもかこも今、解体したりして、街並みが全くないところで、唯一街並みが揃いそうなのが114号線なんです。あの通りなんです。あそこにも、食堂もオープンしているし、いろんな店もオープンしているということで、あそこを町の核にしていくべき、そういう考え方に立たないと、この道の駅も遅れてしまったら、どこもかこも遅れると、そうなってくると、帰還に関して非常に影響が出ると思うので、もう一回、課長にお尋ねしますが、本当にこの計画でいくのかどうか確認します。

2. いこいの村のオープンなんですが、今、利用状況お聞きしました。私は、自分のことで申し訳ないですけど、大体6時から7時くらいに毎日、お風呂に行っています。そうすると、大体1人です、お客さんは。多くても2人ぐらいで、時々、人に会うとお話できて良いなと思うんですけど、お風呂の入る時間に利用していただくという何か方法をとらないと、最も1日25人なんだと、昼間に来る方がいるからそういうことになるんですけど、作業員の方々が来て入って、さっき檜葉の話したんですけど、そういう方が利用していた

だいて、日帰り入浴というんですか、お風呂入りの人数を増やすパターンができると思うんです。今、重点工区の除染も始まったりして、作業員がまだ入ってくると思うので、その辺の方々にきっちりアピールする。ということは、先ほど言ったように、お風呂入って、ご飯、宿舎に帰ってもらうという、そんな方法を至急とっていただきたいということで申し上げたんです。あそこのカラオケのところ、ちょっとした食事が提供できるように確かなっていったと思うんです。そこのところを、何か保健所とかそういった形で許可をとって、あその場所で夕食を出すというのではなくて、そういった方々の800円なら800円ぐらいのものを出せるようなことで、あの辺の改装をできないのかなということ、もう一回、再質問でお尋ねします。

いこいの村に関しては、バーベキューとか、交流会とか、宴会とかとなるんですが、これは、今すぐやれって言っているわけではなくて、ゆくゆくはこういうふうにするように、計画していくべきだろうということをご提案させていただいているんです。

今、課長の答えだと、やるんだかやらないんだか分からないし、何となく前向きに検討するみたいなことだったんですけど、それではなくて、いずれ元に戻すということをご提案しているんです。それに対する回答がほしいんです。これ、再質問をお願いします。

3. 道の駅の再開とまちづくりについてなんですが、今、企画財政課長から言われましたが、いろんな意味で、駅を橋上にするとか、向こうに通路をつくるというのは、これはもう当然分かってはいるわけです。双葉がなんでできたのかって今、考えたんですけど、今、常磐線が走っていないんです。工事もそんなに難しくないというか、難しいんでしょうけど、そんなに気を使って、橋上駅をつくるということに対して、それほど抵抗なくできるのかと思っっているんです。

浪江も今、片方からしかきていないので、チャンスではないかと思うんです。あれが開通してしまったら、それこそ走らせながら工事もしなければいけないし、誰がどう考えたって浪江の駅が3年、5年で復活なんて絶対できないですよ、どんなウルトラC使っても。それだったら、両方に行けるようにして、浪江の駅の顔は2つでなくて、1つでももちろん良いんですが、そこの開発も、もう決まっているわけでしょう、ふれあいセンター近辺が。どっちが中心になるかというのは、もうやる前から分かっているんです。ですので、そういったことをもうちょっと煮詰めることができないのか、駅をそういう両方に使えることができないのか、できるのか、そこなんです。やるべきだと私はご提案しているんですが、その辺の答弁をもう一回お願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず第1点は、道の駅の計画につきましてですが、もうちょっと詳しくご説明させていただきますと、設計と建築のプロポーザル方式にて提案をし、その契約を次の議会でご承認いただきたいと思います。ご承認いただけたならば、早急に平成31年度当初から造成工事、建築工事、これを同時に進めてまいりたいと思います。

完成は、平成32年7月に一部供用開始し、平成32年12月までにはフルオープンという計画であります。様々な課題があるかもしれませんが、これに向かって今、努力している最中でありますので、ご協力お願いしたいと思います。

次に、いこいの村のお客が少ないという点でございます。皆様のご意見を聞いて、予算の範囲内で改装すべきところは改装し、新たな財源が見つかれば大きな改築、増築もしていきたいところですが、今、財源を探しているところでございます。

食事の件につきましては、当初より、やるという方針でございました。4月、6月に同時に全てできなかったということは、申し訳ありませんでしたが、その点に向けて財源確保をいたしておりますので、食事を出すような形で、食事のイメージは、人によって様々だと思います。全く従来と同じような食事形態かどうかはお約束できませんが、やや今風の低コストの食事になるかもしれませんが、そういった食事をいこいの村で提供するという目標でやっていることは、現段階でお話できる内容でございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 再質問にお答え申し上げます。

駅自由通路、あるいは橋上駅につきましては、町としても必要性を感じておりまして、この間、JR東日本とも協議をさせていただきました。

その結果、多額の事業費を要し、そのほとんどが町負担ということでございます。そのため、町といたしましては、中心市街地再生計画等の町計画に入れ込んで、財源確保のために復興庁なり、国と協議を重ねているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 再々質問をさせていただきます。

1番目の114号線の道の駅とその拡幅に関しては、今、課長から明確に日付と年度を言っていて安心していただけたところなんですけど、工程としては、多分そういうふうになっているんだろうと私は思うんですけど、今の現状を町側として一番、目の前で見ているわ

けなんです。それは、県に任せるのではなくて、こっちで工程表の確認は、逐一していくべきだと思うんです。

それによって、工程表はこうなったけど、ごめん浪江町さん、ここは遅れるんですって、半年ちょっと遅れるんです、1年遅れるんですという答えが来たときに、いや、町は何もしないで、そうやってくるというのが一番よくないと思うので、逐一チェックしながら、県と工程に向けて、どうなっているんだと、最終的にどうなんだと、遅れているんだったらこの辺がどうなんだと、買収が遅れているからこうなんだと、町で協力しましょうという、連合というか、合体してこの期間にできていただくのは、一番良いことだと思うんですが、約束と言ったらおかしいですけども、工程表に基づいて、きっちり今の計画をやっていたいただきたいと思います。

2番目に関しては、良いお答えをいただきました。納得しました。食事の提供は、当然のことながら長期的にもすべきだし、あそこは、確か国の助成金と、あとコテージは、確か、県か何かだと思うんですけど、両方のあれが入っていると思うんですよ、補助金が、県と国と両方。食堂をつくる助成金に関しては、国から来るのか、県から来るのかでも、また違ってくるかと思うんです。要するに、復興庁の予算なのか、県の復興の予算なのかということで、いろいろなるかと思うんです。その辺、しっかり町長には交渉していただいて、何が何でも必要な予算なものですから、これは獲得していただいて、一日も早く、そういった施設を建設していただきたいと思います。

3つ目の財政課長から来た駅の件だったんですが、100%浪江町と今、課長にお聞きしたんですけど、JRの駅なので、折半みたいな方法というのはないのかなという気もします。

双葉の橋上駅は、全部町で負担しているのかなと思わざるを得ないですよ。双葉町でそれだけの予算がついて、駅ができるのであれば、別段、浪江町も、予算ないからできないんだと思うんですけど、その辺は、もうこれ以上お話できないので、町長には、ぜひそこから辺が実現できるような何かしらの予算を獲得していただければと思います。以上で終わります。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午後 1時50分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時51分）

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） いこいの村の再度改築になろうかと思っておりますけれども、議員お質しのとおり必要なものであります。しっかりと予算要望をしながら、前回、知事にお会いしたときも、そのお話をさせていただきました。また、駅の通路につきましても、必要だと思っておりますが、これは財源が非常に多くかかるものかと思っておりますので、今少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 以上で、10番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

◇ 山 崎 博 文 君

○議長（紺野榮重君） 13番、山崎博文君の一般質問を許可します。
13番、山崎博文君。

[13番 山崎博文君登壇]

○13番（山崎博文君） 13番、山崎博文です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、質問に入る前に、一言申し上げさせていただきます。

馬場前町長が6月27日、午前9時30分永眠されました。馬場前町長におかれましては、特に3.11以降、町復旧・復興、そして町民の生活再建などのために身を粉にして働かれました。ご生前のご功績を偲び、心からご冥福をお祈り申し上げます。

また、吉田町長におかれましては、猛暑日になるなど本当に暑い、熱い戦いの中、見事、新町長に当選されました。ここに、改めて敬意を表します。「町長当選、そして就任、おめでとうございます」。ただ、勝利を喜ぶ間もなく、連日町長の職責を果たされていることと存じます。どうか、健康に留意され、トップリーダー力を発揮し、町復旧・復興を加速させていただきたいと思っております。

今日の私の一般質問は、新町長の考えをお聞かせいただきたく、質問を行いますので、なるべく新町長からの答弁を求め、質問に入ります。なお、質問方式は一問一答方式でお願い致します。

それでは、まず始めに質問事項1. 町長の1期目の施政方針について、ご質問いたします。

町長は、過日開催の全員協議会でもそうでしたが、「馬場町政を引き継ぐ」と公言されておりました。午前中、町長から行政報告があり、馬場前町長が取り組んでこられた「まちのこし」の意思を継承し、前町長の施策推進の基本となる復興計画第2次を推進していきたいと、報告がありました。もう少し具体的に何をどう引き継がれるのか、まずは伺いたします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えいたします。

定例会冒頭挨拶で申し上げましたとおり、今回の選挙におきまして、馬場前町長が進めてこられた「まちのこし」の意思を継承していくことを訴え、多くの町民の皆様から負託をいただきました。このことは、馬場前町長が進めてこられた政策が、町民の皆様から高い評価を受けていたことの現れであると実感いたしております。この、馬場前町長の意思を引き継ぎ、現在、施策推進の基本となっている「浪江町復興計画第2次」に基づき、着実に各種施策を推進していくつもりでございます。議員各位のさらなるご指導をいただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 私、午前中、行政報告聞く前に、質問原稿を作りましたので、これは想定外でしたので、改めて、具体的にどうなんだという質問をさせていただきました。

それでは次に、新町長として独自の新たな取り組み、いわゆる吉田カラーがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 独自の新たな取り組みについてということであろうかと思っておりますが、まず、短期的な課題としましては、「まちのこし」を進めていく上で、特に重要なのは「町内の買い物の不便さ」だと思っております。

まず、この問題の解決に向けて早急に取り組んでまいりたいと考えております。冒頭申し上げましたとおり、若い世代が浪江町に住み、浪江で働いて、浪江で子供を育てていくことができる環境を整備していくことが、非常に大事だと思っております。

また、当町は、農林水産業で成り立ってきた町であります。これらの再開が生業の再生とともに、景観の維持に寄与することになり、また、雇用の場につながっていくものと考えております。

○議長（紺野榮重君） 山崎君。

○13番（山崎博文君） いま、短期的には買い物環境を取り急ぎ、取り組まなくてはいけないという話がありました。これは後ほど議論したいと思います。また、その他の点については、行政報告で理解しております。

次の質問に移りますが、

震災後の町長選挙、または町議会議員選挙の選挙期間は、県内外に避難中であることに配慮し、10日間となっております。また、期間中には、各候補者の考えや訴え等を一覧にした「選挙公報」が送

付されています。この「選挙公報」は、各候補者と町民である有権者の約束、いわゆる公約が記載されており、当選した暁には、公約は1期目に向けての施政方針でもあると考えます。午前中、長期的なまちづくりについて報告がありました。ここでは、選挙公報を踏まえ、抱負も含めた任期4年間の施政方針について、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 質問にお答えいたします。冒頭にも申し上げましたとおり、今回の選挙におきましては、馬場前町長が進められてこられた「まちのこし」の意思を継承することを訴えてまいりました。

その中で、新たなスタートへの形として、三本の大きな柱として、復興計画第2次にも掲げられております復興の基本方針をベースに、1として、「被災町民の生活再建」、2として、「ふるさと浪江の再生・復興」、3として「被災経験を次世代に引き継ぎ、これからの日本に生かしていく」ということを訴えてまいりました。

やはり基本となるのは、浪江町復興計画第2次であり、ここに掲げられた施策を着実に推進していくことだと考えております。

また、これらの実現に当たっては、国、県の絶大な支援が必要であることは、申すまでもありませんが、特に財政問題が重要な課題となっております。

原発事故からの復興期間は、10年となっておりますけれども、この復興は10年で完結するものではありません。平成30年度以降の復興庁の後継組織について、現在、国でも議論がなされているところではありますけれども、長期的な財政支援を含め、しっかりと国県に対し要望を継続し、町の再生に向けて一つ一つ取り組んでいきたいと考えております。

まずは、復興計画の実現、復興・創生期間終了後の財政問題の解決が私の使命であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） ただいま、町長から、選挙公報で謳っていましたが、新たなスタートへの三本の大きな柱というご説明がありました。ここに選挙公報を持って来ております。本来は、今回の一般質問では、三本柱全てについて質問したいんですが、1時間の制限がありますので、今日は各柱から1点ずつお伺いいたします。

まずは、「被災町民の生活再建」では、安心・安全に暮らせる生活環境の整備を挙げられていますが、この生活環境の整備は、具体

的に何をどう整備されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 質問にお答えをいたします。

今現在の大きな課題は、先程も申し上げましたとおり「買い物環境」の整備であります。この件につきましては、最重要課題として、誘致に向けて関係者との協議を強力に進めているところであります。

また、医療・介護サービスも重要な課題であります。町民の方から、数多くご要望をいただいております。非常に困難な課題ではありますけれども、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、高齢者など交通弱者の移動手段としての公共交通対策につきましても、重要な課題でありますので、その確保に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

そのほか、放射線への不安解消や防犯・防災対策など、大変な課題を抱えておりますが、町内での生活に直結する課題についても、しっかりと積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） それでは次に、「ふるさと浪江の再生・復興」では、生活基盤となる雇用の確保・創出が挙げられていますが、どう雇用の確保・創出を図るのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 質問にお答えをいたします。

この問題につきましては、先程も申し上げましたが、まずやはり、かつての主要産業であった農業、漁業の一次産業の再生が重要であると考えております。まずは、かつての広大な生産基盤、生産体制を再生させ、生業としての農業再生、産業再生、働く場の確保に向けて、早急に対応策を検討してまいりたいと思っております。

さらに、これまで進めてきたイノベーションコースト構想や福島新エネルギー社会構想と融合した先端産業、水素製造拠点や木材製造拠点、ロボットテストフィールドを着実に進めていくということが大事だと考えております。

現在、整備中の産業団地を計画どおり整備していくことと同時に、進出意向のある企業へのトップセールスを活動として取り上げ、可能な限りそのことを実施し、誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） それでは、3本目の柱として、「被災の経験を

次世代に引き継ぎ、これからの日本に生かしていく」では、被災の経験を記録し、保存・発信を挙げられています。

請戸小学校を震災遺構として整備すべきではないかと、私は教育長と何度か議論をしてまいりました。この点に関しましては、町長も、議員時代のことですから記憶に新しいことと思います。津波の脅威と教訓を伝えるために、被害に遭った請戸小学校を震災遺構として整備する。午前中の議論にもありましたが、整備のための諸問題は、しっかり請戸小学校の震災遺構という位置づけを明確にし、国・県と協議すれば解消できるものと考えます。

どうですか、町長。3問目の柱の一つにしてはいかがだと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えをいたします。

請戸小学校につきましては、震災の記憶を保存・伝承していく上で、非常に重要な役割を果たすものと認識しております。午前中、高野議員のご質問でも答弁があったように、この件につきましては、震災遺構検討委員会を近日中に発足させる予定であります。この委員会の議論の結果を踏まえまして、今後とも検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 質問事項1については、まだまだ議論はしたいのですが、一問一答の時間制限がありますので、次の質問事項2、東電からの町に対する見舞金と、東電と町との今後の関係について、ご質問いたします。

東電から原発事故後、町に対し2000万円の見舞金が示されましたが、馬場前町長は「まずは、町民に見舞金を出すべきだ。8カ町村内で浪江町が一番被害を被っているのに、なぜ一律見舞金なのだ」等の理由により、一貫して受取りを拒否し続けました。私は、馬場前町長とはこの件に関しても議論させていただきましたが、吉田町長は、馬場前町長の姿勢をどう思われていたのか、お伺いいたします。東電との今後の関係については、後ほど質問させていただきます。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 質問にお答えします。

当時、馬場前町長が、見舞金の受け取りを保留した件でありますけれども、馬場前町長のお考えでは、提示された見舞金を町民1人当たりに換算すると、九百数十円程度であって、避難している町民の苦労を目の前で感じてた状況では、東京電力の謝罪のあり方も含

めて納得できなかったんだらうと思います。

当時の馬場町長の姿勢は、あの惨状の中で町民の気持ちを代表したものであったと思いますし、私も同じ思いでありました。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 見舞金についての質問ですが、原発事故後8年目を迎え、この間、見舞金に対する東電の対応は何も変わっておりません。これからも、変わるとは私は思っておりません。ここで見舞金を受け取り、有効に使うべきではないかと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 質問にお答えいたします。質問者と同じような考えをお持ちの方もおられることも承知しておりますけれども、見舞金として、やはり被災した町民への見舞いであったと思っております。

行政に対してではなく、直接町民に対する支援の方法の一つとして考えるべきであって、それを東電が提示するべきだと考えております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 見舞金は、行政ではなく、町民に対しての見舞金だということは、今後もずっと、この2000万円の取り扱いについては、町民に対して見舞金を求めるのか、その辺はどのようなお考えなのでしょう。つまり、私は、後で申し上げますが、見舞金を受け取って、それを有効に活用したらどうだという立場なものですから、いま一度お答えいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 今、答弁したことが基本であります。しかし、時間の経過とともに考え方は変わるかもしれませんが、その件に関しましても、よくよく議会の皆様と協議をしたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 次に、東電と町との今後の関係についてですが、午前中、松田議員からも質問がありました。事故後、東電では、町民のために家の片付けや除草等の手伝いを実施していると、この件に関しては、町民も感謝していると。しかし、加害者責任がある支援協力は当然で、必要な時期に何らかの要請をするとの答弁だったかと思っております。

しかし、私は、東電との関係では松田議員と同じ意見です。廃炉作業等は長期にわたります。町の復興のため、今後、東電の関連企業誘致や職員、作業員の町内居住等をお願いするなど、東電と町と

の関係を再構築すべきではないかと思えます。そこで、町長は、就任以来、東電には電話など、何らかのアクションは起こされたかどうかお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えいたします。

8月12日に東京電力の社長が馬場有を偲ぶ会においでになりました。その時にお会いをいたしまして、電話等は一切ございませんでしたが、その時に申し上げたのは、いままでの東京電力としての加害者の立場を忘れないで、先ほど午前中に松田議員にお答えしたとおり、必要な時に必要な要請をする場合もあるというようなお話をいたしました。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 今後のまちづくりや雇用確保等、課題解消のためには、速やかな、私は東電に対してアクションは必要ではないかと思えます。

ただし、求めるべきことは求めると、必要な時期との答弁でしたが、電話でも結構です。どうです、近日中に再構築の一步として就任挨拶の電話を入れてはいかがと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 私自ら、町長に就任したあいさつを東京電力にすることはありません。しかしながら、様々な町民に対する支援であったり、あるいは町が今後適切な時期に必要なであれば、それは要請をいたします。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） これは、意見がやはり分かれるところなので、私は再構築が必要だという立場で質問をさせていただきました。

それでは、次の質問事項3. 町政の課題とその対応について、ご質問いたします。

先ほど来、出ておりましたが、まず、(1) 町内の買い物環境整備についてです。今年度当初予算において、町内での公設商業施設整備事業として約2000万円を確保しました。この事業は、商業事業者を誘致するため既存民間施設を借り上げ、施設を整備するもので、予算の多くは借上料となっています。買い物環境整備でも生鮮3品等を扱うスーパーの再開・進出は、昨年3月の解除から喫緊の課題でありました。しかし、いまだに実現はしていません。出店情報等の現況をお伺いするつもりでしたが、これも午前中の質疑にありましたので、現況については理解をいたしました。ただ、今までと同じ再開・進出のためのアプローチの繰り返しでは、なかなか期待で

きるものではないと思います。

原子力災害現地対策本部長を務めた高木前経済産業副大臣と私も議員との意見交換の際、私は「町内事業者、特に商店が再開できない理由に、震災前の売り上げと再開後の売り上げの差が余りにも多く、経営が成り立たないためである。どうか、一部赤字補填できないか」との質問に、「事業者の赤字補填に税金は投入できないが、何か別な形で再開支援できないか検討する」とのお答えでした。しかしながら、ここまで残念ながら、新たな補助メニュー等は新設されていないようです。そこで、スーパー再開・進出を後押しする町単独の事業を展開してはいかがかと思えます。例えば、「食のリサイクル事業」と称し、スーパーの食品の売れ残りを町が安価で購入する。そして、購入した食品の肥料化を図る事業です。事業展開にあたり、ふれあい農園とでもつけましょうか、町民同志のふれあいの場として、あるいは収穫の喜びによる生きがいづくりとして、町が住民の家庭菜園のための農園を整備する。そこで、肥料を安価で販売する。当然、農家などにも購入してもらうことを期待するものですが、ここで、財源が課題になります。先ほど、質問事項2で申し上げた東電の見舞金を有効利用してはいかがでしょうか。スーパーの売り上げの赤字補填に代わる支援事業として様々な課題はあるとは思いますが、そこは、有能な職員の速やかな調査研究に期待し、早期実現に向けて取り組んでいただく、一考の余地はあると思えます。

ここで、あくまでも私案を申し上げましたが、繰り返しになりますが、今までと同じ再開・進出のためのアプローチでは、なかなか期待できるものではありません。再開・進出の支援など、発想の転換が必要ではないかと思えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

財源については、今後、検討すべきものと考えますので、即答できませんけれども、議員お質しのとおり、生鮮食品を販売する上での課題とされているものには、廃棄ロスが多く出るという問題があります。午前中、申し上げましたとおり、出店の働きかけをしておりますが、その働きかけの中でも議員の意見を参考にいたすことも必要であります。ご提案の件も含め、町内では、被災自治体と比較し、飲食業の再開が多いという状況も出てきました。住民のみならず、学校給食者や再開事業者が材料を調達する際に、そういったものを支援するなどということも検討しながら、議員の意見も考慮しながら、やはり、発想の転換をもったアプローチも必要と認識して

おります。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） ただいま課長から、私の意見も考慮しながらと、前向きの答弁だと理解しますので、ぜひ、新たな発想展開でアプローチしてはいかがかと提案をしておきます。

ちなみに中部地方のローソンでは、コンビニ店舗で売れ残った食品を肥料にリサイクルして地域の農家に供給し、収穫物を店舗で販売する取り組みを始めていることを申し添えておきます。

次に（２）浪江町中心市街地再生計画について、ご質問いたします。

浪江町商工会の理事の皆さんと私が所属する産業・建設常任委員会との意見交換会が今年３月に行われました。その交換会の中で、「駅前や新町通りを中心とする権現堂地区は今後どうなるのか、また、計画はあるのか」とのご質問をいただきました。たまたま私は、中心市街地再生計画検討委員会からの報告書の概要版を持っていたので、資料を基に簡単に説明しましたが、説明しながら「どうなるかとの質問の答えになっているのだろうか」と不安になりました。あまりにも概要版が漠然としたものであったからです。

また、別な機会でしたが、震災前権現堂在住であった方から「いずれは帰るつもりだが、自宅は解体を申し込んだ。解体後小さな家を建てるつもりだが、建てた後、町の事業で土地を提供しなければならなくなった場合を考えるとどうしたらいいものか。早く権現堂地区の姿を示してほしい」との意見をいただきました。

町は、平成29年度から平成32年度までの町中心市街地再生実施計画を昨年３月に策定しました。そこで、これら不安にお応えする意味でも、計画実行のための昨年度から現在までの取り組みについて、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

浪江町中心市街地再生計画・実施計画につきましては、再生計画の実効性とその具現化を図るため、平成29年度から平成32年度までの計画として、昨年度、策定いたしました。

実施計画に位置づけた各種事業は、ソフト、ハード事業、多岐にわたりますことから、47事業について担当課を明確にしながら、鋭意、事業の実施に向けて取り組んでおります。

主なものとしたしては、「安全・安心のまちづくり」としまして、帰還町民のための安全・安心確保事業やデマンドタクシーの運行、「暮らしやすいまちづくり」では、帰還町民の健康づくりや公園管

理、「集う・にぎわう・つながるまちづくり」では、空き地発生状況や企業立地意向に関する調査、既存公共施設利活用の検討など、「浪江らしさがあるまちづくり」では、情報発信事業などについて順次実施しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 実施計画、私、読み込みました。それで今、課長から、現在の取り組みについて答弁がありました。計画どおりに進んでいるものと評価いたします。ここで、実施計画の中の主な事業について具体的にご質問いたします。

まずは、「安全・安心なまちづくり」からですが、施策2. 町民全体の健康な生活と生きがいづくりの中から、中心市街地町民交流施設設置事業において、平成29年度、平成30年度は方針検討となっております。午前中の質疑の中で、浪小について、有効利用の考え方の答弁がありましたが、この本事業では、既存公共施設活用についてどこまで検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

「中心市街地町民交流施設設置事業」につきましては、帰還された町民の方が、相互に交流できる場の整備を目指して計画に位置づけ、既存公共施設を活用する方向で検討を行ってまいりました。

その後、一部の行政区で地区集会所が再開され、併せて、町におきましても、健康関連施設整備の提言や、庁内における既存公共施設の存続、廃止の検討などを行っており、今後、帰還町民の推移やニーズを注視しながら、今後の方針を定めていきたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） それでは次に、施策3. 中心市街地での居住機能、多様な住宅、住環境整備の中から、駅前及び新町通りの地権者から将来に向けた土地利用の意向、調査結果分析、事業方針の検討を行う空き家・空き地所有者意向調査事業についてお伺いいたします。午前中、実施計画策定前の平成28年度に意見交換を実施したとの答弁がありました。本事業では、平成29年度に意向調査となっております。平成30年度以降、この事業内容の記載はありませんので、平成29年度のみ事業だと思います。調査後の結果分析、事業方針の検討はどうなっているのか、お伺いいたします。

また、中心市街地空き地再編可能性調査事業において、平成30年度は、講師を招き、地権者等による勉強会を開催することになっていますが、詳細についても、併せてお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、お答え申し上げます。

「空き家・空き地所有者意向調査」につきましては、平成29年度において、駅前及び新町通りの一部に調査区域を設定し、両地区合わせて60名の地権者の方を訪問、遠隔地の地権者は郵送による調査を行いまして、今後の土地利用などに関する意向を伺ってまいりました。その結果、土地に対する地権者の方の思いは、それぞれであります。大半の方からは、「町が実施する計画には協力したい」との意見をいただきました。つきましては、これらの意見等を踏まえて、町として事業のあり方を十分検討していく必要があると考えているところでございます。

次に、「中心市街地空き地再編可能性調査」につきましては、事業区域や事業手法などの検討に際して、空き地再編に関連する地権者の皆様との勉強会を想定したものでございます。

これまで、調査区域に土地をお持ちの方々からは、既に個別のご意見を伺っておりますので、今後、町において空き地再編の概案を検討した上で、必要に応じて地権者の皆様との意見交換や外部講師などの意見も参考にしていきたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 中心市街地再生計画の最後の質問になります。

実施計画の期間が平成32年度までとなっています。7月には震災後8年振りに、浪江町内において標葉郷騎馬会の出陣式、凱旋行列が実施されました。喜ばしい事である反面、「権現堂地区の現状を見るにつけ、復興というにはまだまだほど遠く、あの3.11以降、時計の針が止まっている」と改めて感じております。やはり、1日も早い「目に見えた復興施策の具現化」が求められています。計画は、今お聞きしましたが、進んでいると、今後も計画どおりに多分、進行していくでしょう。ただ、それでいいのかということ指摘しておきたいのです。計画どおりの実行ではなくて、加速することが、私は求められていると思います。そこで、計画の前倒しをすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

中心市街地の施策の具現化を図るためには、地権者や地元行政区、関係機関等との協力と、財源の確保が必要であると考えております。そのため、復興庁を始め、国、関係機関等との事業手法、財源協議等を踏まえ、できるだけ早期に方向性を打ち出しながら対応してま

いりたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 施策の具現化は早急に求められていますので、可及、速やかに取り組むべきだと私は思っております。そのための努力を求めたいと思います。

次に、（3）企業誘致について、ご質問いたします。

町では、町内の産業・経済再生及び雇用の場の確保のため、現在、棚塩産業団地、藤橋産業団地、北産業団地、そして南産業団地の計4産業団地の整備を進めていることは周知のとおりです。先日、双葉町の中野地区復興産業拠点に、オーディオやコンピューターなどのテスト用プログラムで世界の市場占有率を誇る企業が進出するとの新聞報道がありました。その記事では、この企業以外に産業拠点には、不動産業やサービス業、イノベーションコースト構想に絡む企業など約20社が進出を検討しているとのこと。このような記事を目にすると、当町の企業誘致は、どのような状況にあるのか、町民の皆さんは知りたい情報だと思います。

そこで、相手もあることですので、答弁に慎重さも必要とは思いますが、現在、検討中を含む進出企業の件数、業種、地元雇用者数など産業団地別に概要をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず、進出企業の概要につきましては、藤橋産業団地において、ご存じのとおりフォーアールエナジー株式会社浪江事業所が、本年3月より操業を開始しております。同社は、電気自動車のバッテリーを再利用、再製品化する企業であり、好調に出荷も始まっているところであります。藤橋産業団地において、5区画のうち4区画について、立地について、話し合いは業者と進めております。住民懇談会も行う予定でありまして、既に、大字の役員には何度も説明をしております。そこで環境対策などの確認も行っております。残りの1区画については、複数の事業者様からご提案をいただいております。その事業計画等を確認しながら調整を進めてまいります。

北産業団地につきましては、3区画のうち1区画について立地に向けた具体的な協議を進めております。ほかの2区画についても、複数の事業者から相談等はいただいております。

南産業団地につきましては、現在4社から具体的な立地意向をいただいております。現在実施しております、この産業団地の実施設計等において事業者の意向も反映した区画割り等を検討して、実際の誘致に繋げていきたいと考えております。

次に、棚塩産業団地につきましても、複数の事業者から相談をいただいております。残り1区画につきましても、イノベーションコースト構想に合った企業を誘致したいと考えております。事業計画の確認を行いながら、立地に向けて調整を進めておるところであります。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 各団地ごとのお話がありました。町は、企業立地意向調査を調査対象数1759社に行い、回答企業数275社、回答率15.6%、対象業種は製造業、建設業、物品賃貸業、サービス業等で、「浪江町が新規立地の候補地になるか」という設問に対し、「候補地の一つとして検討したい」が3社、「条件によっては候補地となる」が7社、「現時点ではなんとも言えない」が51社、「現時点では可能性はない」が211社などとなっています。各産業団地の整備が完成し、現在のところ、空き区画が約15区画あるのかなどは思いますが、全ての区画が埋まるには大変厳しい結果であります。

産業団地整備費が無駄な投資にならないためにも、企業誘致のための今後の取り組みについて、お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 企業誘致の今後の取り組みにつきまして申し上げますと、昨年度1500社以上を対象に行った企業誘致意向調査の結果、それから窓口等で多数のご相談等をいただいております。それぞれの事業者の皆様のご意向や立地計画等をしっかりと精査をさせていただき、各団地とのマッチングを図っていきたいと思っております。

それから、別の議員さんだったかと思いますが、パンフレットが分かりにくいということで、このような新しい分かりやすいパンフレットを新規作成いたしまして、このパンフレットをもって、明日9月5日、東京の帝国ホテルで行われます「平成30年度福島県企業立地セミナー」にも、町ブースとして出展いたします。

震災以前は、出展したこともありました。今回は、かなり状況が違っておりますので、かなり期待できる部分もありますが、その中で、我々のもっている産業団地や、イノベーション・コースト構想の特色についても、強くPRしてまいりたいと思っております。

さらには、11月7日、11月8日には、ビックパレット福島で行われる予定であります「ふくしま再生可能エネルギー産業フェア」にもブース出展を予定しております。

こういった、様々な機会を捉えながら、多くの企業に興味を持っていただけるように、町の特徴、進出のメリット等を十分にPRし、

企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、質問事項4・町税等の来年度の考え方について、ご質問いたします。

自主財源となる町税のうち、震災前の平成22年度個人町民税の予算額は約6億8000万円、今年度の予算額は減免継続により約1億9000万円です。また、固定資産税で申し上げますと22年度が約8億7000万円、今年度は約1億5000万円、個人町民税と固定資産税を合わせた今年度と、震災前の平成22年度との比較では約12億円の減収となっております。

町の減収分に対する国の補てんは、震災復興特別交付税でされてはいたものの、減収分の補てんがなくなった場合、町財政運営を考えれば大変厳しい状況になると危惧されます。

そこで、個人町民税及び固定資産税の減免についての来年度の考え方について、お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えします。

まず、個人町民税につきましては、震災後から現在まで、条例により所得に応じた減免を実施しております。

また、固定資産税の減免につきましては、地方税法附則第55条におきまして、帰還困難区域につきましては全額課税免除、避難指示が解除された区域については平成30年度から平成32年度までの3年間、土地及び家屋の固定資産税を2分の1法定減免としております。

さらに、平成30年度につきましては、その残りの2分の1を、町条例により減免としたところでございます。

来年度につきましては、現時点では未定となっております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 現時点では未定だと、ただいま答弁がありました。ここで、1点確認をしたいと思いますが、今年度の予算は、震災特交の交付が前提で編成されています。震災特交は、9月に交付決定され、交付時期は翌年の3月と承知しております。これで間違いないか、お伺いいたします。また、決定が9月で正しいならば、今年度の震災特交の決定通知は今の時点であったかどうか、お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 復興特別交付税のスケジュールにつきましては、9月に交付決定及び交付、さらに、3月にも交付決定及び交

付、と2回交付決定と交付がございまして、その時期ごとに交付決定できるものから交付決定・交付をしていくものとなります。個人住民税及び固定資産税につきましては、例年、9月中旬に交付決定を頂いているところとございまして、平成30年度の減免分の減収補てんの決定通知につきましては、現時点では、まだ届いていないという状況となっております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 現時点では届いていないと。もし決定通知がありましたら、議会に案内をいただきたいと思えます。

次に、住民票等の各種証明書発行手数料についてお伺いいたします。6月定例会において、平成30年度の一般会計補正予算が可決されました。補正予算にはレジスター購入費が含まれていました。これは、住民票などの各種証明書発行手数料を収納するため購入するもので、手数料収納の時期については、今後、検討するとのことでした。そこで、発行手数料の来年度の考え方について、お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

現在、避難が続く町民の経済的負担等の軽減のため、各種証明書に関しては、個人からの請求によるものについては、手数料を徴収しておりません。

一方で、近隣市町村においては、避難指示解除以前より手数料などの徴収を行っている状況となっております。

本町におきましても、6月議会において手数料等の現金を取り扱える体制を整えるため、備品等購入予算を計上いたしまして、ご承認いただいたところでございます。

今後につきましては、住民への周知期間を必要とすることから、来年4月から手数料を徴収していくことで進めていきたいと考えてございます。

なお、建物所在証明書、固定資産税明細書(賠償用)、被災・り災証明書、建物り災証明書、届出避難場所証明書については、引き続き無料措置を継続していきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） ただいま、一部手数料は、来年度から徴収する考えだとの答弁でした。郡内の住民票等の実態を調査しましたが、双葉町、大熊町を除く町村では、手数料を徴収していないのは当町だけでした。この実態を踏まえれば、来年度の徴収は致し方ないのかなと思ひ、質問をいたしました。ただ、町民の皆さんに手数料の

ご負担をお願いするわけですから、窓口業務を含め、いままで以上の町民サービスの充実を求め、次に移ります。

水道料金及び下水道使用料についてですが、先月の8月をもって免除を終了しました。ただし、浪江町水道料金等の免除申請の手続きをすれば、9月1日から来年3月31日まで免除継続となります。このことから推察すれば、来年度からは、料金等は発生するのかなと思われませんが、水道料金及び下水道使用料の免除についての来年度の考え方についてお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

来年度の減免についてですが、平成29年3月の一部の避難指示区域解除によって、公共料金のNHK受信料や電気料金がかかるようになりましたが、まだ生活環境やインフラ整備が進まない状況のため、町民の帰還促進の観点から、上下水道料金は減免を継続しております。一方で、公営企業としての経営状況も心配があり、町内事業者や町民以外の方については、料金をいただいております。

来年度の上下水道料金の減免については、今後の情勢を鑑みながら判断してまいりたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） ただいま、上下水道料について未定という答弁がありました。それでは、もし来年度も免除継続になった場合、再度、免除申請が必要となるのかどうか、ちょっと細かいことですが、お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） お答えをいたします。

来年度も減免が継続されることになった場合は、現在の要綱を一部改正することにより、再度減免申請をしなくとも、減免が継続できるよう考えていきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） それでは、最後の質問事項5. 住民票等のコンビニ交付について、ご質問いたします。

県外に避難している、ある町民から電話をいただきました。「なぜ、浪江町は住民票をコンビニで取れないんですか。双葉町の弟は避難先のコンビニで取れるんですけど」といった内容でした。このことについては、所管課長に伝えましたので、ご存知だと思います。

さて、現在の避難者数ですが、県外に約6000人、県内では本庁舎がある町内、二本松事務所がある二本松市、出張所がある福島市、南相馬市、いわき市以外の市町村には約5000人となっています。つ

まり、住民票等の交付を受けたい場合、本庁舎や二本松事務所、3出張所まで行かなければならないなど、約1万1000人が不便さを感じています。コンビニ交付について近隣市町村を調査したところ、富岡町、大熊町、双葉町、南相馬市でコンビニと提携しております。そこで、コンビニ交付について、実施も含めたお考えをお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ご質問にお答え申し上げます。

現在、コンビニ交付を実施している自治体は、7月現在になりますけれども、全国で538自治体、約30%、うち県内では16自治体で約27%の実施となっております。実施が伸びない理由ということになりますが、導入費用、それから、導入後の維持管理費等が膨大となり、自治体の財政面での負担が大きくなるなどのことから伸び悩んでいるという状況でございます。

当町におきましても、コンビニ導入については、これまで調査、検討を重ねてきたところでございますが、町といたしましては、住基ネットを利用した全国どこの市町村からでも住民票の写しの交付が受けることができる住民票の広域交付の利用促進、それから、郵便請求によります対応を進めていくことといたしまして、現段階では、コンビニの導入という考えはもってございません。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 住基ネットにより広域交付、または郵便による交付が現在受けられるので、コンビニ交付については、経費等も鑑み、今のところ考えはないという答弁でした。それでは、コンビニ交付を導入する場合の経費について触れられましたが、この経費はどれぐらいかかるか、試算していますか。もし試算していれば額を教えてくださいたいと思います。また、双葉町の知り合いの議員からは、導入に関し、国から財政支援が受けられるとお聞きしましたが、この点を調査されていますか、お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

初期導入経費といたしましては、5000万円から6500万円、年間経費として毎年1300万円～1500万円と試算しております。

財政支援につきましては、平成31年度までに導入した場合、初期導入経費の2分の1（上限6000万円）、また、導入から3年間は年間経費の2分の1が特別交付税の対象となります。

なお、4年目以降の年間経費は、全て町の負担となるということになります。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） かなりの初期経費や維持管理がかかると、調査をしているということでした。ただ、県内外に現在避難状況になる中、町民の利便性の向上はもちろんです。職員の業務負担の軽減を図り、効率的な業務の遂行という観点から、経費負担にはなりません。時限付きの財政支援もあるわけですから、導入を検討されてもいいのかと思います。これは政策判断でもありますので、最後に町長に答弁を求めたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えをいたします。

議員がおっしゃるように、住民の利便性というメリットも確かにございます。

しかし一方で、財政負担という問題もございます。したがって、そういった問題も含めて、総合的にこれから検討させていただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○13番（山崎博文君） 以上で、通告していた質問事項はすべて終了しました。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（紺野榮重君） 以上で、13番、山崎博文君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで、3時5分まで休憩いたします。
(午後 2時51分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午後 3時05分)

◇ 馬 場 績 君

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君の一般質問を許可します。
16番、馬場績君。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

質問に入る前に、この度、町長に当選された吉田新町長は、行政報告でも、所信の一端を述べられましたけれども、困難な課題に正面から挑戦していただいて、文字どおり、浪江町の多くの方々の生業と生活再建のために全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。いま一言、言わせてもらえば、信頼される町政のために全力

をあげられることを強く求めて、私の質問を始めます。

まず、復興・再生の基本問題についてであります。

ご承知のとおり去る7月末に自民・公明党による「東日本大震災復興加速化のための第7次提言」が出されました。提言の冒頭には「甚大な被害を受けた地域においても復興の「総仕上げ」の段階に向かって進んでいる。」と書かれています。今日も、様々な角度から議論されておりますけれども、山崎議員いわく、まだ時計の針は止まったままだというのが実態だと思います。「総仕上げ」とは一体、何をもって「総仕上げ」なのか、私には分かりません。ある意味では、福島打ち切りの新たな提言ではないかとさえ、私は受け止めました。

時を同じくして、トリチウム汚染水処理の公聴会が県内2箇所と東京で開かれました。質問事項第6でも触れますが、意見を述べた44人中、政府が意図する海洋放出に大多数が反対を表明しました。「トリチウム汚染水」の安全な処理・保管について、対策すら取ることができていないということが、全国と世界の目に触れることになったわけであります。

東京会場では「問われているのは東電と政府が責任をどうとるかの問題だ。海洋放出は責任を水に流すことになる」と厳しく批判されたとあります。

大規模・長期避難の根源である原発事故からの復興・再生は、これまでの末端行政の苦労と努力に敬意を表しつつも、町民が実感できる「総仕上げ」状況などでないことは明らかであります。言うまでもなく原発事故は、7年半に至る今日も収束しておりません。

果たして「総仕上げ」の段階なのか。私は、生産と生活の現場から聞きたいと思えます。

産業基盤の回復と生活再建の現状についてであります。

浪江町の水田の再開面積と再開率、農林水産販売額、商工業の再開率と売り上げ・出荷額は、事故前と比較してどこまで回復したのか。「総仕上げ」いわゆる事故前の「回復」の見通しについて、お示しをいただきたいと思えます。

町民の生活再建の現状認識についてであります。

浪江町では、ADR打ち切り後、町民説明会や、意向調査、それに基づく裁判やADRの支援、新たな取り組みなど、町民に寄り添った現実的な活動は評価に値するものであります。福島大学うつくしま未来支援センターが、今年の2月に双葉郡7町村の住民実態調査をいたしました。結果発表によれば、震災前後の職業の変化では正規職員であった人で震災後無職だと答えた人が33.1%、派遣職員

だった人で現在無職と答えたのが57.7%、パート・アルバイトでは59.7%が現在無職という調査結果が出ております。経済的不安について「とても不安33.8%」、「ある程度不安40.5%」、「不安を感じていない、全く感じていない」が合わせて13.3%です。前の二つで74.3%が生活に不安がある、と答えています。

賠償打ち切りも深刻です。調査結果の背景にあるものは何か、現状認識とそれを踏まえた支援策を国・東電に求めていくべきだと思えますけれども、具体的な答弁を求めるものであります。

賠償打ち切りや双葉・大熊を除く帰還困難区域の仮設住宅供与20年3月打ち切りを県が発表しました。帰還困難区域は帰還できないのに、仮設住宅打ち切りなど、重大問題です。さらに、高齢者の孤独・孤立、病气入院・施設入所など、避難生活の長期化と連動する新たな生活障害が起きていることも、ご存知のとおりです。それら、町独自の調査と必要な支援策などについて、今後どう進めるのか、合わせてお答えいただきたいと思えます。

「復興・創生期間」は、あと2年6カ月であります。復興庁の「そのあと」をどうするのか、関係するすべての地方行政体は勿論、我々被災町民にとっては、「復興・再生」が実現するまで、政府も、そして政治も最後まで責任を果たすことが大前提であると言わなければなりません。もっと端的に言えば、政府は「福島復興再生特措法」を土台にした、責任と権限のある後継組織を設置するよう、取り組みを進めるべきであり、その立場で今後、求めていくべきだと思えます。そこで、町長にお尋ねいたします。

期間終了後の国の体制について、何をどう求めてきたのか、今後、どう求めていくのか。

期間の終期による町財政の影響は、どれぐらいになるのか。

浪江町の復興・再生の現状に鑑み、必要な財源確保の見通しについて、どのように検討されているのか、お答えをいただきたいと思えます。

二つ目は、浪江町の関連するイノベーション・コースト構想についてであります。

新聞にも報道されましたけれども、復興庁概算要求について「浪江町棚塩産業団地の水素製造・利用実証は207億円」と報道されました。

水素製造、貯蔵、輸送など事業ごとの予算は、どれほどなのか。これまでの試算などと合わせてお示しをいただきたいと思えます。

イノベ構想にかかわる町負担の事業と予算は、いくらになるのか、お答えをください。また、地元企業の参入と地元雇用について、具

体的にお答えをいただきたいと思います。

帰還困難区域拠点整備事業の現状についてであります。

拠点整備事業は、ごく一部で草刈りが着手し、除染・解体の同意取りまとめ中というのが現状であると思います。ところが、政府は、帰還困難区域拠点地域の避難指示解除の必要条件をまとめるということが報道されました。それだけではありません。「原子力規制委員会から放射線に関する知見の助言、評価を受け、防護策を県民に提示する」とも示されています。

ご承知のとおり原子力規制委員会は「20ミリシーベルト安全論」をいち早く打ち出しましたが、今度は、線量の高い帰還困難区域において、あれこれの「放射線防護策」を示し、新たな安全論による避難解除方針を打ち出してくるのではないかと、住民は疑心暗鬼に駆られております。

そこで、お尋ねいたします。「避難解除に伴う必要な条件」について町は、独自に関係住民の意見、要望を反映できるよう「帰還困難区域の避難解除検討委員会」を立ち上げること、これまでの避難解除の諸問題の総括をすること、また、除染後の空間線量についても毎時0.23 μ Sv以下、すなわち年間被ばく線量1 mSv以下を求めていくべきだと思います。町の方針をお示し下さい。

まず、3地区の除染の現状についても、お質ししたいと思います。

地区ごとのロードマップの作成と山林を含む除染エリアの土壤測定など情報を開示すべきと考えます。その対応についてお答えいただきたいと思います。

さらに、旧JA双葉草地の除染土壌仮置き場設置計画の見直し・撤回について、6月に引き続き、再度ご質問いたします。本間副町長は、「JA担当理事とも協議し、地元とも協議しており、今後とも協議を進めます」と、私の再々質問で答えました。しかし、そもそもなぜ津島に搬送するのかについては応えておりません。「復興のために」というのでしょうか。誰もが復興・再生に異論はないと思います。しかし、地元説明も十分でなければ、JAとの話し合いも行われていなかったということが、我々の調査で明らかであります。5月に行われた南津島下の総会前段、出席を求められた環境省、町役場は、その仮置き場の場所については何ら具体的に示さなかったということです。それに対して、会場から問い詰められ、ようやくJA双葉、南津島の草地だということを示したそうであります。これは、不誠実なことと言わなければなりません。この件に関しては、津島地区区長会でも見直しを求めています。住民不在の復興に、町は追随すべきではないと思います。それが、信頼される行政

のあり方だと思います。ではどうするのか。これまでどおり仮置き場設置の基本は地元保管であります。まず、室原、大堀地区で仮置き場について話し合いを行うこと。そして、中間貯蔵施設への搬送を優先させるべきであり、現在の搬入時混雑を理由に、これを排除するのではなく、中間貯蔵施設への搬送を排除するのではなく、計画的な搬入方法を考えれば、十分、受け入れ搬送可能だと考えます。

南津島J A草地に対する全地区搬入の仮置き場設置の計画を見直し、撤回すべきだと思います。お答えをいただきたい。

その他の環境整備についてであります。

国道114号沿線携帯電話基地整備事業の除染、着工・完了時期について、遅れている理由は何でしょう。箇所別にお答えください。

また、以前は、トンネル内でもラジオの受信はできておりましたが、現在は受信できません。今後、整備をどう進めるか、お答えをください。

ご存知のどおり、8度目の夏が過ぎ、帰還困難区域の住宅・建物や農地の荒廃は目に余るものがあります。拠点区域外でも、希望する住民の住宅・建物解体、農地の除草・樹木伐採など保全管理について、復興交付金などを活用した事業はできないのか。具体的な今後の取り組みについてお答えをいただきたいと思ひます。

浪江中学校の再開継続についてであります。「29年度以降の学校配置の考え」に対する検討委員会の答申を読ませていただきました。学校再開を検討するにあたって、現在の状況について、次のように答申しております。「避難指示解除による期間が一部開始してもなお、原発事故による全町避難後の特異状況は今後も継続する。」と答申にあります。

また、「町や地域復興とは不可分の町立学校の今後については、特に以下の点を考慮」と項目を明示した上で、「子供たちや地域住民の教育、学校への願いを大切にすること」と答申には示されています。私は、現状を冷静に受け止め、課題にしっかり答えた答申であると思ひます。この答申に対する教育長の認識についてお答えください。

それでは、避難先再開校（二本松校）の在り方については、どういう課題を設定し、どういう答申をしているでしょう。二点だけ、今日は挙げておきます。

一つ、浪江町の帰還再開校に通学を変更することは、距離や時間的に困難であること。

二つ、子供たちの目線で考え、児童・生徒の意向を尊重しつつ就学の機会を確保する。

この状況と課題に対し、検討委員会は、どのような答申を出したでしょう。こういう答申です。「避難先の学校は、就学を希望する子供がいる限りできるだけ継続する」という答申です。この答申こそ、尊重した対策、即ち、浪江中学校の再開継続を基本に事を進めるのが、私は教育委員会の責任だと思います。答弁を求めます。

答申を踏まえたうえで、以下重ねて2点を質問いたします。

児童・生徒・保護者の不安にこれまで教育長は、どのように対応されてきたのか。

二つ、教育委員会の責任と義務教育の根本について、あえて教育長に答弁を求めます。

子育て・教育の拡充の問題であります。

「子供の貧困対策の推進に関する法律」に基づく浪江町の総合的な施策の実施をどう進めるかについて質問いたします。

この法律は、2013年6月、衆議院、参議院とも全会一致で可決されました。2016年の国民生活基礎調査によれば、日本の子供の貧困率は13.9%、約280万人と言われております。子供7人に一人が貧困状態であると言われております。また、2010年のOECD調査によれば、平均所得、中央値の半分にしか満たない、いわゆる「相対的貧困率」は、日本はOECD調査対象34か国中第6位、日本は、それほど貧困率が高いという結果も示されております。中卒・高卒の約半数が正規雇用の3分の1の年収しかない、非正規雇用状態にあり、ひとり親家庭では二人に一人が貧困状態にあることなど、格差拡大の現状は、深刻な社会問題であります。日本は子供の貧困率が高いという認識は、お持ちでしょうか。お答えをいただきたいと思っております。

ご承知のとおり、子ども貧困対策法の基本理念には、子供の貧困対策を総合的に策定し、実施しなければならないと定めております。具体的な施策についてお尋ねします。

今年10月からの政府の生活保護費引き下げにより、就学援助の所得制限が厳しくなることは明らかであります。浪江町の生活保護費と就学援助認定基準の制度設計はどうなっているのか、お答えをいただきたい。

平成28年度の文部科学省「子供の学習費調査」では、公立の場合でも、幼稚園の学習費総額は23万3947円、内訳は学校教育費12万546円、学校外活動費9万2983円、学校給食費2万418円となっております。

小学校は学習費合計で32万2310円、同じく中学校は47万8554円となっております。さらに、中学校の入学準備金は十数万円かかると言

われております。そのほかに、学習塾に通うなど、保護者の費用負担が嵩むことはご承知のとおりであります。そこで、お質し致します。

浪江町の幼、小、中の就学援助支給額はいくらか、また、入学前の就学援助支給の取り扱いはどうなっているのか、現状についてお答えください。

ご存じのとおり、郡山市では、今年4月に入学する子供がいる保護者の場合、就学援助金を申請し、その要件に該当された方に対し、新入学学業費として4万600円を入学前に支給されました。支給認定された保護者からは、大変喜ばれているということです。入学前支給の浪江町の対応について、お答えをください。

学校給食費無償化についてであります。

子供の貧困と子供の教育費負担については、いまほども触れたとおりであります。子供の貧困に対する社会の注目は、年々高まっており、各地でボランティアによる「子ども食堂」ができていることをご承知のとおりです。学校給食については、保護者の長年の活動で「教育活動の一環」として、その無償化が各地で進められております。福島県内でも、今年の5月現在で全額無料が12自治体で、半額、または一部補助を実施しているところが17自治体、合わせて県内29の自治体で既に無償化、あるいは一部補助が実現しております。浪江町では「被災児童生徒就学支援等特例交付金」の活用で無料化が実施されています。復興創生期間終了と同時に打ち切られるようなことがないように、これまでの成果が継続されるよう、無償化を求めていくべきであります。そこで、お尋ねいたします。

これまでの学校給食無償化による児童生徒や保護者、教職員にとって、この施策がどのような成果があったのか、どう認識されているか、お答えをください。

水道法改正案の民営化問題であります。

浪江町の水道事業の実態と今後の問題でありますけれども、今、水道事業を民営化しやすくする水道法一部改正が、参議院で継続審議となっております。浪江町の現状は、1万3000人の潜在的給水人口を持ちながら、今年度当初予算の給水収益は500万、営業費用が2億9500万円、費用の補填は、東電賠償によるというものです。冒頭示したように、7次提言でいう「総仕上げの時期」などというのは、まさに空言でしかないことも、このことからもお分かりだと思います。水道法一部改正が言うように「人口減少に伴う水の需要減少」、「費用が増加し、収入が減るから民営化すればよい」などとする考えは、公益事業の根本を否定するものであり、百歩譲って民

営化しても、課題はそのまま残ります。もし水道法一部改正が強行され、民営化されればどうなるのか。営利企業が、利益確保のために水道料金引き上げは間違いなくやってくるでしょう。そもそも「水」は公衆衛生の最たるものであり、命の根源でもあります。浪江町の給水事業は、昭和38年に開始され、平成3年に水道事業として県知事認可を受け、これまで一部双葉町や、小高区にも給水してきたという歴史があります。公営水道事業のこれまでの経営努力の成果について、お示しをいただきたいと思います。

浪江町の水道は、清涼飲料企業が浪江町に進出するほどの良質で、豊富な水資源があり、「町民の命の水」であります。経営努力をしながら、今後も公営水道事業として存続させるべきであると考えます。今後の方針と決意について、お示しをいただきたいと思います。

改めて水道法改正の問題でありますけれども、改正案は、同時に「水道の基盤強化」とか「官民連携の推進」を掲げ、自治体を水道事業者としながら、もっている施設の運営権を厚労大臣許可で民間事業者に設定できる、移管できるというものであります。その弊害は、既に海外では経験済みであります。例えば、フランスパリ市では、水道料金が2.25倍にも高騰し、2010年に再び公営化されました。アメリカや、ドイツでも、水道の汚濁や不明朗な経営、水道料金の引き上げなどが表面化し、再度、公営化されるという事例が起きております。そこで、お質し致します。

改正案の柱である広域連携は、浪江町の水道事業において合理性があるとお考えになれるのかどうか、また、運営権を移管する「官民連携」の問題についてどう考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

世界の流れにも逆行する、水道法一部改正案の基本的問題については、私が述べたとおり明らかであると思います。水道法一部改正案に反対の、明確に態度表明をされるか、町長の所見を質して最後の質問に移ります。

第二原発廃炉と放射能汚染水放出についてであります。

まず、東電小早川社長が「福島第二原発廃炉を検討します」と表明したのは、去る6月14日です。

6月27日の株主総会で、廃炉に関し「関係する皆様の理解を得た上で決定していく」と表明しております。再稼働など、福島県民は断固として容認しないでしょう。しかし、廃炉が正式決定ではないことは、これまでの経過からも明らかであります。新しい本件について、今日の福島民報に一部報道されておりますが、そこで、町長にお質し致します。廃炉の正式決定と、廃炉時期について、東電に

明らかにするよう求めるべきだと思います。当然のことながら加害事業者として、早い時期に町と議会、町民に廃炉を説明する責任があります。どう対応されるか、お答えください。

モニタリングポスト設置についてであります。

原子力規制委員会は、県内に設置した3000のモニタリングポストについて、維持管理費等を理由に、その8割の撤去方針を示しました。只見町での説明会を皮切りに、現在も各地で「撤去説明会」が開催されておりますが、どの会場でも「目で見て安全を確認できる」、「原発事故は収束していない。また何が起きるかわからない」などと設置継続を求める意見が相次いでおります。撤去方針を見直すべきであると思います。撤去のいま一つの理由が「被災12市町村に移設するため」ということです。言わずもがな、被災12市町村のモニタリングの設置件数が足りないということを、規制庁も認識しているということでもあります。私は、この場でも、全員協議会でも、町にも、環境省にも増設を求めてきました。県内の継続配置は当然であります。その上で、浪江町を含む12市町村に必要なモニタリングポストの増設を求めるべきであります。特に浪江町は、汚染土壌輸送の通過路線になっております。除染後の線量が高い所があります。安全・安心のためにも可視化することが重要であります。帰還困難区域を含めて、町が求めている増設件数と合わせてお答えください。

トリチウ汚染水の海洋放出問題であります。

「希釈して海洋放出するのが現実的で唯一の選択肢だ」更田原子力規制委員会委員長は、こう述べていました。県内と東京会場で開かれた公聴会では、県民はもちろん、全国から反対の意見が相次ぎました。請戸漁港を抱え、いまだ試験操業を脱しない現状から見て、海洋放出など異常な判断と言わなければなりません。ズバリお尋ねいたします。町長は、海洋放出に反対を表明すべきと考えます。さらに、ストロンチウム90とヨウ素129など明らかにされてこなかった放射性物質の残留が確認されました。陸上でのタンク保管を最有力の選択肢に入れた安全・長期保管を求めて、私の1回目の質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） それでは、質問にお答えいたします。

まず、私からは、廃炉の正式決定と廃炉時期明示など東電に説明を求めるかを問うについてお答えをいたします。

6月14日に、東京電力の小早川社長と内堀知事が会談し、初めて福島第二原子力発電所の廃炉の方針が示されました。その後、7月

6日に東電小早川社長が当町を訪問して、改めて廃炉の方針を表明されました。

その際には、副町長と議長が対応され、正式決定と着実な廃炉の要請を行っております。まずは、事故炉である福島第一原子力発電所の安全な廃炉に取り組んでいくことが重要ではありますが、福島第二原子力発電所についても、引き続き、機会あるごとに、速やかな正式決定と時期の明示などを強く求めてまいります。

その他の質問については、関係課長より答弁させますので、ご了承くださいたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農林水産販売額に関するご質問にお答えいたします。

平成22年度の水稲作付面積は約1200ha。本年度の作付面積は約6haですので、率にして0.5%です。また、平成22年度に行った農業センサスなどでの農林水産業産出額は、およそ43億6400万円でした。町が把握している平成29年度の販売額については、農業部門で約900万円、水産業部門で約8500万円の合計9400万円であります。

なお、林業は、現時点での販売はございません。今後も各種補助事業等を活用し、営農再開などに努めます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 商工業の出荷額についてお答えいたします。

商工業売上・出荷額についてですが、震災前は、商業で292億円、工業で374億円程度でありましたが、震災後は、統計事業そのものが縮小された規模での実施であるため、数値上での比較ができません。ただ、事業者からの相談やヒアリングなどから推測すると、業種ごとに置かれている状況は違ってきているということが分かりました。

建設業や土木業などの復興事業に直結している業態は、この復興期間において、売上額等は伸びておりますが、小売業などは、商圈の消失や従業員確保の問題から、再開そのものが困難な状況にあります。

飲食業につきましては、平日のお昼の時間帯の集客は見込めるけれども、それ以外の時間・曜日については、少しずつ伸びているものの、震災前には、まだ届いていない状況と聞いております。

また、製造業につきましては、一度失われた顧客の確保や製品に対しての風評被害は、完全には回復できていない状況であり、震災前の出荷額には至っていないと聞いております。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） 続きまして、町民の生活再建の現状認識を問うのご質問にお答えをいたします。

未だ、多くの町民の方々が町外での避難生活を長期継続し、避難先での生活再建の課題が個別化、複雑化しております。今年4月から5月にかけて、内閣府原子力被災者生活支援チームが調査した生活再建に関するアンケート調査によりますと、就労の面では、主たる家計を支えている方の震災前後の職業を比べると、無職の方が増加していること、また、無職の方の回答の中で、以前は就職・転職活動を行っていたが、求人と希望する仕事内容や条件が合わないなど、職に就くことができない理由が多岐にわたっており、個別の支援が必要との結果が出ております。

また、浪江町復興支援員による戸別訪問においては、住宅に関する課題として、金銭面での不安を抱いているとの声も伺っております。

町といたしましては、今後も、国、県、関係機関と連携し、町民一人一人が抱える課題の把握及び解決に努め、それぞれの生活再建に結びつくよう継続して取り組んでまいります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、②復興・創生期間終了後の国の体制と浪江町の財政の影響についてのご質問にお答え申し上げます。

復興・創生期間後の国の体制整備及び財源確保につきましては、震災からの復興に取り組む当町において、大変重要な課題であり、国の財政支援なしでは町の復興はなし得ないものと認識してございます。

国及び県においては、原子力災害からの福島復興再生協議会において、既に協議が始められていると承知してございます。当町といたしましても、浪江町の復興加速に向けた協議会での協議や、復興大臣、総務大臣等に直接要望を行うなど、復興・創生期間後の国の支援継続や財源確保について求めているところでございます。

次に、浪江町関連のイノベーション・コースト構想について、①イノベ関連事業の予算と町負担を問うのご質問にお答え申し上げます。

福島イノベーション・コースト構想につきましては、改正福島特措法に基づく県の「重点推進計画」が国の認定を受け、南相馬市と当町に整備している「ロボットテストフィールド」についても、南相馬市の施設の一部が供用開始されたところでございます。

当町の事業といたしましては、現在、棚塩産業団地整備事業、約59億円、木材製造拠点建設工事、約55億円の事業に取り組んでおりますが、財源につきましては、基本的に国・県負担で整備に取り組んでおり、町の負担はないところでございます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 続きまして、水素製造、貯蔵、輸送などの予算はどれほどなのかというご質問でございますが、8月31日に公表となりました、平成31年度経済産業省の概算要求資料によりますと、福島水素エネルギー研究フィールド関係の事業費につきましては、207.4億円の内数となっております、と発表されました。これらの事業費には、NEDOによる全国展開の他の複数の事業の予算が含まれておりまして、全てが浪江町内の事業で執行されるものではありません。また、今回の水素研究フィールド事業は、NEDOが平成29年度から平成32年度までに、直接行っている事業でありまして、現在もまた、その一部施設の設計などが行われていると伺っておりまして、今、浪江町では、全事業を正確に確認することは、不可能な状況ではあります、概ね100億円を超える規模になると予想されております。

次に、地元企業・事業所の参入及び地元雇用の計画についてのご質問でございますが、はじめに、福島水素エネルギー研究フィールドにつきましては、プラント研究施設工事が着実に進行しておりますことを、ご報告申し上げます。

また、ロボットテストフィールドにつきましては、無人航空機の通信塔が完成するなど、県事業により着実に進展しており、棚塩産業団地に立地する無人航空機滑走路につきましても設計中とのことであります。

これらの施設は、他に類を見ない施設でありまして、国内外から多くの研究者等が集まることにより様々な交流が生まれるとともに、地元企業への技術的・経済的波及効果が期待できると考えております。

この福島水素エネルギーフィールドにおける雇用につきましては、資源エネルギー庁、NEDO、そして事業者である東芝エネルギーシステムズ等に対して、地元雇用をするよう要望しておりますが、現在、設計や事業計画の検討を進めているところでございまして、2020年の実証事業開始時の具体的な人数は固まっております。

一方、事業者である東芝エネルギーシステムズでは、実証事業とは別に、会社独自で当該施設内で専門技術（高圧ガス・水素輸送免許等）の講習や教育を行い、地元の水素関係事業者への就職を希望

する方の支援を行っていく予定と伺っております。

さらに、木材製品製造拠点につきましては、管理運営に関する企画提案公募を行いまして、8月3日に採択事業者を公表したところであります。

今後、設計及び施工に関する企画提案公募をさらに行いますので、施設や設備によって雇用人数は変わりますが、採択した計画では、初年度は30人程度によって操業を開始し、将来的には50人程度にまで拡大することを見込んでおると聞いております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、2の帰還困難区域拠点整備事業の現状について、(1)復興拠点整備事業、①「避難指示解除に伴う必要な要件」についてのご質問にお答えいたします。

特定復興再生拠点区域につきましては、改正福島特措法において、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す区域とされており、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた第1ステージとして、整備に取り組んでいるところであります。

復興拠点の避難指示解除につきましては、拠点整備が完了し、国が定めた解除に必要な要件が十分に達成されていることを確認し、帰還される町民の安全・安心確保に努めてまいりたいと考えております。

また、年間追加被ばく線量1 mSvにつきましては、今後も引き続き目標達成に向けた取り組みを継続するよう国に求めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ②の3地区の除染の現状などのご質問にお答え申し上げます。

まず、3地区の除染状況につきましては、現在、道路等の除染作業を実施しております。また、宅地除染につきましては、同意取得作業が進んでおりまして、順次、除染作業が進められることとなっております。

次に、農地除染につきましては、農地保全などについて各地区の意向確認が取れておりまして、「浪江町特定復興再生拠点整備推進会議」において、農地除染についても着手することが可能となりました。今後、仮置き場の確保ができ次第、環境省におきまして、仮置き場の造成を含む工事を発注いたしまして、農地除染等にかかる事前調査・同意取得・除染という工程で、除染事業を実施していくこととなっております。

なお、除染に関するロードマップ、いわゆる行程につきましては、

同意取得の状況、それから家屋解体申請の状況、仮置き場の確保などの進捗状況により、今後作成されることとなります。適宜、環境省からの提示を求めてまいりたいと考えてございます。

また、土壌測定につきましては、事前調査時に土壌サンプル調査を実施いたしまして、農地の除染手法を策定することとなっております。

なお、各地区において事前調査で測定されております空間線量マップは、現在、宅地のみとなりますが、まとも次第、環境省に提示を求めまして、お示ししたいと考えてございます。

続きまして、仮置き場についてのご質問にお答え申し上げます。

特定復興再生拠点区域内の仮置場設置につきましては、現在、環境省とともに仮置場予定地の行政区の皆様を始め、地権者様及び関係行政区長様と、引き続き設置に向け協議を進めているところでございます。ご理解いただきますよう取り組んでまいります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、(2)のその他の環境整備について、①携帯電話整備事業の現状とトンネル内ラジオ受信についてお答え申し上げます。

携帯電話等エリア整備事業につきましては、現在、国道114号沿いの5地区において、不通話区域解消のため、鉄塔施設等の整備に取り組んでおります。室原仲沢及び南津島下冷田の2箇所については、整備予定地の除染が完了し、調査・設計を行っております。また、室原大家老、昼曾根尺石及び赤宇木櫛平の3箇所につきましては、用地買収の手続きを進めているところであり、用地取得後、除染、調査・設計等に取り組む予定としております。

また、トンネル内のラジオ受信につきましては、国道管理者である福島県により、仙人沢トンネル内に、ラジオが再送信設備が設置されている状況でございます。質問にございました、ラジオ受信ができないという件に関しましては、県に確認したところ、調整済みということで、現在は受信ができるということの回答でございました。

続きまして、②の帰還困難区域の建物解体と保全管理の具体化を問うのご質問にお答え申し上げます。

帰還困難区域の整備につきましては、改正福島特措法により復興拠点の整備が規定されており、大堀、荻野、津島の3地区において、拠点整備に取り組んでおります。議員お質しの拠点以外の整備につきましては、現行法には規定されておられませんので、帰還困難区域を抱える郡内各町村との共通の課題として、国と協議してまいりたい

いと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 3番の浪江中学校の再開継続について、

（1）検討委員会の答申と教育長答弁を問う、①「原発事故による避難後の特異状況が今後も継続する」という認識を問うとのご質問でございますが、お答えいたします。

原発事故が私どもにもたらした状況は、他の事故や災害に比べまして、極めて特異で異常なものでございます。全体的に困難な状況は、今なお続いておりますが、一部地域での避難指示解除を契機に少しずつ改善の動きも見られ、可能な努力によって、この動きをさらに推進する必要があるというのが、私自身の認識でございます。

なお、答申の内容でございますが、委員の皆様方が熱心に詳細な検討をしてくださいましたものでございまして、尊重すべきものと認識してございます。

次の②「就学を希望する子供がいる限り、できるだけ継続する」という答申を尊重した対策を基本に進めるかというお質しにお答えいたします。

避難先再開校につきまして、検討委員会から「避難先の学校は就学を希望する子どもがいる限りできるだけ継続すること。」との答申をいただきました。これを受けての浪江町総合教育会議での協議、教育委員会での検討を重ねました結果、その後の在校児童・生徒の推移、それから、少人数による教育環境の変化と課題、学校存続のための人的・物的要件などから、浪江中学校を含みます避難先再開校の継続期間の目安を「平成29年度にそれぞれの学校に在籍する児童・生徒が卒業するまでを最長期間とする」との考えに至ったわけでございます。答申を抛りどころに、然るべき協議と検討を重ねまして、浪江町として、できるだけ児童生徒に配慮した妥当な方向性を得られたものと考えてございますので、これに基づいて進めてまいるのが適切と考えているところでございます。

続きまして、（2）の浪江中学校の再開継続について、①でございますが、児童・生徒、保護者の不安とこれまでの教育長の対応を問うというお質しでございます。お答えいたします。

避難先での再開校の来春卒業予定の児童の中学校進学につきましては、これまで数回にわたって親御さん、あるいはご家族と相談を重ねてまいりました。7月下旬には、私がスクールソーシャルワーカーとともにご自宅を訪ねまして、それまでの話に加えて、児童本人とご家族のこれまでのご苦労や、ようやく安定を取り戻した現在の様子、中学進学に関する心配や不安について、お話をいただきま

した。その上で、中学進学に関する心配や不安を少しでも解消して、より良い方向を探ることに、一緒に取り組むことを確認したところでは。その際に、進学先として福島市立中学校も選択肢とする可能性があるとの話をいただき、この件に関しまして、福島市教育委員会や福島市立中学校の協力を依頼することについての了解もいただきました。これを受けまして、8月上旬に私が学校教育係長とともに福島市教育委員会を訪ねしまして、状況説明と協力の要請を行いまして、先方からは協力の積極的姿勢を示していただいたところでございます。

現在は、これまでの経過を踏まえまして、児童の在籍校の教員、あるいはスクールソーシャルワーカーも加えまして、当該児童にとって、より良い選択ができるよう、ご家族との相談と取り組みを続けているところでございます。

②の教育委員会の責任と義務教育の根本を問うにお答えいたします。

義務教育につきましては、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるもの」でございまして、そのような教育であるためには、「全ての国民に、等しく、その能力に応じた教育機会が与えられなければならない」、これらのところに義務教育の根本があると考えてございます。

また、このような義務教育を適切に推進することが教育委員会の責任の大きなものの一つであるとの認識も持っております。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 4番の子育て・教育の拡充についての中の日本の子供の貧困率が高い認識はもっているかと、それから、具体的な貧困施策について問うというところにお答えいたします。

平成28年国民生活基礎調査の中の子供貧困率の年次推移を確認いたしました。平成21年度15.7%から平成27年度の13.9%と、わずかではありますが、減少傾向にあるというところでございますけれども、貧困の状況にある子供の数が約280万人もいるという実態を見まして、これは非常に多いといったところを感じているところでございます。具体的な施策に回答を移らせていただきますが、子供の貧困対策の推進に関する法律に基づき、政府が定めている子供の貧困対策に関する大綱においては、様々な事業が掲げられているところでございます。その中で、大綱に記載の事業につきましても、浪江町におきましては、ひとり親家庭医療助成、それから就学援助、また

は子育て世帯への公営住宅の優先入居等、各分野で様々な制度を活用し、各種施策に取り組んできたところで、それらを引き続き実施していくことが必要であると考えております。

続きまして、②番の浪江町の生活保護費と就学援助認定基準の制度設計はどうなっているのかについてお答えいたします。

浪江町就学援助規則第2条第1項第1号の中では、生活保護法第6条第2項に規定される場合、要保護者として、修学旅行費としての就学援助を受けることができるものとして定めているところでございます。

一方、生活保護費につきましては、県が認定及び算定について実施しておりますが、細かいところについては、分かりかねるところではございますが、生活保護法の教育扶助を確認いたしますと、義務教育に伴って、必要な教科書、その他の学用品、それから二つ目として、義務教育に伴って、必要な通学用品、三つ目といたしまして、学校給食、その他義務教育に伴って、必要なものと、大きく三つの区分が示されておまして、冒頭に申し上げました、就学援助の費目とは重複しない制度設計となっていると確認しておるところでございます。

続きまして、③でございます。浪江町の幼・小・中の就学援助支給額はいくらか、また、入学前の修学援助金の取り扱いはどうなっているかについてお答えいたします。

平成29年度の支給実績といたしまして、幼稚園が177名、3223万円、小学校が202名、1457万円、中学校が89名で約1049万円となっているところでございます。入学前の就学援助の取り扱いでございますけれども、当町では、現在のところ入学前の支給については、実施していない状況となっているところでございます。

続きまして、学校給食無償化の成果を問うというところでございます。ご質問にお答えいたします。

学校給食につきましては、議員お質しのとおり、浪江町就学援助規則の中で、給食費の実費分も対象となっておりますが、現在のところ、教職員まで対象となっているわけではございませんので、その部分についてのお答えは控えさせていただきます。ただし、現在の町立学校の給食費自体ですけれども、年間で約5万円程度となっているところでございまして、このような中、当町の保護者においては、震災後、遠隔避難が続き、それから、幾度となく引越等を行う状況があったということも踏まえまして、経済的な負担の軽減が一番の成果ではないかと感じているところでございます。

それから、被災児童・生徒就学支援等特例交付金の継続部分の件

でございますけれども、震災前にはなかった制度でございます、現在の当町の財政状況も鑑みれば、貴重な財源と考えておりますので、今後も継続できるように要望してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 続きまして、大きな5番、水道法改正案の民営化問題についての（1）浪江町の水道事業の実態と認識についての①公営事業としての経営努力の成果を問うについてお答えをいたします。

水道事業の最大の使命は、生活に欠かすことのできない清浄な水を安定して供給することでありますので、おいしくて新鮮な水をお届けすることを第一にしております。

具体的には、配水池の貯水量を低く設定し、水の循環を早くすること、各流域の末端で配水を行っており、停滞水のないように注意しております。さらに、水道法に基づく水質検査及び放射性物質の24時間モニタリング検査結果を広報及びホームページで公表し、不安解消に努めております。

施設整備につきましては、老朽化した取水場と配水場の遠方監視装置の更新を行い、各担当者がスマートフォンから施設の稼働状況を確認することができるようになり、作業の効率化と通信費の経費削減を図ることができました。

事業運営については、取水場等の管理を一括して委託するのではなく、受注者側の役割及び責任を見直すことで経費削減ができ、現時点での人手不足を新しい仕組みで解消しております。

続きまして、②の「町水は存続させる」という決意はについてお答えをいたします。

町水は、現在及び将来にわたり町民生活や町内産業の活動に欠かすことのできない大切な資源です。一方で、安定的に継続して供給しなければならない生活に必要な不可欠でもあることから、施設を維持し、事業運営を継続していくために必要な見直し、あり方を含めた議論を重ね、存続しなければならないものだと考えております。

続いて、（2）の水道法改正案の問題についての①改正案の柱である広域連携、官民連携の問題を問うにお答えをいたします。

まず、広域連携については、事業の統合、共同化により、効率性の向上をすることや経済面で経費の削減など合理的であると考えます。

続きまして、官民連携のあり方については、現在も業務の一部を民間に委託しておりますので、必要なことだと考えております。

続きまして、②「民営化」の改正案に反対すべきと思うが所見を

問うについてお答えをいたします。

現行法においても、今回の改正案でも水道事業の全体方針の決定等、市町村が経営するという原則に変更はないものと考えております。

今回の改正案では、多様な官民連携の選択肢を広げるという観点であるため、水道事業にとって最も相応しい官民連携をすればよいと考えます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、大きい6番、第二原発廃炉・放射能汚染水放出についての（2）モニタリングポスト設置、（3）トリチウム汚染水の海洋放出の関係についてのご質問にお答えします。

まず、モニタリングポストの配置見直しについては、現在、県内各地で説明会が始まっており、多くの市町村では、撤去に関しては、慎重なご意見が多いと認識しております。

その上で、12市町村以外の他の自治体の存続に関しましては、当該自治体の意向が特に重要であると考えております。

また、12市町村の増設につきましては、具体的な設置数までは要望しておりませんが、原子力規制委員会では、当町など、避難指示、または解除された区域の市町村の要望も踏まえまして、増設する方針を示しております。

今後とも、廃炉作業が継続しており、周辺に及ぼすリスクがゼロでないことを踏まえ、継続して増設を要望してまいります。

次に、トリチウム汚染水海洋放出についてでございますが、放射性物質トリチウムを含む汚染水の処分方法は、政府の小委員会では五つの処分方法が検討されており、その概要を説明するため、今般、公聴会を開催しているところでございます。

その一つの処分方法である海洋放出は、漁業の風評被害など、社会的影響が大きいものと認識しております。まずは、漁業者など、様々な意見にしっかり耳を傾けていただきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） トリチウムの海洋放出について、漁業者の意見をしっかり聞いてと、それは、当然なことで、私が質問したのは、こういう問題があるんだから、浪江町としても反対の態度を明確にすべきだということを求めたんです。漁業者の意見を聞くかどうかなんていうことでは、それはそれで大事だよ、問題の根本は何だと。それに対して、浪江町が置かれている現状を考えた場合、明確に反対の態度を表明すべきではないかということを求めておきます。町

民から信頼される町政ということについては、吉田町長も異論はないと思います。この件について、どう判断されるか、お答えをいただきたいと思います。

それから、1番目の問題で、7次提言では、もう仕上げる段階に入ったと言っているわけだけれども、いろんな見方はあると思う。先ほども議論になったけれども、建物が、ある程度できたから、それで復興・再生が進んだということではないということは、今、私が質問して、産業課長なり、農林水産課長が答弁したとおり、町民の生活、あるいは生活支援課長が答弁したとおり、言ってみれば、まだ時計の針は止まったままだという実態だと思うんです。

従って、そういう現状認識を踏まえた上で、復興創生期間が終われば、復興庁は廃止するという方針を出しているわけだね。新聞では、いろいろ復興防災庁とか意見は出ているようだけれども、明確には示されておりません。これについても、私は代案を示して、基本的には、責任と財源をしっかりと示した福島復興特措法を基本にしたような、そういう後継組織を作るべきではないかということを求めたわけです。これに対しての明確な答弁はありません。復興庁の存続と、あるいは財源の存続ということは、当然だけれども、では具体的にどういうものを求めるのか。基本は、法律がなければ、執行を実行できないわけだから。要望の基本として、福島復興再生特措法をベースにした後継組織を作るべきだということを求めるべきだということを、私は言ったわけ。これも、政策判断ですよ。これまで一緒に東京にも行ってきたけれども、町長は、私の再質問を聞いて、どういうお考えなのか、答弁を求めておきたいと思います。

それから、大きな1番目の②復興・創生期間後の浪江町の財政の影響はということについては、明確な答弁はありませんでした。

行政報告にもありましたけれども、平成29年度決算では、歳入が479億円、そのうち東電賠償も含めて、交付金はいくらか、278億円、58.1%ですよ。あと2年でどうなるか、回復するわけがないでしょう。これが浪江町の置かれている実態なんですよということも、浪江町の財政、行政の実態を踏まえた上で、きちんと実のあるものを要求していくということが大事だと。そのことも付け加えて、町長の答弁をいただきたいと思います。

それから、イノベ構想について、浪江町では100億円だと言われていると、これはこれで別な報道にもありますけれども、いろいろ私は聞かれるんですよ、マスコミ陣も含めて。では、これから、いくらかかかるか分からないけれども、浪江町の持ち出しはどれだけなんだと、これまでの議論では、今日の答弁ではありませんとい

うこと。そんなことないでしょう。あそこの敷地に建設した町道の事業費は、誰がやったんですか。町道だから町でしょう。それらも含めて、関連事業費、町が負担するのはいくらかかっている、これから、いくらぐらい負担する見込みなんですか、ということについてもお答えいただきたい。

あと、問題は、いろいろ復興・創生期間終了、あるいはこれまでの復興の進行到達の状況をいろんな角度から、いろんな意見が出ています。その中で、イノベ構想については、それはもう、たいしたもんだという評価する意見もあれば、問題は、大きく言うと福島県の経済なんだけれども、我々は、それはさておいて、浪江町の経済にどれだけ貢献するのかという、それが根本問題なんですよ。それは、どういう視点で見ればいいのかという、では、これだけの事業をやって、30人程度で、最終的には50人程度雇用できるという計画があるという話がありましたけれども、地元企業が製造・貯蔵・輸送の段階で関わるができるのかどうかと、ここですよ。世界最大規模の水素製造拠点、それだけで喜んでいるわけにはいかないでしょう。文字通り、我々は復興再生しなくちゃならないわけだから、その土台は何だと。町長も言われたとおり、やっぱり生業の再建ですよ。だとするならば、これだけの国家プロジェクトに地元企業が、どれだけ経済的な効果を生むような参加、参入ができるのか。あるいは、どれだけ雇用が創出されるのか、この吟味が必要なわけでしょう。これは、やっぱり、浪江町の土地をああいいう形で使っているわけだけれども、当然、町民だって知りたいわけ。説明がないなどということではなくて、もっと、全体像を明らかにする必要があります。私の再質問を受けて、具体的に答えられる部分は答えたいと思います。

帰還困難区域の問題で、解除要件について確認をするという話だけれども、もう既に新聞報道では、除染も終わっていないのに、帰還困難区域の解除要件、放射能防護策を検討するとか言っているわけだ、先走りも甚だしい。そういうことは、いろんな角度から検討することは必要だけれども、我々は、8年間も待っているわけだから、できるだけ早く、できるだけ大きなエリアでこの事業を進めることですよ。解除要件の問題、それは検討するというんだから、やぶさかではないでしょう。だけれども、実のある拠点整備事業をどうさせるか、どう求めるかということが求められている。ということで、私は、ロードマップを作って示すべきだという質問をしたわけだけれども、環境省において、今後、作成されるものだというのが住民課長の答弁だから。それは今後作るでしょう、いつかは。8

年待っているんだよ、我々は。第一期計画で5年、第二期で5年、第三期7年、5、5、7。政府の計画では、早くて17年だから。第一期の分のロードマップも含めて、全体のロードマップも作らせる必要がある。当面は第一期のロードマップ、全体を広げるべきだという質問に対して、この前の議会で企画財政課長は、第一期の分は早くやって、第二期にもっていきたいという話だけれども、ロードマップではどうなっているんだということがなければ、我々は確認できないということです。ロードマップの早期の作成と提示を求めておきたいと思います。

帰還困難区域の仮置き場の問題です。地権者、関係区長と協議をしている。8月29日、区長会があったでしょう。環境省も、住民課からも行っている、どういう意見が出ましたか。住民課長として、どういう内容を押さえていますか。お答えください。その上で、見直すべきだということについての答えがありません。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えをいたします。

トリチウムの海洋放出についての件でございますが、多分、議員もご存じだと思いますけれども、内堀知事においては、県漁連、あるいは多くの出席者がトリチウムの海洋放出に反対をされたことについて、環境や風評への影響に関する議論、あるいは説明をつくして、慎重に検討を進めてほしいとコメントしております。私は、全くその通りだと思います。ただ、この浪江の現状については、昨日の請戸漁協の役員にお会いをいたしました。しっかりとした本格操業が待ち遠しいと、また、後継者もしっかり揃っているという話を伺っております。しかし、そういった中であって、規制委員長が、海洋放出が唯一の方法だということについては、若干、違和感を感じておりますが、関係者のみならず、国民的な議論、これが必要なんだろうと思います。推移を見ながらと考えております。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 私からは、まず、復興庁の後継組織、財源について、お答えいたします。

まず、議員お質しのとおり、復興庁の後継組織については、法律に基づいたというものがが必要です。なぜならば、今の復興庁も、時限立法で設立した組織でありますから、後継枠の組織についても、そういう法律の担保に基づくものであるのが当然だと思いますし、それに基づいて、財源も確保されるものだと思っております。町も、県も、復興庁にこういう組織のあり方について言っておりますので、今後とも求めていきますし、国も、政府、与党はもとより、野党か

らもきちんと代案を出して、建設的な意見をしていただきたいと期待しているところでございます。

続きまして、除染の、帰還困難区域の仮置き場についての再質問にお答えいたします。8月29日に、津島地区の区長の皆様に環境省が説明を行い、住民課も立ち合わせていただきました。その中で、津島の区長の皆様からの意見としましては、例えば、どうして、津島で一つなのかとか、あと、雨が降った時の安全性はどうなのか、漏れる心配はないのか、あとは、室原とか、末森の区長さんと話し合って、本当に両地区において、仮置き場はないということが合理的に説明つくのかといった意見を出されたところでございます。

そういう課題をいただきましたので、これらの課題を整理しながら、引き続き、津島の区長さんらと協議を続けていきたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 再質問の中で、イノベーション・コースト構想の町負担の考え方でございますが、例えば、棚塩産業団地につきましては、あの中を走る町道整備も含めて、国の財源によって整備をしておりますので、そういう意味で町負担がないというご答弁を差し上げたところでございます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 浪江町の経済にイノベ事業がどのぐらい波及するのかと。まさに議員がおっしゃるとおり、浪江町の経済に波及しなければ、何の意味もありません。まず、建設の段階においても、どこまでできるか分かりませんが、やはり地元企業の皆様を使っていただきたいという働きかけも必要であります。それが完成した暁には、まず、集積材木拠点におきましては、先ほど申し上げましたように、30人程度は雇用になるわけですが、ほかの水素フィールド、それは残りの1区画、これからの企業誘致にかかっております。まず、水素に関しては、先ほども申し上げましたように、運送やその水素の管理、こういったものは、なかなか教育を受けなければできないという部分もあります。それから、残りの1区画についても、そのような部分もあります。これらのイノベーション・コースト構想に基づく事業すべてですが、廃炉、ロボットエネルギー、環境リサイクル、こういった全体の技術を開発支援するための、地域復興実業家開発促進事業という事業で教育をして雇用の創出を担っていただける事業もありまして、そういった事業に、既に参加している企業さんもいらっしゃいます。こういったことも活用しながら、地元からいかに採用してもらおうか。教育も含めた取り組みが

必要と思いますので、産業振興課のみならず、やはり皆様のご協力をいただいて、この産業団地がなるべく浪江町で雇用され、採用いただけて、さらにはまた、水素の活用の問題もございしますが、こういったものも地元になるべく活用できるようなシステムを構築するよう、これからの議論ではありますが、ご協力をいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 資料配付をお願いします。

○議長（紺野榮重君） 資料配付のため、暫時休議します。

（午後 4時26分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 4時28分）

○議長（紺野榮重君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 配付した資料に関する再々質問は、後でやりませう。

その前に、イノベに関して、地元企業の参入も含めた経済効果、その見通しはどうなんだということについては、要するに、廃炉だとか、それから、他のことも言われたけれども、まだ具体的なものは決まっていないとか、具体的に明らかになっていないということですよ、今の答弁から見えてくるのは。果たして、それで復興のシンボルと言えるのかということ、私は言いたい。世界最大規模の水素製造拠点だと。新聞の活字に踊っている、あるいはいろいろな行事の時にそういう町長も含めた町幹部のシンボルの発言はある。そういう世界最大規模の施設ができたところで、世界に類を見ない浪江町の、破滅的な打撃を受けたのに、そこからどう復活するのかと、それと関連して、イノベがどういう効果があるのかということだと思っんですよ。全然答えが出てこない。それで復興のシンボルと言えるのか。言葉遊びではだめです。中身が必要な。478億円のうち、58%が交付金なんだから、あるいは浪江町の基幹産業である農業の再開は0.5%なんだから、こういう中で、これから浪江町は、やっぱり少なくとも、元の浪江町に近づけるために頑張っていこうと、様々な事業に取り組んでいるわけだから。その一つが、世界最大規模の水素製造拠点とするならば、それとの関係で具体的にどういう効果があるんだということ、議会に対しても、町民に対しても明確に示す必要がありますよ。町長、そう思いませんか。

皆さんどうですか。形ができればいいんですか。そういうものは、町民が聞いて、見て、分かるようなものを示していく必要がある。今日の答弁では、全く納得できない。要するに、イノベ構想の正体の一部が、垣間見えたのではないか。これではだめだと。具体的な経済効果を求めて行くべきだということを強く求めておきます。

それでは、今、資料配付しましたので、3番目の浪江中学校の再開問題と、それから、子供の貧困に関して、再々質問でおさめたいと思います。

学校給食、この資料一覧にあるように、主体町村では、交付金を使って、給食の無料化をやっています。これも、復興創生期間がなくなれば、あるいは廃止という可能性も考えられるんですよ。では、継続するためにどうするかと、実は私、紹介議員になって、今度の議会に請願しているんですけども、やっぱり、末端自治体の負担だけではやっていけない、どうするか。国も、県も、学校給食無償化に対して財政支援をすると、厳しい中で一部ほどでやっているところもあるわけだから。では、学校給食の無償化を実現するためにも、浪江町でやってきた、交付金を使ってだけれども、この制度の成果はどうなんだということについて、教育委員会はきっちり評価する必要があります。残念ながら、先ほどの教育次長の答弁では、そういう評価が出てこない。次長、文部省では、既に分析して、実施している学校機関を調査して、こういう成果があると。教員は関係してないからと言うけれども、学校給食無料のために、それこそ先生方が大変な苦勞をしている。そういう苦勞もなくなると、子供たちの健全な食育ができるようになったと、経済的な負担が軽減したということは当然だけれども、様々な分野で波及効果があるんです。そういう、この事業の成果評価をきちんと出す必要がある。次長、そういうものがあるならば、答弁してください。やってないとするならば、改めて、学校給食無償化の成果について、掘り下げて検討、分析をして、お示しをいただきたい。どう対応するか、お答えください。

それから、教育長、浪江中学校の再開についてなんだけど、結論としては、教育会議で、平成29年度に在籍している生徒が卒業するまでだという確認をしたと。何のことない。今、津島小学校の6年生が来年3月卒業して、浪江中学校が存続されれば、そのまま入学できるわけですよ。ところが、もう既に平成29年在籍の子供たちが卒業した時点で廃止するという、そういう方針なんですよ。敢えて、私は、その検討会議の答申を持ち出したのは、特異な状況下にあるんだと、その在籍している子供が、避難先再開校に通いたいという

のであれば、それは正面から受け止めて、事業を進めるべきだという答申でしょう。答申は尊重しましたと、言葉では言ったけれども、やっていることは尊重なんかしていない。それから、保護者と会ったというけれども、私も保護者と会っている。今度、野田中学校に関係者と訪問すると言っていました。これも実は、むげに断るわけにはいかないと。その気持ちの背景には、こういうことなんです。私の孫が、子供が浪江に通うと、そのために学校の先生にも、教育委員会にも、様々な負担をかけると。迷惑だ、そういう負い目があるんだと。そういう負い目を感じさせる対応でいいんですか。教育長、敢えて私は、教育委員会の責任と義務教育の根本を問うという質問をしました。自立できる人間を育てる、子供に等しく教育機会を与える、今、津島の小学校から浪江中学校に通いたい、門前払いされるかもしれない。

しかし、どっかの学校に入れば、教育機会を与えた、尊重したということにはならないでしょう、現実の問題として、特異な事情があるということは、検討委員会で分かっているし、あなたも分かっているんだから。教育長、一人の子供のために、まして、こういう事情がある場合は、保護者を追い詰めるような、悲しませるような、そういう教育委員会の対応では、絶対だめだ。存続させると、あくまでも検討委員会としても尊重するという立場で、これからも事に当たるべきだと、どうされるのか、答弁を求めます。

それから、教育次長、就学援助金の浪江町の算定基準はどうだということについては、はっきり答えませんでした。これはだめですよ、あるんですよ。生活保護基準の1.2倍とか1.3倍とか。そういう記事があって、そういう制度設計ができていないということでしょう。しかも、ここに書いてあるように、今年の10月から生活保護が段階的に引き下げられるわけ。だから、せめて入学前の就学援助金支給すべきではないか。郡山市では実行しているんですよ、今年から。やればできる。実行に踏み切るかどうか、教育長、最後に答弁を求めて再々質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 最初の浪江中学校の存続云々のことで、まず、ご家族とお会いいただいたということで、ありがとうございます。今のお話で、私は追い詰めているというような受け止め方でご理解をいただいたようですが、そういうことであれば、私は、さらに注意をしなければいけません。私の認識としては、そういう思い入れはございません。それぞれのいろんなお受け止め方があるかと思えます。

それから、議員が義務教育のことをお質してくださいました。私も、この答弁を考えながら、私の責任が大きいなと考えたわけですが、もう少し詳しく補ってご説明いたします。浪江中学校の現在の状況なんです、前にも何回かお話ししていますが、現在2年生が3名でございますが、実際、この2年生、来春3年生になる見込みでございますが、このお子さんの意向調査をしまして、実は、この方が転出する可能性がございますので、仮に浪江中学校に進んだとしても、たった一人の中学校生活が始まります。先ほど、社会に出て、いろんな大切な資質を中学校の段階で身に付けていかなければならない。詳しいお話はできませんが、このお子さん、いろんなお世話が必要なお子さんとして、やっぱりひとりぼっちの教育が本当に彼のためにいいんだろうかということをいろんな方からご意見をお聞きして考えています。そういうことで、その辺もご家族にお話をしまして、ならば、福島 학교も見てみようかというようなどころまで至っているのが現状でございます。そういったこと、答申はもちろん、答申を大事にしましたけれども、子供の教育という観点も、私ども大事にしなければいけませんので、その両面から、この答申をいただいて対応しているとお答えを申し上げたいと思います。

給食の無償化につきましては、議員がおっしゃってくださいましたように、今、国のご支援をいただいて、何とか対応している。この効果については、先ほど、時間のせいもあって、簡単なご答弁を次長がいたしましたけれども、食育の問題であるとか、あるいは健康であるとか、あるいは一緒に気兼ねなく食事を摂れることによる子供たちの交流の問題であるとか、いろんな成果があるということは、私ども十分承知しています。これがいい状態で続けられることは、大変大事なんです、何せ財政の問題がございますので、これは検討課題ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 入学前支給についてお答えさせていただきたいと思います。

入学前支給につきましては、一度、県の実態調査を確認させていただきました。双葉郡の管内の中でも、その実施に踏み切っているところが大きく分かれているところでございます。そういった実態を見させていただきながら、具体的にどういったやり方がいいのか、問題があるのかというところを整理させていただきながら、少し考えてまいりたいと思うところでございます。実質、入学前支給を実

施したことによる、私の方で考えているところの影響でございますけれども、基本的に就学援助は実費負担のところもございまして、定額で支給されるものと、実費負担で2回の申請行為が出てきたりとか、あるいは、そういった意味で、遠方に避難されている方に大変ご苦労をかけてしまうところもございまして、いろんな観点から整理した上で、そういったところについては、検討してまいりたいと考えています。

○議長（紺野榮重君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 入学前援助金については、文科省が平成29年3月31日に通達を出しているんですよ。必要な援助を適切な時期に実施されるよう、市町村教育委員会において周知しているということですので、前向きに取り組んでください。

以上で私の質問は終わります。

○議長（紺野榮重君） 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

この後、4時50分から議会運営委員会が開催されます。議会運営委員会委員の方は、第一委員会室にお集まりください。

（午後 4時44分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成30年浪江町議会9月定例会

議事日程(第2号)

平成30年9月5日(水曜日)午前9時開議

- 日程第 1 請願・陳情の付託
- 日程第 2 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度浪江町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第 3 認定第 1号 決算の認定について
- 日程第 4 認定第 2号 浪江町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第66号 工事請負契約の変更について(いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事)
- 日程第 6 議案第67号 工事請負契約の締結について(本庁舎改修工事(第1期))
- 日程第 7 議案第68号 工事請負契約の締結について(川添ため池環境保全整備工事)
- 日程第 8 議案第69号 工事請負契約の締結について(請戸漁港水産業共同利用施設整備工事(上架施設))
- 日程第 9 議案第70号 工事請負契約の締結について(浪江町幾世橋災害公営住宅太陽光発電等設備工事)
- 日程第10 議案第71号 工事請負契約の締結について(なみえ創成小中学校クラブハウス新築工事)
- 日程第11 議案第72号 土地の処分について
- 日程第12 議案第73号 土地の取得について
- 日程第13 議案第74号 土地の取得について
- 日程第14 議案第75号 土地の取得について
- 日程第15 議案第76号 土地の取得について
- 日程第16 議案第77号 土地の取得について
- 日程第17 議案第78号 平成30年度浪江町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第79号 平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第80号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第81号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 2 1 議案第 8 2 号 平成 3 0 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 同意第 2 号 特別功労者の決定について
- 日程第 2 8 報告第 4 号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
- 日程第 2 9 報告第 5 号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について

出席議員（16名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 大 浦 泰 夫 君 | 2 番 | 石 井 悠 子 君 |
| 3 番 | 高 野 武 君 | 4 番 | 紺 野 榮 重 君 |
| 5 番 | 半 谷 正 夫 君 | 6 番 | 紺 野 則 夫 君 |
| 7 番 | 佐々木 勇 治 君 | 8 番 | 平 本 佳 司 君 |
| 9 番 | 佐々木 恵 寿 君 | 10 番 | 渡 邊 泰 彦 君 |
| 11 番 | 松 田 孝 司 君 | 12 番 | 山 本 幸一郎 君 |
| 13 番 | 山 崎 博 文 君 | 14 番 | 泉 田 重 章 君 |
| 15 番 | 佐 藤 文 子 君 | 16 番 | 馬 場 績 君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------------------|-----------|--|-----------|
| 町 長 | 吉 田 数 博 君 | 副 町 長 | 本 間 茂 行 君 |
| 教 育 長 | 畠 山 熙一郎 君 | 代 表 監 査 委 員 | 根 岸 弘 正 君 |
| 総 務 課 長 | 山 本 邦 一 君 | 企 画 財 政 課 長 | 安 倍 靖 君 |
| 二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長 | 居 村 勲 君 | 産 業 振 興 課 長 | 清 水 中 君 |
| 農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 清 水 佳 宗 君 | 住 宅 水 道 課 長 | 戸 浪 義 勝 君 |
| まちづくり整備課長 | 三 瓶 徳 久 君 | 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪 江 町 中 央 公 民 館 長 兼 浪 江 町 津 島 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長 | 柴 野 一 志 君 |
| 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 | 佐 藤 祐 一 君 | 住 民 課 長 | 中 野 隆 幸 君 |
| 健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 | 掃 部 関 久 君 | 介 護 福 祉 課 長 | 木 村 順 一 君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 横 山 秀 樹 | 主 幹 兼 次 長 | 吉 田 厚 志 |
|---------|---------|-----------|---------|

書

記
小 澤 亜希子

書

記
鎌 田 典太朗

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎請願・陳情の付託

○議長（紺野榮重君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。

今期定例会において受理した請願2件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長あてに報告願います。

◎承認第11号から報告第5号の一括上程、説明

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

日程第2、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町一般会計補正予算（第2号））から日程第29、報告第5号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてまでを一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、承認第11号から日程第29、報告第5号までを一括議題とします。

日程第2、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） ご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町一般会計補正予算（第2号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、浪江町長選挙費及び浪江町議会議員補欠選挙費として、選挙に要する経費を計上したものであり、歳出で選挙実施

に必要な事務費経費等を追加するとともに、予備費を減額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第3 認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） ご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町一般会計をはじめ9の特別会計の予算執行結果を報告し、認定を求めるものであります。

平成29年度は、浪江町復興計画に位置付ける「本格復興期」の初年度として、ふるさと再生に向けた取り組みを、より本格化させるとともに、平成29年3月31日の一部地域避難指示解除を受け、活気と魅力ある町を創建するための第一歩を踏み出した1年となりました。

一方、避難生活が長期化する中で、町民の皆様の生活再建支援や、きずなの維持についても、引き続き重点的に取り組んだところであります。

具体的には、町内での住宅環境整備を目的に進めてきた災害公営住宅や福島再生賃貸住宅が完成を迎え、順次入居が開始されるとともに、子育て・教育環境の整備として進めてきた、浪江にじいりこども園、なみえ創成小中学校が完成し、11月には一時預かり保育が開始されるなど、まちに子供の声が戻ってまいりました。

また、町内での生活環境を整備するため、デマンドタクシーの運行、高齢者の方々を対象としたサポートセンターの設置、町内へ帰還及び移転された方を対象としました住宅移転補助、有害鳥獣対策等を実施いたしました。

さらには、震災後初めて町内で開催した十日市祭りをはじめとして、イベントを毎月開催することにより、にぎわいの回復に努めたところです。

町の創建に向けた取り組みといたしましては、帰還困難区域の再生を目指す復興再生拠点区域復興再生計画を策定したほか、雇用創出を目的とした産業団地整備や、交流・情報発信拠点の整備を進めました。

このほか、農事復興組合による農地保全管理や、実証栽培が進められたほか、水産業関連施設の整備に着手し、第一次産業の再生に努めたところであります。

さらに、避難生活を続ける町民同士のきずなを維持していくため、

交流館の設置運営や、復興支援員による戸別訪問及び交流会の開催などの取り組みを、引き続き実施いたしました。

これらの結果、一般会計においては、歳入歳出決算額ともに過去最大規模の決算額となりました。

また、実質収支、実質単年度収支については、いずれも黒字となっております。

決算に関連して、財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、昨年同様、全てにおいて早期健全化基準未満となりました。

その他9の特別会計においても、全て実質収支の黒字を確保いたしました。

なお、決算の認定を求めるにあたり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類を、併せて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明は、会計ごとに行います。

平成29年度浪江町一般会計歳入歳出決算について。

企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、ご説明申し上げます。

平成29年度、主要な施策の成果1ページ、一般会計決算の状況についての第1表、一般会計決算の概要をご覧ください。

平成29年度の歳入決算額は479億6661万3000円、対前年比138.9%の増。歳出決算額は458億2178万4000円、対前年比151.0%の増で、町内住宅整備、産業団地整備等大規模事業の実施等により、歳入、歳出とも大幅な増となっております。歳入歳出差引額21億4482万9000円から翌年度に繰り越すべき財源7億2822万7000円を差し引いた実質収支は14億1660万2000円の黒字、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は10億7925万3000円の黒字、さらに、財政調整基金への積み立て、取り崩しを加えた実質単年度収支は11億6256万7000円の黒字となっております。

続いて、歳入状況につきまして、3ページの第2表、歳入の状況をご覧ください。主なものを申し上げますと、町税につきましては、償却資産税の増などにより、決算額で7億2150万1000円。構成比1.5%、対前年比41.8%の増となっておりますが、特例減免の継続などにより、震災前の水準まで回復していない状況が続いております。

次に、地方交付税は104億6835万2000円。構成比21.9%、対前年比57.7%の増で、震災復興特別交付税の対象事業である福島再生加

速化交付金事業や東日本大震災復興交付金事業の増等により、交付額が増加しております。

次に、国庫支出金は237億725万7000円。構成比49.4%、対前年比226.0%の増で、棚塩産業団地整備ほか、北、南産業団地整備、町内住宅整備、水産加工団地整備など、多くの事業財源である福島再生加速化交付金及び東日本大震災復興交付金の増などにより増加しております。

次に、県支出金は、15億9254万4000円。構成比3.8%、対前年比48.0%の増であります。

次に、繰入金は61億746万2000円。構成比12.7%、対前年比109.8%の増で、主に浪江町復旧復興基金、浪江町帰還環境整備交付金基金など、特目基金からの繰り入れ増により、増加しております。

次に、諸収入は28億8306万4000円。構成比6.0%、対前年比470%の増で、主に財物賠償にかかります原子力損害賠償金の増等により増加しております。

また、町債につきましては、前年度に引き続き、新規借り入れはいたしておりません。

続いて、4ページの表3、財源の構成についてでございます。まず、一般財源と特定財源との比較ですが、町税や地方交付税等の一般財源は134億1738万5000円。構成比28.1%、対前年比45.6%の増。国庫支出金や基金繰入金等の特定財源は345億4922万8000円。構成比71.9%、対前年比218.1%の増となっております。前年度と比較し、一般財源においては、震災復興特別交付税等の増により、特定財源においては、国庫支出金の増などにより、それぞれ増加しております。

次に、自主財源と依存財源との比較ですが、自主財源は117億2503万8000円。構成比24.4%、対前年比152.5%の増。依存財源は362億4157万5000円。構成比75.6%、対前年比134.8%の増となっております。こちらも、前年度と比較し、自主財源におきましては、基金繰入金や、原子力損害賠償金等の諸収入の増等により、依存財源におきましては、震災復興特別交付税や国庫支出金の増等により、それぞれ増加しております。

続いて6ページ、第4表、町税の状況をご覧いただきたいと思います。町民税につきましては、個人町民税が2億5672万4000円。対前年比、7.4%の減。法人町民税が1億6628万6000円。対前年比37.4%の増となっております。町税全体の決算額は、固定資産税の増等により7億2150万1000円、41.8%の増となっております。

続きまして、歳出の状況について、7ページ第5表、目的別歳出

の状況をご覧ください。主なものを申し上げますと、まず、総務費は284億9227万4000円。構成比62.2%、対前年比387.2%の増で、主に福島再生加速化交付金や、東日本大震災復興交付金等の基金積立増や、新たに設置した浪江町行財政長期安定化基金の積み立て増等により増加しております。

次に、民生費は30億4315万2000円。構成比6.6%、対前年比6.5%の増で、主に認定こども園建築工事費の増等により増加しております。

次に、農林水産業費は12億4355万2000円。構成比2.7%、対前年比158.8%の増で、主に営農再開支援事業補助金や水産共同利用施設建設工事費の増等により増加しております。

次に、商工費は13億8416万9000円。構成比3.0%、対前年比19.1%の増で、主にプレミアム付商品券交付金の増等により増加しております。

次に、土木費は58億8393万7000円。構成比12.8%、対前年比70.9%の増で、主に幾世橋住宅団地や、幾世橋集合住宅整備工事費の増等により増加しております。

次に、教育費は16億13万9000円。構成比3.5%、対前年比154.1%の増で、主に、なみえ創成小中学校整備工事費等により増加しております。

続いて、9ページ第6表、性質別歳出の状況をご覧くださいと思います。

まず、義務的経費につきましては30億9312万5000円。構成比6.6%、対前年比9.3%の増で、主に職員数の増による人件費の増、臨時福祉給付金の増による扶助費の増等により増加しております。

次に、投資的経費は91億5099万2000円。構成比20.0%、対前年比109.7%の増で、幾世橋住宅団地並びに幾世橋集合住宅整備工事費、なみえ創成小中学校整備工事費、いこいの村なみえ整備工事費等、普通建設事業の増等により、増加しております。

次に、その他の経費は336億3166万7000円。構成比73.4%、対前年比202.7%の増で、浪江町帰還環境整備交付金基金、浪江町復旧復興基金等への積み立て増やプレミアム付商品券交付金等、補助費等の増により増加しております。

次ページ第7表には、性質別歳出の詳細について記載してございます。

続きまして、12ページ第8の1表、財政構造に係る指数等の状況をご覧くださいと思います。まず、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は、昨年と同じ99.8%と高水準であ

り、震災以降、復旧・復興事業の進展により、財政規模が膨大となる一方、経常一般財源の減少等により、財政構造が硬直化しており、自主的な財政運営が困難となっております。

次に、財政力指数は0.45%で、前年度より0.03ポイント増加しております。次に、財政調整基金現在高は19億9986万3000円で、前年度より8331万4000円増加しております。

次に、翌年度以降財政負担額は33億5426万8000円で、地方債の発行を抑制し、5億1692万1000円償還したことなどにより、前年度と比較して、5億5543万5000円減少しております。

次に、実質公債費比率は8.1%で、前年度より0.4%減少しております。

続いて、13ページ第8の2表、健全化判断比率の状況をご覧ください。いただきたいと思えます。実質公債費比率につきましては、先に説明したとおりですが、他の健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率につきましては、昨年同様、算出されてはおりません。

14ページ第9表は、地方債種別ごとの現在高一覧、15ページ第10表は、借入先及び利率別の現在高一覧となっておりますので、ご確認いただきたいと思えます。

続きまして、16ページ第11表、債務負担行為の状況でございます。

主に、県営請戸川土地改良事業に対する補助金で、平成29年度決算額は、合計で3749万円。平成30年度以降支出予定額は1億8007万8000円となっております。

次に、第11の2表、双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況でございますが、平成29年度決算額は5億9990万3000円で、1445万6000円の増となっております。

続きまして、18ページ第12表、基金の状況でございます。積立基金は、一般会計で2基金が増え15基金、特別会計で5基金、計20基金設置しております。平成29年度末現在高は379億8220万5000円で、帰還環境整備交付金基金や行財政長期安定化基金の積み増し等により、207億6317万1000円増加しております。

また、定額運用基金の平成29年度末現在高は、4億9465万4000円となっております。

以上、一般会計の決算状況についてご説明申し上げました。よろしくお願ひいたしたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について。

教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、平成29年度浪江町文化及びスポ

一ツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算をご説明申し上げます。

主要な施策の成果でご説明申し上げます。

106ページをお開きください。平成29年度文化及びスポーツ振興育成事業特別会計決算額は、歳入173万7924円、歳出123万7924円で、前年度と比較して、歳入が18万6131円、12%の増加、歳出が7万1131円、6.1%の増加となりました。

歳出の主なものは、負担金補助及び交付金57万円。前年度は67万5000円で、前年度と比較して10万5000円、15.6%の減額となりました。

説明は以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） それでは、平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計決算につきまして、主要な施策の成果によりご説明いたします。

108ページをご覧ください。平成29年度の国民健康保険事業につきましては、長期避難に伴い、心身ともに疲弊しております町民の皆様への医療の確保、さらには健康管理、健康維持の徹底を図ってまいりました。

また、原発災害の特例措置によりまして、国保税の全額減免、医療費の一部負担金免除を実施してきたところでございます。ただし、帰還困難区域を除き、上位所得世帯につきましては、平成30年3月1日から一部負担金の免除措置は終了となっております。国民健康保険の加入状況でございますが、加入世帯数、加入者数とも、平成28年度と比較しますと、社会保険被保険者数等の増加に伴い、ともに微減となっております。

次に、109ページをご覧ください。歳入歳出の状況であります。平成29年度国民健康保険事業特別会計決算額は、歳入総額が54億2112万6009円、歳出総額が48億9348万3323円でございます。前年度と比較しますと、歳入が4億7471万5462円、8.1%の減、歳出が4億1651万3348円、7.8%の減となっております。大幅な減額となりました主な理由としては、保険給付費が減少したことに伴い、保険給付費等に対しての国及び県支出金の減額、並びに社会保険診療報酬支払基金、福島県国民健康保険団体連合会からの交付金の減額によるものでございます。

さらに、一人当たりの保険給付費につきましては、42万711円で、前年度と比較しますと8112円、2.0%の増となっております。

次に、110ページをご覧ください。医療費適正化事業につきまして、ご説明いたします。事業費301万8926円は、レセプト点検委託事業により、二次点検結果による審査結果の申立を行い、315万7720円の医療費を削減することができました。

次に、111ページをご覧ください。医療給付費の状況についてご説明いたします。医療給付の状況の一般被保険者療養給付費につきましては、過酷な長期避難により、精神的、肉体的に疲弊しております。入院及び外来ともに、微減ながらも、入院におきましては8億2315万768円、外来においては10億3747万1881円の給付額となっております。

次に、退職被保険者につきましては、退職被保険者の減によりまして、給付額が全体的に減少の傾向となっております。

次に、112ページをご覧ください。高額療養費の給付状況でございますが、対象が4件でございます。159万5389円の給付を行いました。

続きまして、その他の保険給付で、まず、出産育児一時金でございますが、22名のお子さんがお生まれになり、出産1件につき42万円の現金給付を行いました。

次に、葬祭費でございますが、45名の方がお亡くなりになり、葬祭を行う方に対し、1件につき5万円の現金給付を行いました。

次に、113ページをご覧ください。後期高齢者支援金、介護納付金でございますが、それぞれの事業を円滑に運営していただくため、社会保険診療報酬支払基金に対し、拠出したものでございます。

次に、114ページをご覧ください。共同事業拠出金でございますが、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、高額な医療費の対応、並びに県全体の国民健康保険税の平準化を図り、国保財政運営の安定に資するため、福島県国民健康保険団体連合会に拠出したものでございます。

次に、特定健康診査等事業の実施状況でございます。40歳から74歳までの対象者5366人に対しまして、受診者数が2334人でございます。受診率は43.5%となっております。事業費につきましては、1678万1624円で、生活習慣病予防のための健康診査費用でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について。

浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関久君） 平成29年度国民健康保険直営診療

施設事業会計について、主要な施策の成果によりご説明いたします。

115ページをお開きください。浪江診療所は、平成29年3月27日から役場敷地内西側に開所し、木村所長ほか峯廻医師をはじめとする非常勤医師5名の協力のもと、地域医療を提供しております。

現在の診療状況は、町民以外にも震災関連従事者等の患者も増えており、1日の受診者数は14.7人となっております。仮設津島診療所は、平成29年3月24日から二本松市油井石倉団地敷地内に開所し、関根所長ほか浪江町内で開業されていた医師3名及び非常勤医師2名の協力の下、町民に根ざした医療を提供しております。

現在の診療状況は、高齢者の受診が多く、糖尿病や、生活習慣病等の患者が増加傾向にあり、震災当初より、受診者数は減少しましたが、1日当たり30.1人となっております。

次に、116ページをお開きください。平成29年度決算の歳入は、合計2億8973万5889円で、対前年比69.8%の減。歳出は2億8186万1246円で、対前年比70.3%の減となっております。

これは、平成28年度に両診療所の整備が完了したことによる歳入の県補助金等の減及び歳出における工事請負費、備品購入費等の減によるものです。

次に、117ページをご覧ください。仮設津島診療所の診療状況については、受診件数5171件、延べ受診者数7261人、診療収入合計8185万2599円となっております。

次に、118ページをお開きください。浪江診療所の診療状況については、受診件数912件、延べ受診者数2484人、診療収入合計2076万8135円となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 公共下水道事業特別会計決算についてご説明いたします。主要な施策の成果にてご説明いたします。

119ページをお開き願ひます。決算額は、歳入の表、歳入合計は6億160万7299円で、対前年比5億6504万2923円の減、48.4%の減でございます。

次に、歳出の表、歳出合計は5億5528万448円。対前年比5億7232万8066円の減、50.8%の減でございます。減額の主な理由は、権現堂地区の管渠災害復旧工事の終了によるものです。

続いて、120ページをお開き願ひます。上段、下水道維持管理費の内訳ですが、主なものは委託料2507万6520円で、浪江浄化センタ

一の維持管理費及び下水道台帳更新業務となっております。

下段、下水道災害復旧費の内訳ですが、主なものは、委託料1億6265万2800円で、川添・樋渡地区の管渠災害復旧事業の2件と調査設計業務委託及び下水道災害復旧工事に伴う水道管移設補償費の2182万2663円の1件です。

次に、121ページをお開き願います。地方債の借入先別及び利率別現在高の状況でございます。右から2列目が現在の残高でございます。

財務省が13億334万6000円、日本郵政が1億4120万2000円、地方公共団体金融機構が8億3889万2000円、市中銀行が1億9182万4000円、合計で24億7526万4000円となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成29年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 工業団地造成事業特別会計についてご説明いたします。

主要な施策の成果を開いて、2枚目の平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算というページをお開きください。工業団地造成事業特別会計、歳入が603万9000円、歳出がゼロ、残額が603万9000円でございます。

よろしくお願申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 農業集落排水事業特別会計の決算について、ご説明をいたします。

主要な施策の成果、122ページをお開き願います。決算額が、歳入合計5548万9707円で、対前年比1億3115万3138円の減、70.3%の減でございます。歳出合計は4250万7768円、対前年比1億3151万6522円の減、75.6%の減でございます。減額となりました主な理由は、高瀬地区の管渠災害復旧工事の終了によるものです。

続いて、123ページをお開き願います。農業集落排水維持管理費の主なものは、委託料547万5600円で、高瀬浄化センターの維持管理業務及び農業集落排水台帳更新業務でございます。農業集落排水災害復旧費として主なものは、災害復旧工事390万5280円でございます。

続きまして、124ページをご覧ください。地方債の借入先別及び

利率別現在高の状況でございます。右から3列目が現在の残高で、財務省が8337万3000円、地方公共団体金融機構が419万円、市中銀行が2911万2000円、合計で1億1667万5000円となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成29年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計決算について、主要な施策の成果によりご説明申し上げます。

125ページをお開きください。平成29年度介護保険事業特別会計決算歳入歳出の状況ですが、歳入総額が28億9815万1221円、歳出総額が28億684万9361円でございます。前年度と比較しますと、歳入が1887万226円、0.6%の減。歳出が1億8150万7264円、6.9%の増となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金11億8907万3690円で、前年度と比較いたしまして、13.2%の減となっております。歳出の主なものは、保険給付費21億8575万3358円で、前年度と比較いたしまして2.4%の増となっております。

126ページをお開きください。介護認定審査会の状況をご説明いたします。事業費は1626万5565円です。介護認定審査業務については、双葉地方広域市町村圏組合において、双葉郡8町村の審査判定業務を行っております。平成29年度は、新規認定及び更新認定審査会を103回開催し、3286件の審査判定を行い、そのうち浪江町は743件となっております。県外等の避難者については、原発避難者特例法により、避難先の市町村で認定事務を行っております。

次に、認定者の状況でございますが、平成29年度末の要介護、要支援認定者数は1484人、前年度と比較いたしまして、25人の増となっております。

127ページをお開きください。介護保険給付事業については、事業費が21億8575万3358円で、財源内訳は、国県支出金が13億52万4542円、特定財源が6億1200万9647円、一般財源が2億7321万9169円となっております。

被保険者の状況でございますが、平成29年度第1号被保険者数は5950人。前年度と比較いたしまして107名の増加となっております。

次に、受給者の状況でございますが、平成29年度の要介護、要支援サービス受給者は1338人で、94人の減となっております。減少の理由といたしましては、下の段のうち、居宅サービスの117人の減少で、要支援認定者において、介護保険サービス給付から、地域支

援事業の総合事業への移行があったため、その分について減少したと考えられます。

128ページをお開きください。介護サービス別保険給付の状況でございますが、居宅介護、地域密着型といった介護サービス等諸費は20億2280万5391円で4.6%の増となっております。介護予防サービス等諸費は8184万7665円で、31.8%の減となっております。ここでも、減少となりました理由として、先ほどの説明と同じく、平成29年度内において、予防サービス給付内の訪問介護予防サービス、通所介護予防サービスが地域支援事業の介護予防生活支援サービス事業（総合事業）に移行されたことによるものと考えております。

129ページをお開きください。その地域支援事業でございますが、事業費が5634万8281円で、財源内訳は、国県支出金が3203万3565円、特定財源が1879万円、一般財源が552万4716円となっております。

介護予防生活支援サービス事業（総合事業）については、平成29年度から新規事業として実施し、サービス受給者は142名、訪問型サービス、利用者件数295件、通所型サービス利用件数は1038件となっております。

一般介護予防事業としましては、カラオケ体操実施、160回開催、参加者は1125名。包括的支援事業2事業につきましては、町直営の地域包括支援センターとして記載にあります各事業により、高齢者の心身の健康の保持と生活安定のため、適切な介護医療福祉サービスが提供されるよう、包括的に支援いたしております。

説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について。

企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、ご説明申し上げます。

主要な施策の成果の表紙から3枚目の各会計の一覧をご覧くださいと思います。一番下、区分、その他の中にございますので、ご説明申し上げます。

歳入決算額につきましては439万6000円、全額繰越金でございます。歳出決算額は34万8000円。主なものといたしまして、財産管理委員会委員の報酬、並びに旅費等でございます。歳入歳出差引額は404万8000円となります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） それでは、平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計決算について、主要な施策の成果によりご説明いたします。

130ページをご覧ください。歳入歳出の状況でございますが、歳入総額が7928万4791円で、13.4%の増でございます。歳入の主なものは、保険料、繰入金及び繰越金でございます。

次に、歳出総額は7019万6589円でありまして、12.6%の増でございます。歳出の主なものは、保険者である福島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第4 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について、ご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町水道事業会計で、収益勘定では、総収益1億4418万4000円、総費用3億4087万2000円となり、当年度においては1億9668万8000円の損失となりました。

次に、資本勘定では、収入総額1億3204万6000円、支出総額4億271万4000円で、2億7066万7000円の不足額が生じましたが、減債積立金等により補填したところであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、浪江町水道事業会計決算について、決算書によりご説明をいたします。

決算書10ページをお開き願います。水道事業報告書でございます。

(1)の総括事項であります。福島第一原子力発電所事故による給水人口の減少と産業団地計画に伴う給水の需要が増える中、既存施設等の集中的な更新時期を迎えており、今年度も、引き続き欠損が生じる厳しい経営環境となっております。(ア)の給水状況であります。事業再開等による水需要の増加により、有集水量は1万9724m³と、前年度に比べ3216m³増加しました。(イ)の施設整備状況であります。酒井橋添架管の災害復旧、老朽化した樋渡地区の配水管布設替工事をはじめ、漏水修繕工事等43件を実施しました。工事の概況につきましては、後ほど12ページをご覧ください。(ウ)の財政状況であります。13ページをお開き願います。事業収入に関する事項では、決算額1億4418万4779円は、対前年比4億234万

9713円の減、73.6%の減となりました。

次に、14ページをお開き願います。事業費に関する事項では、決算額3億4087万2831円は、対前年比1億1517万9593円の増、51.4%の増になりました。

次に、2ページをお開き願います。水道事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出の予算に対する決算の状況であります。

内容につきましては、13ページ、14ページで報告したとおりでございます。

次に、3ページをお開き願います。資本的収入及び支出の報告書でございます。収入決算額は1億3204万6303円です。支出決算額は4億271万4148円で、主なものは、災害復旧、配水管整備、遠方監視装置の更新及び企業債償還金であります。

不足する2億7066万7845円につきましては、減債積立金等で補填したところでございます。

次に、4ページをお開き願います。損益計算書でございますが、下から3行目をご覧ください。当年度は1億9668万8052円の損失となりました。

次に、5ページをお開き願います。剰余金計算書でございます。上の表の右の列、資本合計の一番上の数字、前年度末残高は23億2116万4032円です。1段下、前年度処分額移行処理で3億7517万4295円と、5段下の当年度変動額は、当年度純損益1億9668万8052円でございます。以上のことから、当年度末の資本合計残高は24億9965万275円でございます。

次に、5ページ下段の表であります。剰余金処分計算書（案）でございます。右の列をご覧ください。未処分利益剰余金4052万7490円、減債積立金からの取り崩し2646万2054円、利益積立金からの取り崩し5379万3041円の合計1億2078万2585円につきましては、資本金への繰り入れを考えております。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の状況及び負債資本の状況が記載されておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

15ページをお開き願います。中段にあります（2）企業債及び一時借入金の状況でございます。前年度末残高7億8585万2333円、本年度償還額9665万4434円、本年度末残高6億8919万7899円です。

17ページ以降につきましては、参考資料となります。

18ページが平成29年度水道事業会計のキャッシュフロー計算書、19、20、21ページが収益費用の明細書、22ページが資本的収支明細書、23ページが固定資産明細書、24ページが企業債明細書となって

おります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） ここで、浪江町監査委員から決算審査等の結果に関する意見をお願いします。

代表監査委員。

○代表監査委員（根岸弘正君） それでは、平成29年度決算審査等意見書をお開きいただきしたいと思います。

これは、平成29年度浪江町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、並びに健全化判断比率等審査意見書について、平成30年8月10日付け30浪監第9号により、監査委員より町長宛に提出したものであります。

1 ページをお開きください。平成29年度浪江町歳入歳出決算審査意見書であります。審査の対象は、平成29年度一般会計歳入歳出決算書、ほか九つの特別会計を対象として、平成30年7月23日から8月1日までの間、実施したところであります。

審査の方法であります。審査に付された決算書等に基づき、各課により整理された関係書類の提出、閲覧を求めるとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果等も参考として、計数の確認照合を行い、かつ、予算の執行状況について審査を行いました。

審査の結果であります。一般会計及び特別会計の審査に付された決算書等による決算は、関係法令に概ね遵守して作成され、掲げられている計数は、関係書類と符合し、いずれも正確なことが認められました。

次のページをお開きください。総括の財政収支の状況であります。一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額573億2417万7000円、歳出総額544億7354万5000円で、形式収支は28億5063万2000円の黒字決算となっております。

各会計の形式収支は、一般会計では21億4482万9000円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業会計ほか8会計の合計は7億580万3000円となり、各会計とも黒字決算となっております。

また、一般会計では、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支14億1660万2000円から前年度実質収支を差し引いた額に黒字要素である財政調整基金積立金を加えて、積立金取崩額を差し引いた実質単年度収支は、11億6256万7000円の黒字決算となっております。

一方、特別会計全体では、実質収支6億9226万4000円から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、2億5604万1000円の赤字とな

っております。

6ページをお開き願います。一般会計の総括であります。最終予算現額は、当初予算額268億1200万円に補正予算額189億1904万2000円を増額し、前年度からの繰越明許費41億8365万4000円を合わせ499億1469万6000円となりました。決算収支は、歳入歳出差引額が21億4482万9000円となっておりますが、翌年度へ繰り越すべき財源7億2822万7000円を差し引いた実質収支額は、14億1660万2000円となっております。以下31ページまで、財政分析比率、さらに歳入及び歳出の状況を記載しております。

また、32ページから36ページまで、九つの特別会計について、意見を付しておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

37ページをお開きください。平成29年度基金運用状況審査意見書であります。審査の対象は、財政調整基金など、22の基金を対象としております。

審査の方法は、一般会計、特別会計審査と同時に、かつ、同様の方法で実施しました。審査の結果であります。基金運用状況報告書に掲げられている計数は、関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認しました。

38ページから42ページまで、各基金の状況を記載しております。

43ページをお開きください。平成29年度健全化判断比率等意見書であります。この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。また、是正、改善を要する指摘すべき事項もありませんでした。

次のページ、水道事業会計をお開きください。これは、平成29年度浪江町水道事業会計決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書について、平成30年8月10日付け30浪監第10号で、監査委員より町長宛提出したものであります。

次のページをお開きください。平成29年度浪江町水道事業会計決算審査意見書であります。審査の対象は浪江町水道事業会計決算書で、審査の期間は平成30年7月25日に実施をいたしました。

審査の方法は、住宅水道課により整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合調査するとともに、細部については、関係職員の説明を聴取しながら、各計数が正確であるか等について審査を実施しました。

審査の結果であります。審査に付された決算諸表は、関係法令に遵守をして作成をされ、掲げられている計数は、関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認しました。平成29年度の決算は、事業用の給水量の増加により営業収益が増加しております。

一方、原発事故による平成29年度給水収益減収分の損害賠償については、東京電力より明確な回答がなく、本年度も、引き続き欠損が生じております。

資本的収入及び支出においては、収入総額1億3204万6303円、支出総額4億271万4148円で、差し引き2億7066万7845円の不足を生じておりますが、その全額を、当年度分の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2266万6405円、減債積立金7398万8029円、繰越工事資金1078万5898円及び建設改良積立金1億6322万7513円で補填する結果となりました。

今後も、新公営企業会計基準に基づき作成された財務指標を吟味し、今後の経営方針を検討することが望まれます。以下、事業の概要及び予算の執行状況を記載しております。

49ページをお開きください。49ページの中段になります。今回の決算審査では、概ね適正に処理されていると認められましたが、多額の不用額など、改善すべき事項が見受けられましたので、必要な処置を講じるとともに、厳正な執行に万全を期するよう求めました。特に、予算執行に当たっては、次の点に留意するよう指摘をいたしました。

1点目、適正な予算執行を念頭に、財政関係法令等を遵守し、安易な予算流用、予備費充当は避けること。

2点目、委託契約では、設計金額の根拠を明確にするなど、精度を高めたものとする。

3点目、事業の実施に当たっては、進捗状況を常に把握しながら予算の有効活用に努め、必要な経費であれば、適切に予算措置をすること。

4点目、事業の確定後には、予算を精査の上、3月までに補正し、専決処理は緊急的なものに止め、不用額は最小限とすることについて指摘をいたしました。

最後に、平成30年度は本格復興期として、引き続き復旧・復興を本格的に実現する段階であり、今後も、予算規模が拡大する可能性があります。そのため、事業の執行に当たっては、将来を見据えた財政運営を念頭に、引き続き財源の確保に努め、限られた財源の重点配分と、効果的、効率的な財政運営により、事業の執行を図ることを期待しまして、報告といたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第66号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第66号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約額は、7992万円ですが、45万3600円を増額し、8037万3600円に変更するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、議案によりご説明申し上げます。

いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事の契約内容を変更するものでございます。

4の契約金額ですが、変更前が7992万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が592万円を、変更後8037万3600円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額625万6800円に変更するものでございます。

議案第66号資料をご覧ください。変更内容及び理由でございますが、既設変電設備へ配線のため、既設配管内において作業を実施したところ、配管に異常が見られ、調査した結果、既設配管の破損、断裂を発見した。よって、インターロッキング舗装を剥がし、及び舗装復旧、既設配管撤去及び配管復旧作業が必要となり、契約内容を変更するものとなっております。

次の電気設備の外構図をご覧ください。追加の工事箇所が、赤で着色している箇所でございます。既設の地中埋設管F E P管を交換して復旧するものとなります。

○議長（紺野榮重君） 日程第6、議案第67号 工事請負契約の締結について（本庁舎改修工事（第1期））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第67号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、本庁舎改修工事（第1期）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北工業建設株式会社代表取締役 戸川聡と契約を締結するにあたり、議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、ご説明申し上げます。

議案書をご覧くださいと思います。

1、契約の目的は、本庁舎改修工事（第1期）でございます。

2、施工箇所は、浪江町大字幾世橋字六反田地内。

3、契約の方法は、指名競争入札。

4、契約金額は、1億2960万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額960万円。

5、契約の相手方は、浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社代表取締役 戸川聡。

6、工期は、議会の議決を得た日から平成31年3月15日でございます。

次に、議案資料をご覧ください。工事概要でございますが、本庁舎は、平成8年の供用開始以来、22年を迎え、その間、東日本大震災による被害等もあり、修繕工事の必要が生じたものでございます。建築改修工事につきましては、主に屋上防水施工、外装塗装、外装面のクラック補修などを予定してございます。電気機械設備改修工事につきましては、自家用発電機更新、受水槽給水管更新などの経年劣化による改修工事等を行うものでございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第68号 工事請負契約の締結について（川添ため池環境保全整備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第68号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、川添ため池環境保全整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった東北土木株式会社代表取締役 鈴木仁根と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書をご覧ください。

1、契約の目的、川添ため池環境保全整備工事。

- 2、施工箇所、浪江町大字川添地内。
 - 3、契約の方法、指名競争入札。
 - 4、契約金額、1億6956万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1256万円。
 - 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社代表取締役 鈴木仁根。
 - 6、工期、議会の議決を得た日から平成31年3月22日まで。
- 次に、資料1をご覧ください。ため池内の着色しているところの土壌を20cmの厚さで取り除く工事となっております。
- 資料2をご覧ください。同時に、堤体に亀裂等が入っておりますので、その分の補修工事を行うものでございます。
- よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第69号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第69号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書をご覧ください。

- 1、契約の目的、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設）。
 - 2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。
 - 3、契約の方法、指名競争入札。
 - 4、契約金額、7344万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額544万円。
 - 5、契約の相手方、浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社代表取締役社長 横山佳弘。
 - 6、工期、議会の議決を得た日から平成31年3月22日。
- 次に、資料をご覧ください。今回の工事は、漁船の整備、修理を

行うための工事でありまして、まず、建物としてウィンチの小屋、これはRC造り、1階で、面積は28㎡となっております。それに伴いまして、船を引き上げるためにレール、それと船を乗せる台、それを2セット造るものであります。それに伴いまして、電気設備、機械設備一式を同時に施工するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第70号 工事請負契約の締結について（浪江町幾世橋災害公営住宅太陽光発電等設備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田敦博君） 議案第70号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江町幾世橋災害公営住宅太陽光発電等設備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札により落札者となったミライト・横電特定建設工事共同企業体代表株式会社ミライト福島支店福島支店長 永沼喜代治と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、浪江町幾世橋災害公営住宅太陽光発電等設備工事。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

3、契約の方法、制限付き一般競争入札。

4、契約金額、2億304万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1504万円。

5、契約の相手方、福島県郡山市富久山町久保田字石鼻91番地1、ミライト・横電特定建設工事共同企業体代表株式会社ミライト福島支店福島支店長 永沼喜代治氏。

6、工期、議会の議決を得た日から平成31年2月28日。

資料をご覧ください。幾世橋の災害公営住宅1期22戸、2期63戸に中央の黄色い集会所、合計86戸に太陽光パネルを設置するものであります。

資料の2をご覧ください。太陽光のパネルの規模であります、1戸当たり3.0kW以上、蓄電池が1戸当たりリチウムイオン電池4.0kW以上。また、これには、太陽パネルの発電量と各戸の消費電力量

を、インターネット回線により役場から閲覧できるシステム作成及び各戸の電気料の算出を作るシステム作成も、契約に含まれております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第71号 工事請負契約の締結について（なみえ創成小中学校クラブハウス新築工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田敦博君） 議案第71号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、なみえ創成小中学校クラブハウス新築工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組代表取締役 泉田征慶と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、議案書により契約の内容についてご説明いたします。

1、契約の目的、なみえ創成小中学校クラブハウス新築工事。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

3、契約の方法は、指名競争入札であります。

4、契約金額、1億1880万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は880万円。

5、契約の相手方、浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組代表取締役 泉田征慶。

6、工期は、議会の議決を得た日から平成31年3月15日まででございます。

工事の概要につきまして、次ページにございます議案第71号資料を基にご説明いたします。図面左側の赤で囲った部分が、建設位置となっております。創成小中学校の体育館とにじいろこども園の間となります。

建物概要でございますが、構造がS造平屋で、延べ面積が270㎡となります。工事概要といたしまして、建設工事一式、電気設備一式、機械設備一式。屋外の整備といたしまして、側溝82m、舗装2026㎡、インターロッキング53㎡、区画線が800mでございます。談話室2部屋、倉庫、更衣室2箇所、シャワーユニットが1箇所、

外から出入りできるトイレ、体育器具を保管する用具室、用具倉庫等を備えたクラブハウスとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） ここで10時35分まで休憩します。
(午前10時19分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前10時35分)

○議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第72号 土地の処分についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第72号 土地の処分について、ご説明いたします。

本案は、福島県が施工する公共災害復旧工事に伴い、工事用地となる普通財産を処分するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、ご説明申し上げます。議案書をご覧ください。

1、処分の目的は、公共災害復旧工事用地。福島県が現在、棚塩地区で施工しております海岸堤防の復旧工事用地でございます。

2、処分する土地の所在地は、別紙明細書のとおり、浪江町大字棚塩字砂田75番、他14筆。面積合計が1万2594.34㎡でございます。

3、処分予定価格は、2620万9196円。

4、処分の方法は、随意契約。

5、処分の相手方は、福島県南相馬市原町区錦町1丁目30番地、福島県双相建設事務所長 井戸川 伸。

次に、別紙資料をご覧くださいと思います。マリンパークの北に向かったの赤のラインが、用地境界でございます。黄色着色部分が、今回処分を予定している箇所になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第73号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第73号 土地の取得について、ご説明いたします。

本案は、浪江町北産業団地整備事業に伴い、当該事業区域内の土地を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） それでは、ご説明いたします。議案書をご覧ください。

取得する土地の所在地は、後ろの別紙明細書にありますとおり、浪江町大字棚塩字北金ヶ森1番1、ほか2筆。

面積合計、6479㎡。

議案書に戻っていただきまして、取得の予定価格は909万1690円。

取得の相手方は、浪江町大字北幾世橋字北中谷地6番、井野上安夫氏でございます。

なお、さらに後ろの別紙資料といたしまして、土地取得予定箇所を表示した位置図と、また、裏面に現在までの買取状況一覧を付けてございますので、後ほど、ご覧いただければと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第13、議案第74号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第74号 土地の取得について、ご説明いたします。

本案は、浪江町北産業団地整備事業に伴い、当該事業区域内の土地を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案書をご覧ください。

取得する土地の所在地は、別紙明細書にありますとおり、浪江町大字北幾世橋北中谷地6番34、ほか1筆。

面積合計6507.21㎡。

戻りまして、取得の予定価格は、1012万865円。

取得の相手方は、浪江町大字幾世橋字辻70番地、高橋栄二氏でございます。

なお、別紙資料といたしましては、前議案で説明したとおりです。よろしくお願い申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第14、議案第75号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第75号 土地の取得について、ご説明いたします。

本案は、浪江町北産業団地整備事業に伴い、当該事業区域内の土地を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案書をご覧ください。

取得する土地の所在地は、別紙明細書にありますとおり、浪江町大字北幾世橋字北中谷地13番1、ほか3筆。

面積合計5389.28㎡。

戻っていただきまして、取得の予定価格は、1134万4000円。

取得の相手方は、浪江町大字北幾世橋字権現下28番地、田中重雄氏でございます。

なお、別紙資料といたしましては、前々議案でご説明したとおりです。よろしくお願い申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第15、議案第76号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第76号 土地の取得について、ご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） それでは、ご説明いたします。
議案書をご覧ください。

取得する土地の所在地は、別紙明細書のとおり、浪江町大字棚塩
字中舂倉82番地、ほか12筆。

面積合計 1万5592.15㎡。

取得予定価格は、3151万425円。

取得の相手方は、浪江町大字棚塩字中舂倉136番地、鈴木貞夫氏
でございます。

なお、別紙資料としまして、土地取得予定箇所を表示した位置図
と、裏面に現在までの買取状況一覧を付けてございますので、後ほ
ど、ご覧いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第16、議案第77号 土地の取得についてを
議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第77号 土地の取得について、ご説明いた
します。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得す
るにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に
関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでありま
す。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案書をご覧ください。

取得する土地の所在地は、別紙明細書のとおり、浪江町大字棚塩
字中舂倉79番地1、ほか6筆。

面積合計6638.92㎡。

取得予定価格は、1830万7712円。

取得の相手方は、神奈川県三浦市南下浦町金田1617番地3 ウィン
ザーハイム三浦502、松本けい子氏でございます。

なお、別紙資料としまして、土地取得予定箇所を表示した位置図
と、現在までの買取状況一覧を付けてございますので、後ほど、ご
覧いただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第17、議案第78号 平成30年度浪江町一般
会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第78号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億5550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を342億7248万7000円とするものがあります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍靖君） それでは、主な補正内容につきまして予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。10ページ、款9 地方交付税20億8960万1000円の増につきましては、普通交付税6億2498万7000円が交付額の確定による増、特別地方交付税14億6461万4000円が交流情報発信拠点施設整備事業、木材製造拠点整備事業など、補助裏措置分の増でございます。

次に、款13 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金106万2000円の増は、支給対象者の増による障がい児給付費の増でございます。同じく、目3 商工費国庫負担金4973万4000円の増は、交流情報発信拠点施設整備事業に係る簡易パーキング整備事業国庫負担金の増でございます。

次に、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金6億7247万9000円の減は、福島再生加速化交付金3044万5000円が井戸ボーリング工事費、藤橋産業団地解体工事費等の増による増、東日本大震災復興交付金7億332万4000円が水産加工団地整備事業補助金について、前年度に本年度事業分を含め一括交付となったことによる減でございます。

同じく、目5 商工費国庫補助金1億5017万2000円の増は、交流情報発信拠点施設整備事業に係る自立帰還支援雇用創出企業立地補助金の増でございます。

次に、11ページ、目6 土木費国庫補助金5553万円の増は、まず、社会資本整備総合交付金237万6000円が橋梁等点検委託料の増による増、スマートコミュニティー構築事業補助金136万8000円が再生可能エネルギー設備設置工事の増による増、続いて、エネルギー構造高度化転換理解促進事業補助金5178万6000円がマルチ急速充電器開発業務委託料の増による増でございます。

次に、項3 委託金、目1 総務費委託金7338万7000円の増は、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金7118万7000円が町内道路整備事業、河川環境整備事業の増による増、福島避難解除等区域生

活環境整備事業委託金220万円は、中央公園及び丈六公園修繕料の増による増でございます。

次に、12ページ、款14県支出金、項1県負担金、目4商工費県負担金2678万円の増は、交流情報発信拠点施設整備事業に係る簡易パーキング整備事業県負担金の増でございます。

次に、項2県補助金、目1総務費県補助金23億9396万5000円の減は、主に、福島再生加速化交付金が平成31年度までの継続費を設定している木材製造拠点整備事業について、全額一括交付から本年度事業分のみでの交付に変更となったことによる減でございます。

同じく、目2民生費県補助金650万円の増は、助成対象者の増による福島県ふるさと帰還促進事業補助金の増でございます。

同じく、目8うつくしま権限移譲交付金196万5000円の増は、交付額の確定による増でございます。

次に、13ページ、項3委託金、目3土木費委託金500万7000円の増は、河川除草に係る土木費県委託金の増でございます。

次に、款15財産収入2620万9000円の増は、棚塩地区海岸堤防災害復旧工事に係る土地売り払い収入の増でございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億円の減は、財源調整による繰り入れ減でございます。同じく、目2浪江町復旧復興基金繰入金18億1803万9000円の増は、主に交流情報発信拠点施設整備事業に係る繰り入れ増でございます。同じく、目8浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金14億9592万8000円の減は、主に木材製造拠点整備事業に係る福島再生加速化交付金について、本年度事業分のみでの交付となったことから、基金処理が不要となり、積み立て、繰り入れともに減額するものでございます。

次に、14ページ、款18繰越金12億6660万1000円。前年度歳計剰余金の確定による増でございます。

次に、款20町債4518万8000円は、発行可能額の確定による臨時財政対策債の増でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

15ページ、款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費100万円の増は、建物等賠償請求額算定業務委託料の増でございます。同じく、目5財産管理費1億104万5000円の増は、主に公共施設維持管理費用として積み立てている公共用施設維持基金1億円の積み立て増でございます。同じく、目7企画費、9億1800万9000円の減は、まず、償還金利子及び割引料6882万7000円が、住宅相談支援事業、仮設住宅等緊急通報設備設置事業等の確定によりまず被災者支援総合交付金国庫返還金の増。

続いて、積立金、9億8683万6000円の減は、浪江町復旧復興基金積立金38億5648万8000円が、主に交流情報発信拠点施設整備事業、木材製造拠点整備事業等に係る特別交付税補助裏措置分の積み立て増。東日本大震災復興交付金積立金7億332万4000円は、水産共同利用施設整備事業補助金等に係る東日本大震災復興交付金が、前年度に今年度事業を含み一括交付になったことによる積み立て減。浪江町帰還環境整備交付金基金積立金41億4000万円は、平成31年度までの継続費を設定している木材製造拠点整備事業に係る福島再生加速化交付金について、全額一括交付から本年度事業分のみでの交付となったことによる積み立て減でございます。

同じく、目10財政調整基金5億円の増は、歳計剰余金処分による積み立て増でございます。

次に、16ページ、項2町税費、目1税務総務費1616万円の増は、地図情報システム座標補正変換業務委託料216万円の増、並びに過年度還付金の増などによります町税還付金1400万円の増でございます。

次に、16ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費952万6000円の増は、対象者の増によります扶助費、障がい児給付費212万4000円の増、自立支援給付費国庫負担金返還金ほか償還金利子及び割引料441万円の増、次ページ、国保会計事務費等操出金299万2000円の増でございます。

次に、19ページ、項3災害救助費、目1生活支援事業費1764万8000円の増は、主に福島出張所移設によります施設使用料102万6000円の増、対象者の増によります浪江町ふるさと住宅移転補助金1500万円の増でございます。同じく、目3住家被害等認定調査費350万円の増は、認定調査申請増によります住家被害等認定調査委託料の増でございます。

次に、20ページ、款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費1540万5000円の増は、井戸ボーリング工事費の増でございます。

次に、款5労働費1176万8000円の増は、主に、いこいの村なみえ環境整備委託料等委託料206万6000円の増、並びに内線電話改修等修繕工事費900万円の増でございます。

次に、22ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費230万円の増は、仮設店舗退去後の内外裝修繕工事費の増でございます。

次に、23ページ、目6交流情報発信拠点施設整備事業、7億3416万1000円の増は、交流情報発信拠点施設建設工事設計施工一括施行に伴う設計委託料4420万円の減、並びに建設工事費7億7844万1000円の増でございます。同じく、目7企業誘致促進費1億3735万円の

増につきましては、まず、委託料 2 億円につきましては、木材製造拠点建築設計委託料の増、工事請負費 6272 万円は、主に木材製造拠点建築工事費の一部委託料等の予算組み替えによる減等でございます。

次に、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費 6455 万 6000 円の増は、道路維持管理委託料ほか委託料 2755 万 6000 円の増、同じく、重機借上料 500 万円の増、次ページ、道路改良工事費 3000 万円の増及び道路維持補修用資材 200 万円の増でございます。

次に、項 3 河川費、目 1 河川総務費 5296 万円の増は、河川竹林伐採委託料ほか委託料の増でございます。

次に、項 4 都市計画費、目 3 公園費 220 万円の増は、中央公園及び丈六公園修繕料の増でございます。同じく、目 7 スマートコミュニティー事業費 5459 万 4000 円の増は、電気自動車導入に係りますマルチ急速充電器開発業務委託料 5178 万 6000 円の増、再生可能エネルギー設備設置工事費ほか工事請負費 208 万 8000 円の増でございます。

次に、25 ページ、款 9 消防費、項 1 消防費、目 4 防災対策費 277 万 4000 円の増は、防災行政無線改修工事積算業務委託料の増でございます。

次に、26 ページ、款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 5 外国青年招致事業費 367 万 2000 円の増は、語学指導助手 1 名増員に係る給料等の増でございます。

次に、項 2 小学校費、目 1 学校管理費 240 万円の増は、なみえ創成小・中学校光熱水費の増でございます。

次に、27 ページ、款 12 公債費、項 1 公債費 101 万 2000 円の減は、利率見直しによります元金が 83 万 1000 円の増、利子 184 万 3000 円の減でございます。

最後に 28 ページ、款 14 予備費として 1977 万 8000 円の補正増でございます。

次に、6 ページにお戻りいただきたいと思えます。第 2 表、継続費の補正でございます。まず、変更といたしまして、款 7 商工費、項 1 商工費、事業名、木材製造拠点建築工事につきまして、補正前の総額 55 億 2000 万円を、設計委託料として 2 億円を組み替えるため、補正後の総額 53 億 2000 万円に減額するものでございます。年割額についても、記載のとおり変更をするものでございます。

次に、追加といたしまして、款 7 商工費、項 1 商工費、事業名、交流情報発信拠点施設建設工事につきまして、その履行に数年度を要するため、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 カ年の継続費として総額 19 億 4610 万 4000 円及び予定年割額について、それぞれ定めるもの

でございます。

続きまして、第3表、地方債の補正でございます。臨時財政対策債につきまして、発行可能額が確定したため、限度額を変更するものでございます。補正前限度額2億2670万7000円を補正後限度額2億7189万5000円に増額するものでございます。なお、記載の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第18、議案第79号 平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第79号 平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことなどに伴い、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ47万円を追加し、歳入歳出予算の総額を154万1000円とするものであります。

歳入は、繰越金47万円を増額するものであります。

歳出は、基金積立金47万円を増額するものであります。

よろしくお願いをいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第19、議案第80号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第80号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億2063万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億2067万4000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 事項別明細書によりご説明申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。6ページをごらんください。款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金299万2000円を増額するものでございます。これは、臨時事務補助員賃金等の増額による一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、款7繰越金5億1764万2000円を増額するものでございます。これは、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費290万1000円の増額でございます。これは、臨時事務補助員の配置替え等による共済費及び賃金の増額でございます。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費1億906万6000円の増額でございます。これは、給付見込みにより算出したものでございます。

次に、款5基金積立金で、国保基金に3億円を積み立てるものでございます。補正後の基金残高見込額は、18億2523万7000円となります。

8ページをご覧ください。款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金6108万3000円の増額でございます。これは前年度の事業確定による国及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

最後に、款8予備費4749万3000円を計上するものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第20、議案第81号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第81号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の補正を行うものであります。

内容は、歳入において診療収入を116万4000円増額、使用料及び手数料を96万2000円を増額し、繰越金を212万6000円減額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第21、議案第82号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第82号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2908万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5181万8000円とするものであります。

歳入は、繰入金96万8000円、繰越金2278万7000円、国庫負担金532万8000円を増額するものであります。

歳出は、公共下水道総務管理費4万1000円、公共下水道維持管理費25万5000円、公共下水道災害復旧費600万円、予備費2278万7000円を増額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第22、議案第83号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第83号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1198万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6349万5000円とするものであります。

歳入は、繰越金1198万1000円を増額であります。

歳出は、予備費1198万1000円を増額であります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第23、議案第84号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第84号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4916万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億350万2000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。歳入、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目4災害臨時特例補助金が1352万円の増は、過年度分の精算に伴う追加交付によるものであります。

続きまして、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介

護給付費交付金130万4000円の増は、前年度の事業確定に伴う追加交付によるものです。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金60万7000円の増は、介護保険給付費の補正に伴い、一般会計から繰り入れするものです。

款8繰越金7268万円は、前年度の歳計剰余金確定によるものであります。

続きまして、7ページをお開きください。款9諸収入、項1雑入、認定審査会負担金返納金については、双葉地方広域市町村圏組合による認定審査会の事業確定によります町への返納金になります。

続きまして、8ページをお開きください。歳出、款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目2地域密着型介護予防サービス給付費486万円は、介護予防、認知症対応型共同生活介護サービス利用者の増加に伴い、所要の給付費を増額するものです。

次に、款4諸支出金、目2償還金9296万円の増は、前年度の事業確定による国・県等への返還金でございます。

款5基金積立金5134万7000円の増は、介護保険給付準備基金への積立金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第24、議案第85号 平成30年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第85号 平成30年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を404万9000円とするものであります。

内容については、平成29年度決算により確定した繰越金の補正を行うものであります。

よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第25、議案第86号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第86号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ939万4000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を9078万2000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開きください。はじめに、歳入についてご説明申し上げます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金858万8000円を増額するものでございます。これは、前年度の歳計剰余金でございます。

次に、款6国庫支出金、項1国庫補助金、目1高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を80万6000円増額するものでございます。これは、後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しに伴う、システム改修事業に係る国庫補助金となります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。款4予備費939万4000円を計上するものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第26、議案第87号 平成30年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第87号 平成30年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的支出で1930万円の増額並びに水道事業資本的支出で950万円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

6ページをお開きください。説明書によりご説明いたします。上の表、収益的支出であります。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費で1030万円の補正増で、薬品購入、施設の修繕費であります。

次に、目2配水及び給水費で600万円の補正増で、配水管等の修繕であります。

次に、目6資産減耗費で300万円の補正増で、棚卸しによる貯蔵品整理であります。

続きまして、下の表、資本的支出でございます。款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目3配水設備改良費750万円の補正増で、設計委託料であります。

次に、目4機械及び装置費200万円の補正増で、水道メーター等の購入費であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第27、同意第2号 特別功労者の決定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第2号 特別功労者の決定についてご説明いたします。

本案は、今年で第46回を迎える浪江町功労者表彰式において表彰予定の特別功労者について、浪江町表彰条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本年は3名の方が該当となります。

（故）馬場有氏は、多年にわたり浪江町議会議員、福島県議会議員及び浪江町長として浪江町の地方自治発展に寄与され、旭日小綬章・従五位を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

高橋昭渡氏は、多年にわたり特定郵便局長として郵便事業の発展に寄与され、瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

小丸哲也氏は、多年にわたり浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与され、旭日単光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

馬場氏、高橋氏、小丸氏においては、表彰条例第3条第1項第6号に該当しております。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第28、報告第4号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第4号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてご説明いたします。

財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の平成29年度の決算について、事業収入は、売上総利益金額、営業外収益で、収入総額が2124万3000円でありました。

販売費及び一般管理費の合計支出総額が176万5000円で、当期純利益金額が1947万8000円となりました。

この結果、繰越利益剰余金当期末残高は2億2295万7000円となりました。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 平成29年度の福島なみえ勤労福祉事業団の事業報告、並びに収支決算についてご報告いたします。

事業といたしましては、東日本大震災及び東京電力第一原発事故により、震災以降は休業状態ではありましたが、平成29年度は、町で整備するログハウスタイプの滞在施設、本館の宿泊室、浴室、宴会場の建屋及び機械電気設備の改修に伴い、平成30年度からのリニューアルオープンに向けて、従業員の確保等の準備を行ったところであります。

収入といたしましては、営業逸出利益賠償金の2122万4000円を主なものとして、合計、2124万2000円でありました。支出につきましては、理事会等の会議費経費及び経理事務等の合計が176万5000円でありましたので、差し引いた平成29年度の経常利益は1947万7000円でありました。

内訳をさらにご説明いたします。

別添の資料、事業報告収支決算書5ページの損益計算書をお開きください。

まず、収入でございますが、営業による売上がないため収入の主なものといたしましては、震災被害に対する東京電力の営業逸出利益賠償金によるものであります。その具体的な内容といたしましては、平成27年度のうちに支払いのありましたところの平成27年3月期から平成32年2月期までの60カ月分、いわゆる将来的な営業逸出利益金である1億555万2000円のうち、当該29年度分である平成29年4月から平成30年3月期までの12カ月分の賠償金2122万4000円と受取利息及び雑収入の総合計2124万2000円でした。

次に、支出でございますが、6ページをお開きください。主立った項目についてご説明いたしますと、まず、賃金については、主に事業所に伴う前支配人の俸給。

次に、会議費であります。理事会開催時の昼食代であります。

次に、旅費、交通費は、理事会等役員会の旅費、日当及び交通費の支払いです。通信費については、インターネットによる通信料です。事務用消耗品については、コピー用紙、プリンターインク代などです。諸費につきましては、顧問弁護士の費用であります。租税公課費については、税法上による法人税や法人町県民税であります。会費負担金については、浪江町商工会費と会計ソフトの保守メンテナンス契約料であります。

次に、車両費につきましては、社有車の車検代や修繕費、ガソリン代、自賠責保険の掛け金であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第29、報告第5号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第5号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてご説明いたします。

一般社団法人まちづくりなみえの平成29年度の決算については、資産合計は3117万5964円となりました。

負債総額は、104万4221円となり、正味財産合計額は3013万1743円となっております。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 平成29年度の一般社団法人まちづくりなみえの事業報告及び収支決算についてご報告いたします。

まちづくりなみえは、平成30年1月22日に設立された一般社団法人でございますので、平成29年度としての実績としては、平成30年1月22日から3月31日の2カ月強の短い期間の決算、と今回はなっております。

資料にあります2ページをご覧ください。平成29年度については、翌、平成30年度からの本格的な事業実施のための準備が主なものであり、受託事業といたしましては、誘致企業の開所式の準備、運営を受託したものの1件の事業実績でありました。

次に、4ページをお開きください。資産合計が3117万5964円あります。負債合計は、売掛金など合計で104万4221円となり、正味財産合計は3013万1743円となりました。設立時の拠出金が3010万円ありますので、差し引き3万1743円の黒字となっております。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前11時25分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前11時26分）

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

質疑については12日に行うこととし、本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会することに決定しました。

休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は、6日、7日及び10日で、各委員長が指定する場所で開催します。

時間は、いずれも9時30分からとなります。関係課長等につきましても、出席要求があったときは出席願います。

◎延会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日は、これで延会します。

12日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

なお、この後、午後1時から全員協議会を開催しますので、議員各位におかれましては、全員協議会室にご参集願います。

（午前11時27分）

| | | |
|---------|----------|-----|
| 平成30年9月 | 6日（木曜日） | 委員会 |
| 平成30年9月 | 7日（金曜日） | 委員会 |
| 平成30年9月 | 8日（土曜日） | 休日 |
| 平成30年9月 | 9日（日曜日） | 休日 |
| 平成30年9月 | 10日（月曜日） | 委員会 |
| 平成30年9月 | 11日（火曜日） | 休会 |

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成30年浪江町議会9月定例会

議事日程(第3号)

平成30年9月12日(水曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議案第66号訂正の件
- 日程第 2 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度浪江町一般会計補正予算
(第2号))
- 認定第 1号 決算の認定について
- 認定第 2号 浪江町水道事業会計決算の認定について
- 議案第66号 工事請負契約の変更について(いこいの村
なみえ太陽光発電設備設置工事)
- 議案第67号 工事請負契約の締結について(本庁舎改修
工事(第1期))
- 議案第68号 工事請負契約の締結について(川添ため池
環境保全整備工事)
- 議案第69号 工事請負契約の締結について(請戸漁港水
産業共同利用施設整備工事(上架施設))
- 議案第70号 工事請負契約の締結について(浪江町幾世
橋災害公営住宅太陽光発電等設備工事)
- 議案第71号 工事請負契約の締結について(なみえ創成
小中学校クラブハウス新築工事)
- 議案第72号 土地の処分について
- 議案第73号 土地の取得について
- 議案第74号 土地の取得について
- 議案第75号 土地の取得について
- 議案第76号 土地の取得について
- 議案第77号 土地の取得について
- 議案第78号 平成30年度浪江町一般会計補正予算
(第3号)
- 議案第79号 平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興
育成事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第80号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別
会計補正予算(第1号)
- 議案第81号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計補正予算(第1号)

- 議案第 8 2 号 平成 3 0 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 2 号 特別功労者の決定について
- 報告第 4 号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
- 報告第 5 号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 2番 | 石井悠子君 | 3番 | 高野武君 |
| 4番 | 紺野榮重君 | 5番 | 半谷正夫君 |
| 6番 | 紺野則夫君 | 7番 | 佐々木勇治君 |
| 8番 | 平本佳司君 | 9番 | 佐々木恵寿君 |
| 10番 | 渡邊泰彦君 | 11番 | 松田孝司君 |
| 12番 | 山本幸一郎君 | 13番 | 山崎博文君 |
| 14番 | 泉田重章君 | 15番 | 佐藤文子君 |
| 16番 | 馬場績君 | | |

欠席議員（0名）

1番 大浦泰夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------------------------|--------|--|-------|
| 町長 | 吉田数博君 | 副町長 | 本間茂行君 |
| 教育長 | 畠山熙一郎君 | 代表監査委員 | 根岸弘正君 |
| 総務課長 | 山本邦一君 | 企画財政課長 | 安倍靖君 |
| 二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長 | 居村勲君 | 産業振興課長 | 清水中君 |
| 農林水産課長兼農 業委員会事務局長 | 清水佳宗君 | 住宅水道課長 | 戸浪義勝君 |
| まちづくり整備課長 | 三瓶徳久君 | 教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長 | 柴野一志君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 佐藤祐一君 | 住民課長 | 中野隆幸君 |
| 健康保険課長兼 浪江診療所事務長 | 掃部関久君 | 介護福祉課長 | 木村順一君 |

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長
横山 秀 樹
書 記
小澤 亜希子

主幹 兼 次 長
吉田 厚 志
書 記
鎌田 典太郎

◎開議の宣告

- 議長（紺野榮重君） おはようございます。大浦泰夫君から欠席届が出ております。ただいまの出席議員は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
ここで、町長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

町長。

- 町長（吉田数博君） おはようございます。
9月4日、冒頭申し上げました行政報告の中で、教育行政関連の語学指導助手の報告で、二本松市の町立学校に平成29年7月31日から2年間着任しましたとご報告申し上げましたが、正しくは平成28年8月22日から2年間でありましたので、訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

◎議案第66号訂正の件

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第66号訂正の件を議題とします。
町長から訂正理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 議案第66号 工事請負契約の変更についての事件の訂正請求について、ご説明いたします。

いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事の工事請負契約の変更についての事件で、4 契約金額の変更後の額のうち、取引に係る消費税及び地方消費税の額に誤りがあったため、事件の訂正を請求するものです。

訂正の内容につきましては、変更後の額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額625万6800円を595万3600円に訂正するものであります。

誠に申し訳ありませんでした。

- 議長（紺野榮重君） お諮りします。
ただいま議題となっております議案第66号訂正の件を、許可することにご異議ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） ただいま、町長から事件の請求について提案と

うか、説明がありました。事件の訂正請求書も、文書で配付されました。そこで、訂正内容が、地方消費税の額が間違っていたという中身でありますけれども、工事請負契約の中身にかかわる問題であります。

従って、既に議案上程され、委員会審議も行われてきた経過からすると、今回の事件の訂正請求については、町長報告ではなくて、議案の訂正という案件になるのではないかと思いますけれども、お質しをいたします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 今回、訂正をお願いしますのが、事件の訂正請求による取り扱いということで、正式な議案の訂正になるのかと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） 確かに、町長の提案説明では、事件の訂正について申し上げますという説明であったわけですが、そういう意味では、ここに書いてあるとおり、事件の訂正という扱いになったわけだけども、議案の訂正という手続きというか、こういう事件の訂正請求書だけで済む問題なのかどうかということについて、私は答弁を求めたわけですが、総務課長答弁は、これがイコール議案の訂正だということですが、議案の訂正ということであれば、件名については議案第66号、訂正内容については消費税の金額訂正だということで、この訂正請求書を読めば、見ればわかるとおり、議案の訂正として出されたのではなく、事件の訂正ということで、分かりやすく言うと、事務的な訂正の手続きという範囲での提案かと思うんですけど、そうではなくて、一旦は議案を取り下げて、その上でさらにこういうふうには訂正しますという手続きをとるのが、正当な手続きではないかと私は思いますが、いかがですか。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） これまで議案について誤りがあって訂正する場合は、事件の訂正請求書でもって提出して、誤りの部分、正しい部分を表記してご承認いただくという形をとってきましたので、今回も、同様の請求書による訂正ということでお願いしたところでございます。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前 9時08分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 9時08分）

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） そうすると、今回の手続きは、町長から議長宛に事件の訂正請求ということで出されたと。これは、議案の訂正だということによろしいんですね。ということを一たび、確認します。

その上で、見れば分かるとおりに消費税の金額が幾ら違ったんだ、30万円ぐらい違ったのかな、なぜこういう誤りが出たのかということについても、あわせてお尋ねをしておきます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 今回の請求書をもって、議案の中身の訂正をお願いするというものでございます。

どうしてこういうミスが出てしまったのかということですが、請負の契約金額自体は変わらないのですが、中の消費税を計算する際に、単純にミスをしてしまったということでございますので、その辺、ご理解いただきたいと思っております。

事務的な形での記載のミスということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（紺野榮重君） 再度、お諮りします。

ただいまの議題となっております議案第66号訂正の件を、許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、認定第66号訂正の件を、許可することに決定しました。

失礼しました。今、議案第66号と発言したということで、これを認定ということに訂正願ひます。

再度、訂正します。

異議なしと認められます。

よって、議案第66号訂正の件を、許可することに決定しました。

◎承認第11号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第11号は、承認することに決定しました。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑は、会計ごとに行います。

平成29年度浪江町一般会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

13番、山崎議員。

○13番（山崎博文君） それでは、何点かご質問いたします。

まずは、決算書で言います。決算書の46ページ、款項目節を番号で言いますので、ご理解いただきたいと思えます。

1款1項1目2節、個人町民税について。個人町民税の滞納繰越分の不納欠損が約100万円ありました。これは時効分なのか、この不納欠損の理由について、お伺いいたします。

また、滞納繰越分の年度ごとの未済額は、それぞれいくらになっているのか、お伺いいたします。

次に、1款2項1目その下、固定資産税について。固定資産税の平成29年度決算額は、前年度の約1200万円から約2億円と大幅増でした。この理由について、お伺いいたします。

次に、82ページの2款1項1目9節の旅費です。監査委員より決算審査等意見書の結びに、改善すべき事項として、不用額について、確定後には予算を精査の上、3月までに補正し、専決処理は緊急的なものに止め、不用額は最小限とすることと指摘されています。

今の節9の旅費に関しては、不用額が約1700万円となっております。支出済額の約倍となっております。この理由についてお伺いいたします。

続いて92ページ、これも、不用額についての質問です。2款1項8目19節、負担金補助金及び交付金の不用額が約1000万円となって

います。支出済額が4万1000円ということですので、この理由についてもお伺いいたします。

続いて、決算書112ページ、3款1項1目19節、負担金補助金及び交付金の中の町社会福祉協議会補助金2680万円ほど計上されております。

平成28年度は約2000万円でしたので、700万円ぐらいが増となっております。社会福祉協議会の補助金が増になった理由についてお伺いいたします。

また、職員体制についても、あわせてお伺いいたします。

次は、主要な施策の成果から46ページ、町民交流事業について質問いたします。この町民交流事業の内容については、記載してあります。ただ、平成28年度には、町民交流会が茨城県、千葉県、広島県の計3回、あと、他主催交流会が栃木県、群馬県、新潟県、千葉県、神奈川県、東京都などで計11回開催されたという記載、報告がありました。馬場前町長の、どこにいても浪江町民という考えを示す具体的事業だと思えます。

平成29年度の県内外で開催した交流会についての場所の記載がありませんので、開催場所、回数を教えていただきたいと思えます。

また、昨年3月末に一部地域を除き避難指示が解除という後の交流事業の開催でもありますので、平成28年度との町民の意識の違いなどがありましたら、交流会の中で意見交換等もあったでしょうから、お聞かせいただきたいと思えます。

続いて、56ページと58ページ。56ページで言いますと、環境放射線モニタリング事業、その下のガンマカメラ測定事業、58ページで言うと、外部被ばく線量測定業務という3事業なんですが、この3事業とも測定事業となっております。事業の内容の中で、肝心な測定結果についての記載がありません。

結果についてはどうだったのか、お伺いいたします。

次に、92ページ、防災行政無線戸別受信機賃貸借事業についてですが、平成28年度は受信機1000台の賃貸借でした。平成29年度は記載してあるとおり2500台、これは、一部解除に伴い大幅増となったと推察いたします。大規模自然災害が多発している中、町民の非常時における情報伝達の有効な手段としての役割は大きいものと思えます。

そこで、この事業において、防災行政無線は、町内全域をカバーできているのか、お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、お答え申し上げます。

まず、決算書46ページの個人町民税の不納欠損の理由ということでありまして、理由は地方税法第18条によるもので、消滅時効、いわゆる時効を迎えたということで、不納欠損となっております。件数につきましては17件となります。

続きまして、個人町民税の滞納の未済ということのご質問かと思っております。件数でお答え申し上げたいと思っておりますが、平成25年度分で3件、平成26年度分で2件、平成27年度分で5件、平成28年度分で6件、合わせまして未済額が170万347円ということになります。件数は16件でございます。

続きまして、固定資産税の現年課税分の平成28年度と平成29年度の、かなり増えているということの理由ということでございますが、こちらにつきましては、施策の成果の5ページをお開きいただきたいんですが、上から3行目になりますけれども、平成28年3月末で償却資産の課税免除が終了いたしました。

つまり、平成29年度につきましては、課税免除等がなくなりましたので、固定資産税が、償却資産でありますけれども、減価償却分が増加をしたために、かなりの増となっているということでございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 82ページの2款1項1目9節の旅費の不用額が1700万円と多い件についてでございますが、この科目で派遣職員とか任期付職員の帰任旅費、帰る際の旅費とか、あと職員の異動の際の移転料とかを計上していたわけなんですけれども、本来であれば、監査委員が指摘されましたが、事業を精査して3月補正で減額予算を計上すべきでございました。今後、しっかり精査の上、適正な予算把握、予算管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 92ページにございます負担金の不用額1000万円を超えているということで、こちらについては、中身は「心の復興」事業という町民団体向けの補助金でございますが、補助団体がなかったということで、本来ならば3月までに補正減するところを失念してしまったところでございます。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 社会福祉協議会の補助金の増の理由でございますが、社会福祉協議会の補助金につきましては、町からの職員分の補助金ということでございますが、増になった原因としては、今回職員体制の分も合わせて申し上げますが、職員体制は正職員が5名、臨時職員が1名でございます。あと、もう1人町からの

派遣がございます。その分での諸手当と給料の分の増に対してでございます。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、主要な施策の成果の46ページ、町民交流事業についての最初のご質問で、交流会等の場所、回数とはということでございます。お答えいたします。

まず、町主催では、単独で1回実施しております。これが1月21日で長崎県の佐世保市で行っております。

次、自治会との共催ということでは2回、場所は栃木県那須ということで、これは、いわき市と那須町の合同の交流会と、もう1箇所は埼玉県川越市となっております。

それと合わせまして、平成29年度においては、十日市と芸能祭、町内で行われたこのお祭りに、県内の各地から町民の方をバスで送迎等も行った事業でございます。

もう1点、平成28年度との町民の思いの違いはというご質問でございますけれども、お話を伺っておりますと、今現在、心配することはないという方もいらっしゃいました。

ただ、一方では、今後のまだ見通しが立っていないと、または見通しを立てるにしても金銭面で不安があると、そういった二極化しているといえますか、そういった状況でございました。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 施策の成果56ページの環境放射線モニタリング事業の結果、それから、同じページで、ガンマカメラ測定業務の結果ということでのご質問がありました。

まず、環境放射線モニタリング事業につきましては、目的についてはこちらに記載のとおりでございまして、結果につきましては定期的に広報等で結果の報告ということでやらせていただいておりますが、中身としましては、昨年7月より実施をしておりますけれども、福島大学の塚田先生に評価をいただき、その結果ということで、広報でお知らせをさせていただいているところでございます。

次に、ガンマカメラにつきましては、実施件数が2372件ございました。その中でも一番高かった箇所でございますが、1cm高の空間線量率で毎時67.3 μ Svになってございます。環境省のフォローアップ除染を要請いたしまして、除染を実施後は、1cm高の空間線量率で毎時0.6 μ Svまでの低減ということになってございます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 主要な施策の成果58ページの外部被ばく線量測定業務についてご説明いたします。

バッチ式線量計におきましては、年間の被ばく量 1 mSv を超えるものはございませんでした。

また、D シャトルについてですが、これは、説明文のとおり時間ごとに計測しているものであって、その中で帰還困難区域を通過した場合に、若干の数値の上昇が見られたということでございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 主要な施策の成果、92ページの防災行政無線戸別受信機賃貸借事業についてでございますが、町内全域をカバーできているのかということでございますが、一部の地域において聞こえないというところがございます。防災無線改修するのに多額の費用がかかるということで、財源を見つけていたところでございますが、何とか確保できそうだとということで、今回、補正予算で防災行政無線の改修工事の設計を計上させていただきました。

これでもって、屋外子局や再送信の子局を整備する予定としておりますので、聞こえるように改修を進めたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 13番、山崎博文君。

○13番（山崎博文君） まず、町税から。税というのは、町民は納税の義務を負っています。納税した町民との不公平感が生じないようなことが重要であります。

今回の収納率は、滞納繰越分が個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税全てにおいて滞納繰越分の収納率が低くなっております。先ほど、未済額について件数を聞きましたけれども、特に時効分ですね、5年時効という時効分については不納欠損にならないよう、私は、収納強化を強く求めたいと思います。

次に、固定資産税についてですが、これは償却資産分だということで、ある施設の償却資産ということでしょう。それで、洗いがえも終わっておりますので、今度は、町内の固定資産のうち土地の評価、町民が心配するところでありまして、震災前と比較してどうなのだという問い合わせが、かなり来ております。

この件について、土地の評価はどうなっているのかお伺いいたします。

あと、不用額について、ほかの款にも不用額が見受けられます。予算の目的は十分達成しながら、節約工夫によって不用額が生じたということの理由もあるのは承知していますが、監査委員から、不用額は最小限とすることと指摘されております。私も監査委員経験者として、改善を求めたいと思います。

あとは、町民交流事業なんですけど、私は、この事業は、非常に特に県外の方々については、必要な事業だと思っております。この

事業費は、決算書で見ると、どこに計上されているのか見えませんので、多分、積み上げた額かと思うんですけど、この事業費の詳細について教えていただきたいと思います。

また、平成30年度もこの事業は継続されているのか、その数字が見えないので、昨日、平成30年度の予算書も見ましたが、継続か、継続ではないのか、数字的に見えませんので、平成29年度の決算書の数字がこれこれと言っていたら、平成30年度も分かるんですけど、平成30年度の事業に継続されているのか、お伺いいたします。

あと、防災行政無線の賃貸借事業についてですが、エリアについては、今回の補正で全域がカバーできるということで、今、大規模自然災害が多発している中、情報伝達のツールとしては非常に重要な役を負っております。エリアはカバーしたものの、不具合で聞こえないとか、そういうのも多数、声が届いております。

実は、私のところも不具合で聞こえません。聞こえませんというよりも、他の無線を拾って「ザザッザザッ」と雑音みたいなのが多くて、電源切ってしまうんです。その相談を総務課にいったときに、違う女性の方も来て、多分、そういう不具合があるんだ、聞こえないんだという相談があったと思うんです。そういうときの改善策について、どういう対応をしているのか。

あと、できれば、町内居住者は、発表ではまだ805人ですので、そんなに戸数はありませんので、戸別的に電話の1本もかけて、受信の状況はどうなんだという調査も必要かと思っておりますので、その辺についての考えをお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 土地の評価額というご質問でございますが、平成30年度は、3年に1回の評価替えの年となりました。宅地におきましては、平均しますと50%の評価額が下落ということになってございます。

さらに、今年度も、課税明細書というものを納税者の方々に郵送させていただいております。税額については、そちらでご確認いただいております。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、主要な施策の成果の中の交流事業で、決算書ではどの部分かということでございます。

まず、決算書で128ページをお開きください。この町民交流事業の事業費114万3072円となっておりますが、この大半なものが128ページの節14、使用料及び賃借料で、備考欄の上から2段目、自動

車借上料92万940円、これが今回の芸能祭での送迎用のバス代等となっており、残りは、職員が各交流会に参加したときの旅費等となっております。

それと、平成30年度も継続かということで、議員おっしゃるように、交流事業というのは、避難先で皆さんが会える場をつくるということで、当然必要だということですので、担当課といたしましても、平成30年度も引き続いて継続してやってまいります。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 防災行政無線、非常に重要な情報伝達の機器だと考えております。今回、先ほども答弁しましたように、改修事業を実施しまして、改善に努めたいと考えております。

その際は、当然ながら、戸別的に調査をしながら、聞こえない機器等の確認をしながら、進めてまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） その他ありますか。

16番、馬場績議員。

○16番（馬場 績君） それでは、一般会計の決算議案について質問をしたいと思います。

平成29年度決算の最大の特徴は、避難指示解除ということだと思います。避難指示の解除に対して町民は、不安もあれば、期待もあれば、一方では、さらに距離感を遠くしたという思いがあると思います。

そこで、主要な施策の冒頭に、初めにというところに、文字どおり冒頭です。

平成29年度は、本格復興期の初年度だという姿勢で行政展開をしてきたということです。そこで、今ほども帰還人口について意見がありましたが、8月の全員協議会での住民課の説明では、避難指示終了届を出したのは567名だということです。報道されている浪江町の帰還人口は805人です。これは、これであまり大きな違いはないと思いますが、問題は、避難解除して1年半たっても、出納決算は5月なわけだけれども、今年の3月時点で、当然のことながら500名以下であったと思います。

そこで、端的にお尋ねします。この帰還人口について、いろんな評価もあると思います。私は、帰還町民が少ないと、帰還が進まないと受けとめております。町では、避難解除後1年を経たの帰還町民の実態について、どのように受けとめて、この場でも色々議論してきましたが、今後、馬場町長の言葉を借りれば町のこし、吉田町長もそれを継承するというので、町のこしのために、今後の帰還人口、現実を踏まえてどういう計画をお持ちなのか、計画を持つ必

要があると思います。ということです。

さらに、町民人口の関係で、別な角度からお尋ねしたいと思うんですが、毎月、浪江町では、浪江町の現状と課題というのを出してあります。

6月末のデータでは、震災当時の町民人口は2万1542人、決算から3カ月ほど遅れるが、今年の6月末では1万7790人、3750人、17.5%の減ということです。避難解除と帰還の実態、あるいは町民人口がここ3年間でこれだけ減少しているというデータが出ているわけですが、町民人口について、避難解除の結果を踏まえて、今後どういう予測をし、あるいは減らないために、決算を踏まえてどういう手立てをしていくのかと、そこが大きな問題だと思います。

それから、主要な施策の10ページをご覧ください。ここには、性質別歳出の状況が前年比で出ております。扶助費が前年と比べて1億7000万円増えているんです。前年比で23.1%、1億7000万円増えていると。主な事業は何でしょう。扶助費が増額になった主な事業は何か。

それから、性質別歳出のところで、積立金が、下から4行目、前年比で226億1800万円、548.2%の増です。これは、もちろん繰越事業や何かもあると、あるいはハードな事業があるということは、これまでの議会で提案され、審議してきたことですから、それはそれで分かりますが、積立金がこれほど増えた端的な理由は何かということ、改めてお聞きしたいと思います。

それから、積立金の大幅増と財政構造の問題は、まったく性格は異にするわけけれども、主要な施策の12ページ、財政構造にかかわる係数が出ております。経常収支の問題で言えば、前年と比べてほとんど変わらないと。もちろん一般財源が乏しいわけけれども、経常収支比率が極めて高いと。一般財源と経常経費のバランスの問題ということになれば、一方では積立金は極端に増えていると、一方では経常収支比率がこの数字からは高いと。町の財政事情から言えば、経常収支比率が高くなるという理解はできますが、これも、一般財源と経常財政の支出とのバランスということから考えた場合、財政収支計画に問題はないのかと、財政収支計画も検討すべきではないのかと思います。お答えをいただきたいと思います。

それから、主要な施策の25ページをごらんください。マイナンバー対応で1100万円の決算になっておりますが、平成29年度のマイナンバーにかかわる財政支出はこれだけですか、ということが1点。

それから、マイナンバーの平成29年度中の発行件数も含めてトータルで何件になっているか、ということをお聞きいたします。

それから、主要な施策の成果32ページです。重度障がい者支援事業、事業費が149万円です。正直、少ないと思ったんですが、利用人数のところに重度心身障がい者医療費、在宅重度障がい者対策事業、人工透析も含めて数字が出ておりますが、別な角度から、重度心身障がい者、いわゆる1級、2級、それから障がい3級でも重複障がいのある人は、重度障がいということになります。

私は、率直に言って少ないと思ったんですが、今、私が言ったそれぞれの障がい者の人数は、どれほどになっているか、ということをお尋ねいたします。

それから、主要な施策36ページから37ページです。町内サポートセンター運営事業、36ページの事業は3256万1000円です。デイサービス通所介護形式のサポートセンターを開設したと、登録人数が30名で、実際帰町しているほとんどの方は高齢者だと。町内サポートセンター運営するには、介護認定がなくても利用できる、私は思うんですが、文字どおりやることがないと、帰ってもやることがないと、交流もないというのが現実ですから、この事業は、もっともっと拡充する必要があるのではないのか。なぜ30名なのか、なぜ平成29年度はこれしかなかったのか、と私は思いますので、実態についてお答えをいただきたい。

それから、サンシャインサポートセンター、町内サポートセンターの事業も、同じような問題があるのではないのかと思います。登録人数13名ですから、これは、医療は町の診療所1つしかない、介護も受け皿がない。受け皿がないといいながら、町内サポートセンター、訪問介護形式でやっているわけです。もっと利用者があるのではないかと。前に一般質問でもやったんですけれども、小高区にできた小型のデイサービス、ぜひ利用させてくれということで、浪江の町民が2人ほど申し込みしたと。しかし、もう定員いっぱい、地元優先ということで、申し訳なかったけれども、お断りしたという意見も、この場で申し上げました。

そういうことを踏まえると、もっと訪問介護サービス事業は、拡充をすべきではないか。なぜ実績がこの程度にとどまっているのか、ということについてお尋ねをいたします。

それから、40ページ、医療費助成の事業です。これも、医療負担免除の助成措置で一般財源からも約900万円ほど出していると、こういう事業で、命と健康という点から言えば、継続すべき事業だと思います。

ただ、残念ながら、この説明欄にもあるように、医療保険がこれを中止したことにより、一部負担金の免除が受けられなかった人が

いるということで、その人たちを対象に、改めて助成を行ったという本当に温かい支援だと思います。そこで、お聞きしたいのは、受理しない、この事業に組みしない医療保険、組合と言ったほうがよいのかな、との関係で、登録件数が206件、登録人数が445人です。私、実態分からないからお聞きするんですが、この事業を受けないといわれている医療保険組合で、該当する対象者は、これだけなのか。あるいは、もっといるけれども、医者にかからなかったという理解もできますし、かかったけれども、登録していなかったという問題があるのではないかと、そういう実態把握をどうされているか、ということをお尋ねしたいと思います。

それから、施策の成果46ページについては、山崎議員から町民交流事業で質問がありました。先ほど答弁がありましたけど、町主催では長崎で1箇所、共催では那須と川越、合わせて2箇所で行いましたと。参加人数についての報告がなかったということで、お聞きしたいということと、平成29年度は、全国に7箇所支援サポートセンターが置かれていたわけです。そのことに対しては、この交流事業には入っていないんですが、決算書、主要な施策の成果ではどこに提示されているか、決算処理されているか、お聞きしたいと思います。

それから、47ページ、ふるさと住宅移転補助事業1724万円です。県外から引っ越しをした場合、県内から引っ越しをした場合それぞれ5万円、10万円、あるいは県内単身8万円という補助事業ですが、この件数は、帰還の実数との差があるのではないかと私は思ったわけですが。実際は、引っ越しをしたと、半年間であれば遡って請求できるということですから、まだこの制度があるということを知らない人がいるのではないかと。少なくとも帰った人には、この前、11番議員も、いろんな手続きが本当に面倒だという話されていましたが、こういうことについても周知しているのかどうか。

だから、帰還している町民人口との関係で言えば、これで100%なのか、もう既に半年経過してしまっている人がいるのではないかと、そういうことのないように周知していますか。そして、帰還者実数との関係では、多いということはないと思うけど、少ないのではないかと、そこは把握されていますか、ということをお聞きしたいと思います。

それから、49ページ、住家被害の認定です。この事業は、申請期間が1年延長されて来年4月10日までとなりましたが、浪江町では、ここに書いてあるとおり、丸印の調査申込件数、調査実施件数についてお聞きしたいと思うのですが、申込件数が784件、申込軒数が

1109軒、これは棟数ね、調査実施棟数、だから、軒数で言うと、認定調査の実績はどうかということについて、お聞きをしたいと思います。

それから、これに関連して住家被害認定調査で、町営住宅についても当然、この事業に該当すると思うのですが、町営住宅も含めた調査実施件数になっているのか、ということについてお聞きをしたいと思います。

それから、49ページで、その下の段です、災害関連死の事業についてです。決算では5000万円ということですが、内訳では、生計維持者が3件、その他が14件。このことに関してですが、平成29年度の支給対象と認定件数の差は生じているのか、いないのかということですが。

それから、災害関連死に関係して、3件と14件の、別な角度からの内訳ですが、死亡年度は何年ですか。平成29年度の実績として出てきているわけけれども、必ずしも平成29年度ではないのではないかと思います。生計維持者3件、その他14件の、認定された死亡年度。何を聞きたいかということ、遡っても、ちゃんと条件に合致すれば認定できるということをはっきりしたいし、そのことは、町民も分からなくて、そのまま経過しているということもあると思うんです。そういう点で、お聞きをしたわけです。

それから、60ページ、甲状腺検査の事業です。1つは、18歳以下の検査状況。72名は分析中となっていますが、判定結果が出ているのかどうか。あるいは、分析中と、遅延の理由は何かということですが。

それから、2017年度の県内3巡目による結果報道が、つい最近ありました。がんの確定が1名で、164名になりました。がんの疑い3名で、37名になりました。合わせると200人を超えているわけですが、浪江町で、先ほど言った判定結果待ちも含めて、ここにはB判定、C判定はないんですが、明らかになった部分で、がんの確定とか、疑いとかそういう結果が出ているのかどうなのか、ということについてお聞きをしたい。

あと、この一覧表でも分かるように、18歳以下の昨年の受診者は57名、今年は12名、19歳から40歳は昨年は36名、今年は5名減っているんです。風化しているということもあると思うんですが、一方では、過剰診断だということで、甲状腺検査打ち切るような議論もなされているという実態を踏まえれば、無用な被ばくをした浪江町民の立場に立てば、この事業は継続すべきだし、受診の啓蒙をすべきではないかと。減った理由の調査はしてはいないと思うんだけれど。

ども、受診者向上の対策について、どうされているのかと。合わせて検査の継続についても、浪江町は、きちんと県に求めていくべきだと思います。

ということで、町の平成29年度の事業の対応について、お聞きをしたいと思います。

それから、主要な施策の56ページ、モニタリング調査に関して、先ほども質疑がありましたが、私は、環境放射線モニタリング事業、大気浮遊塵モニタリング測定、ここには、少なくとも測定箇所を見る限り、帰還困難区域が入っていないんです。帰還困難区域も、立ち入りしている人もいるわけだし、自由交通になっているわけです。

したがって、入れるべきではないかと、決算結果を踏まえて、そういう事業を求めたいと思いますが、なぜ帰還困難区域はここに入っていないのか。

それから、ガンマカメラについても、先ほど質問ありましたが、私は別な角度から、この測定事業で地目別の最高値、宅地、農地、道路、森林、それから、その最高値を出した地名についてもお聞きをしたい。本当は、ここに、先ほど67.3 μ Svで、地名は書き損じましたが、地目別の最高値と地区名についてお聞きをしたいと思います。

それから、主要な施策の99ページ、浪江町埋蔵文化財発掘調査事業、主な試掘調査実績で、平成29年度ですから試掘ということで、1、2、3、北産業団地本調査が平成29年から平成30年までと。実は、北谷地の遺跡一般公開に私も行ってきました。本調査、平成30年のいつまでかかるのかということについて。

それから、今後の調査目的は何ですか、ということをお聞きしたいと思います。

それから、最後になります。決算書の45ページ、固定資産税についても、先ほど山崎議員から質疑がありましたが、固定資産税の課税減免についてですが、浪江町は減免措置を継続しました。それで、土地家屋の減免総額はいくらになりますか。住民課長かな。

それから、償却資産についても、先ほど、やりとりがありましたけど、償却資産が先ほどの答弁ではかなり増えたわけです、償却資産の増ということです。だから、償却資産についても、申請をすれば減免できると思うんです。平成29年度決算における申請減免の件数について、お聞きをしたいと思います。

それから、ここには、予算書と違って各行政職ごとの職員配置人数は書いてありませんけど、平成29年度において、今、問題になっている障がい者雇用の実態はどうだったのか、ということについて。

これも、1回で終わるように、手帳ある人で何人いたんですか、手帳ない人で何人いたんですか、ということを含めて、合わせて障がい者の雇用率は何%になっていますか。

以上です。多岐にわたりましたけれども、よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） ここで10時35分まで休憩します。答弁は休憩後に行います。

（午前10時20分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前10時35分）

○議長（紺野榮重君） 馬場議員の質疑に対する答弁をお願いします。企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、帰還人口はなかなか増加しないと、今後の対応ということでございます。これにつきましては、色々家庭の事情、例えば就労であったり、就学の事情に加えまして、町内での生活に不安、あるいは不便さを感じている町民の方がいらっしゃるということだと認識してございます。

具体的には、平成29年度においては、施策の成果の初めにの欄にも書かせていただきましたが、町内での住環境の整備、あるいは医療、介護といった施策に取り組んでまいりました。それでも、毎年行っております住民アンケート等には、今でも、医療介護に対する不安でありますとか、買い物の不便さといったもの、それから、放射線に対する不安、そういった不安も多く書かれておりますので、今後とも町といたしましては、今、進めております帰還に向けた取り組み、これについて、継続して町内の住環境の整備、それから、不安解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、扶助費の関係でございますが、これにつきましては、施策の成果の8ページをご覧いただきたいと思っております。ここにありますように、義務的経費の中で扶助費が増加した要因については、臨時福祉給付金といった施策が平成29年度ございましたので、それらによって扶助費が増加しております。

続いて、積立金でございますが、こちらにつきましては、施策の成果の18ページをご覧いただきたいと思っております。こちら基金積立で267億円ほど、一般会計で積立金がございますが、内訳一番多いのが帰還環境整備交付金基金163億円、こちらについては、福島再生

加速化交付金、産業団地整備でありますとか、水産加工団地、そういった事業に伴う再生加速化交付金を積み立てるものでございますので、こういった大規模な事業が、平成29年度多かったということで、積み立てが増えてございます。

それから、経常収支比率ということで、ページ数でいきますと12ページにございます。経常収支比率、どうしても今、経常一般財源、町税の収入が少ないということで高率になってございます。この対策といたしましては、経常一般財源の確保に努めるのはもちろんでございますが、一方、歳出におきましては、経常経費、物件費でありますとか、その他の経常経費の削減、無理、無駄をなくしまして、経常費の削減に取り組みながら、経常収支比率の改善に取り組みたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 主要な施策25ページ、マイナンバー関係のご質問でございました。発行件数というご質問ですが、平成29年度分マイナンバーの申請件数が534件ございました。そのうち交付済件数が349件となっております。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 施策の成果32ページの重度障がい者支援事業でございますが、議員お質しの受給者証の交付の数でございますが、最新の数字で、平成30年8月末現在で382名ほど把握しております。この382名に対して、なぜこの数字になるのかということですが、基本的に医療費については減免となっておりますので、あくまでも減免を外れている整骨院とか、そういうものに対して自己負担となった分が、この部分だということで、ご理解いただければと思います。

続きまして、36ページからのサポートセンター分の人数、30名、13名となぜ少ないのかということでございますが、答えとはかみ合わないかもしれませんが、まず浪江町に転入、戻ってきていただいた方に対して住民課から総務課、または社会福祉協議会、私ども介護福祉課等で情報共有いたしまして、生活支援相談員等が訪問をする中で、このサポートセンターにつなげていくような形で事業を行っている部分もあります。

さらには、なぜ伸びないのかといわれると、避難先で既に介護保険のサービスを利用されている方については、実際にこちらに戻ってきて事業所をかえるという行為をしたくないとか、そのままサービスを受けたいとか、そういった理由で、そういう方については特に戻ってこないのかと把握をしております。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 主要な施策の成果の40ページ、医療費助成事業についてのご質問にお答えいたします。現在、健康保険組合は、全国に市町村国保を除きまして、1500ほどありまして、どの組合が一部負担金免除をしていたのか、どの組合がその事業をしていなかったのかについての実態把握は、非常に困難でございました。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、主要な施策の成果の46ページの町民交流事業について、参加人数はというところのご質問にお答えをいたします。

この町民交流事業につきましては、この説明にもありますように、町主催の町民交流会や自治会との共催として交流会を開催したということで、開催をした際の参加人数は300名ほどでございます。

次に、サポートセンターとの関わりはということでございますが、前の45ページを見ていただきますと、この復興支援事業費の中で一番下の段に復興支援員の活動状況ということで、各7県に配置しているところのサポートセンターに所属している復興支援員が活動したということで、戸別訪問は1362戸と、交流会主催したのが64回、交流会参加が228回となっております。

次に、47ページのふるさと住宅移転補助事業について、189件という数字は、帰還している実数との関係はどうなんだという質問にお答えをいたします。この189件といいますのは、世帯ごとの件数でございますので、人数とは一緒にはならないということでございます。

周知徹底ということでございますが、この事業は、平成29年度新規事業で、なぜかというところ、それは、一部避難指示解除に合わせて浪江町に帰還される方の引越費用ということございまして、その周知については、広報であったり、インターネットのサイトであったり周知を図っているところであります。

また、窓口については、二本松では生活支援課で、本庁では帰還をしたら必ず行くところ、つまりは住民課であったり、住宅水道課であったり、そこの各課と連携をいたしまして、できる限り漏れがないように努めているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 主要な施策の成果49ページ、住家被害認定調査に関するご質問にお答え申し上げます。

まず、実績ということでお伺いいたしましたが、記載のとおりとなるんですが、まず、調査申込数が784件に対しまして、棟数が

1109棟ということで、アパートなどをお持ちの方もいらっしゃると思います。申込件数と棟数との差は、そのような形で出てきているところでございます。

実績につきましては、右側の記載のとおりとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、町営住宅の関係ということのご質問でしたけれども、こちらは、平成28年度中に総務課において調査を実施しているところでございます。津島地区にも町営住宅ございますが、そちらは除くということになります。調査済みでございます。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 同じく49ページの災害弔慰金についてですが、その年の受理件数は26件、そのうち審査をされたものが20件、その差が6件あります。この6件については、差し戻しという形なんです。内容的には、資料がそろってなかったり、もう少し死亡原因等の中身を精査してくださいという形で差し戻された分があります。

もう1つ、死亡の年度についてですが、平成29年度分については、全てについて調べてはございませんが、一応、平成25年11月死亡分が一番古かったようでございます。

さらには、震災後に亡くなられた方でしたら対象。死亡の原因にもよりますが、それについては、何年まででも対象になる。資料の整理とか、そういうもので遅れるものについては差し支えないという形になっています。

○議長（紺野榮重君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、主要な施策の成果の60ページの甲状腺検査についての質問にお答えをいたします。

まず、72名分析中の結果が出ているのかということでございますが、これは、まだ結果は通知を受けておりません。

あわせて、受診者数が減っているということでございますが、診療所といたしましては、広報並びにホームページで、定期的に甲状腺検査、内部被ばく検査も含めまして検査を実施しております、いつでも受けられますということで、周知を図っているところです。検査についても、継続して当然やっていくべきものと思っております。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 主要な施策の成果56ページ、環境放射線モニタリング事業に係る質問でございました。帰還困難区域がないというお話だったと思ひますが、こちらの事業につきましては、昨年

解除になりまして、帰還困難区域などからの空間線量が比較的高い場所から線源異常による不安軽減に資することを目的ということで、本事業を始めてございます。

また、十万山の火災等もありまして、そういった心配もあることから、事業をあわせて進めてきたということですので、ご理解いただければと思います。

続いて、ガンマカメラ測定の地目別の最高値というご質問でございましたが、本事業につきましては2372件行っておりますが、こちらは、宅地について、ガンマカメラの測定事業ということになってございまして、先ほど山崎議員の答弁となりますが、最高値につきましては、宅地の山崎議員の答弁となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 主要な施策の成果99ページ、浪江町埋蔵文化財発掘調査事業の北産業団地整備事業の発掘調査、本調査の期間について、平成30年度のいつまでかということですが、現契約の中では9月末を予定しておりました。しかしながら、遺物、遺構が発掘実施している段階で増加しているということもございまして、現在のところ工期の変更を予定しております。10月までの延長を予定しております、10月で現地調査を完了するという予定しております。

それから、今後の調査目的でございまして、先日、土曜日に現地説明会を実施いたしました。現地説明会につきましては、すべてが終了した段階で説明を行うというわけではございまして、ある一定の成果が見えた段階で説明会を行うと。今後、残された期間の中で実施する部分につきましては、例えば、遺構の断面観察部分の取り外し、それから、土器と遺物の取り上げなどの作業が残っておりますので、そういったところを実施していくということになっております。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 決算書45ページ、平成29年の固定資産税、土地家屋の減免の総額というご質問でございました。平成29年度につきましては、課税減免となっておりますので、減免額は出ておりません。

また、償却資産の申請減免件数ということですが、主要な施策の成果の、山崎議員にも少し触れましたけれども、5ページのところで、こちらも課税減免という形になってございまして、申請減免という、そのものがございませんでしたので、件数等はない

ということになります。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 障がい者雇用の実態はというご質問でございます。すべての事業者が障がい者を雇用するというのが制度上義務づけられておまして、浪江町のような地方公共団体だと法定雇用率2.5%という値になっております。

ただ、現状として浪江町の実雇用率は0.63%、法定雇用率を満たしていない状況でございます。昨今、法定雇用率を達成するために不適正なカウントをして報告するという事例が発生しておりますが、当町の場合、正直にその実態を報告しているという形でございます。今後とも職員の確保につきましては、障がい者も含めて、十分必要な人員を確保していきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績議員。

○16番（馬場 績君） 企画財政課長の扶助費、あるいは積立金、そして経常収支の改善に対する回答は、それですといたします。「はい」ということです。

それから、避難指示解除と帰還人口の問題で、町のこしということで、避難解除に踏み切ったその思いと、町民との間では、かなりギャップがあると。しかし、前に進まなければならないということだと思います。その上で、町民の生活不安に対する問題解消のために取り組んできた。それはそれで表向きにはそのとおりだし、それは分かっていますが、今年の7月末で805人だと。しかし、様々な施策展開をしていると、笛も吹くし、太鼓も叩くんだけど、町民はなかなか心から受け入れるという状況にはなっていないという実態を踏まえて、帰還人口の想定について、改めて現状を踏まえて見直しをすべきではないのかという提起をしました。このことについて、町長はどう考えているのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

次に、主要な施策25ページのマイナンバーについてお尋ねをいたしました。申請が534件、交付済みが394件。これは、平成29年度分の交付件数だと思いますが、全体として何件になっていきますか。件数は、全体の割合で言うと、町民一人一人ということになるから、何%になりますか。その上で、ここ2年ほどやってきているわけですが、去年、情報洩れもれ等も含めてトラブルはなかったですか、ということをお聞きしたいと思っております。

それから、重度障がい者の支援事業について、これは382名で自己負担分だと、全体の障がい者の数はつかんでいないということだと思っておりますが、382名がいて、それぞれの障がい1級、2級、そ

れから、障がい3級での重複障がい者は何名か、そういう人たちに
対する障がい者支援の措置は、不足はないのかということですが、
自己負担のあった分について、これだけ支援したということで、全
体の状況がどうかということとは分からないということでしょうか。
私、もっと障がい者の医療費負担というのがあるのではないのかと
思いましたが、どういう形で確認をしているんですか、ということ
をお聞きしたいと思います。

それから、通所介護、あるいはサポートセンターの運営事業につ
いては、住民課、介護福祉課、生活支援課等とも、横の連携をとっ
て、それぞれ訪問していると。

したがって、帰還している人口との関係では、この実数が多いか
少ないか分からないけれども、考えられることは、避難先で利用し
ている人もいるので、決算事業の報告においては十分な対応だとい
うお答えだと思いますが、この2つの事業を、少なくとも帰還者を
対象にして、もっと拡充をしていく必要があるのではないのかとい
うことから、町内の介護認定者や、それから、サポートセンターの
登録人数が少ないのはなぜかということを知りたいんですが、課長が
かみ合わない答弁かもしれないけれどもと言われたとおり、私がお
聞きしたことの関係では、はまっていなと思うんです。帰還者の
実態を把握しているのかどうかということです。

それから、医療助成事業については、どの組合が負担免除を中止
したかという把握は難しいという答弁でした。私も、実務は承知し
ておりませんが、少なくとも負担免除の対象者がある
のではないのかと。これも、組合でちゃんと窓口にならないとその
手続きはとれないということかもしれませんが、避難先で医療費負
担しているということを考えれば、大変かもしれないけれども、浪
江町から保険組合に、改めてお知らせをするという対応が必要では
ないかと思います。ということで、いま一度お答えください。

それから、交流事業について、サポートセンターの主催では300
名の参加があったと。これは、45ページ、人員配置については書い
てあるけれども、交流事業をどこで何回やったかということにつ
いては、分からないんですね。詳しくなくても結構ですけれども、サ
ポートセンター、支援センターで300名、大体どこで開催されたの
か、ということぐらいは把握されていると思うので、改めてお答え
をいただきたいと思います。

それから、47ページの住宅移転事業については、件数と人数とは
必ずしも一致しないと、それはそうだと思います。ただ、申し上げ
たように、帰還実数と差があるのではないかということをお聞きし

たんですが、人数とは一致しないと、世帯ごとでもあるので、帰還者の人数とこの事業申請利用補助交付件数とは一致しないという答弁は分かりますが、189件で、複数人数といっても大体、多いところで3人ぐらいだから、高齢者世帯で1人、2人、そうすると、189に1.2をかけても200を超すぐらいだと、私は思うんです。そうすると、申請期間が半年しかないということからすると、交付漏れが懸念されるということです。

したがって、1件1件確認はできないのではなくて、それは、それこそ先ほどの住民課と担当課、生活支援課との間でチェックすれば分かるのではないかと。せっかくこういう制度があるのに活用できないということについても、別な角度から考えれば、本人の責任ではあるけれども、不公平感もあると思うので、行政の対応としては、特にこういう時期だから、丁寧な対応が求められると思います。改善措置について、どうされるのかお答えいただきたい。

それから、住家被害の認定についてですけれども、アパートもあるので、棟数にすると多くなるということは分かりました。

そこで、先ほどの答弁で、平成28年度中には町営住宅の半壊、全壊は確認済みだと、調査済みだということです。調査済みだとすれば、被災者生活再建支援金の対象になってくると思うんですが、まだ町では解体が終わらないから申請できないんだと、町から説明を受けたという町民もいるんですが、1年半前に調査完了ということであれば、被災者生活再建支援金は、証明書を付ければ支援金受け取ることができるのではないかと、私は思うんですが、その手続きについて、私の理解で良いのか、解体しないとだめだということなのか、そこについて再度お尋ねをしたいと思います。

それから、災害関連死についてですが、震災後の死亡であれば、書類上整備されて審査会で認定されれば、それは誰でも該当するというお話でした。その審査条件に合致しないということで該当しない人もいるわけですが、私がお聞きしたように、今回の3件、14件は、そういう震災後亡くなった人であれば誰でも良いよと、誰でも申請できるよと、審査会にかけられるよと、そういう形式的なことではなくて、実際3件、14件の死亡年度、どうなっているんだと、2011年の人もいるよ、2012年の人もいるよ、2013年の人もいるよ、2017年の人もいるよ、ということをお聞きしたいんです。それは難しいですか。少なくとも書類上整理はできなくはないと、もう結果が出ているわけだから。ということで、改めてお聞きしたいと思います。

それから、モニタリング事業について、避難解除区域において放

射線の不安軽減を図る目的であった事業だと、したがって、帰還困難区域は解除されていないから該当しないという答弁になってくるわけですが、環境放射線モニタリング事業、課長答弁だけでは納得できないんですが、この事業の仕組みそのものが、解除区域ということで限定されているということなのか、それとも、町の計画の中には入っていないと、入っていないということで、計画から除外されているのか、私は入れるべきだと思います。入れるべきだということについてどう考えているか。制度上無理だということであれば、その見直しを求めていく必要がある。一般の人だって通行しているわけだから、高いところもあるわけだから、調査の必要性はあると思います。

請戸小学校の敷地内の調査も良いけれども、放射線に対する不安軽減の目的だということであれば、目的に合致した事業エリアにすべきだと思います。いま一度お答えください。

それから、ガンマ測定については、宅地のみだということで、分かりました。

それから、甲状腺検査について、72件の、現在も判定待ちだということについては変わらないということは、分かりました。その上でなんですが、検査の継続、受診件数が減っていると。一方では、過剰診療ということもあって、この事業そのものに対する、極めて消極的な議論が散見されるという状況を考えれば、私は継続を求めべきだと。課長答弁は継続すべきものと思うと、だから、思うという点では、継続という点では一致したわけけれども、浪江町の態度を明確にしていく必要があると。必要性は分かりますということではなくて、こういう事業結果を踏まえて、町が、いま一步どう踏み出すかということです。改めて答弁を求めておきたい思います。

それから、先ほど落ちましたけれども、山崎議員も92ページの防災無線のところで質疑しました。課長答弁では2500台、私は実は、戸別受信機2500台を配置しているということは、850人が一人一世帯にしても戸別受信機の件数が多いと。そうすると、無人家屋にも設置しているということでしょうか。利用状況、設置状況について、改めてお聞きしたいと思います。

それから、北中谷地遺跡調査については、分かりました。

以上です。再質問をお願いします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 私からは、主な施策の60ページの甲状腺検査事業についてお答えをいたします。

検査の継続が当然必要であるわけで、町民の安心のためにも、こ

の制度は、中長期にわたって制度の継続を求めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 私からは、帰還人口についての質問にお答えいたします。

町としては、掲げている人口目標を達成するため、議決をいただいている復興計画第二次を着実に進めることが大切であると考えておりますので、今後とも各種施策に取り組んでまいります。

次に、環境放射線モニタリング事業の質問についてお答えいたします。

これについては、大気浮遊塵、いわゆる大気に漂っている、ちり、ほこり、これが線量の高いところから来ないかということから始めた事業でございますので、解除された地域のところに設置いたしました。このほか、当然、粉塵ではない通常の放射線モニタリングについては、帰還困難区域でも実施しておりまして、広報でも毎月、提示しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 主要な施策の成果25ページ、マイナンバーの関係のご質問がありました。マイナンバーのトータルの件数の関係だと思いますが、まず、平成30年3月末現在になります。申請件数が2345件でございます。うち交付件数が1792件となっております。交付の割合ということですが、人口との割合でいきますと約10%程度、1割の交付となっております。

それから、トラブル等のご質問ですけれども、制度上、クレーム等ございませんし、セキュリティー関係についても、情報洩れ等の報告等は来ておりません。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 32ページの障がい者支援のご質問で、全体的な問題はないのかということだと思っておりますが、どちらかといいますと、このような助成の問題ではなくて、この助成をするための、実際に身体、精神等に障がいを持っている方がされていますので、その書類上の整理で、私どもとのやり取りが、避難先である関係で電話対応にならざるを得ないと、そういった部分での煩雑さとか、分かりにくさとか、そういうことが問題なのかと思っていて、その点については、懇切丁寧な遡った申請とか、そういうものも受け付けるような体制で取り組んでいるところであります。そのようなことで、ご理解をお願いいたします。

次の、サポートセンターについて拡大をしていく考え、または実

態把握ということですが、実際にサポートセンター事業として拡大していくためには、事業者で資格を持った方の雇用が必要になってまいります。全国的な雇用の問題がある職種でもありますので、その部分は、すぐには無理なのかと。あと、雇用はしましても、利用者で受給のバランスがとれないと赤字になってしまうという難しさもありますので、その辺は、臨機応変にやっていければなどと考えています。実態把握については、実際には、介護福祉課にあります直営の包括センターで、認定者情報等は常に把握しております。

ただ、現在進行する、そういった障がいの部分について把握するのが、その部分は難しいと思いますので、その辺は、社会福祉協議会で訪問している生活相談員とか、そういうところの連携が大事かと考えています。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 40ページの医療費助成事業のご質問にお答えいたします。

もっと対象者がおったのではなかというご質問でございますけど、私どもでも町ホームページ及び広報で周知をしてまいりました。そして、その結果がこのような数字になったと思います。

また、健康保険組合の加入者というのは、現役世代でありまして、まず就労をしておる、健康な体をもっている、そんなに頻繁に病院等の受診はないのではないかと思います。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、まず、町民交流事業の300名の参加の場所はどこかというご質問でございますが、こちらは、まず、栃木県那須町で130名の参加でございました。

次、埼玉県川越市で行ったものが42名の参加。次に、長崎県の佐世保で行いました。このときには参加した人数が5名でございました。あと、浪江町で開催された芸能祭には82名の参加をいただきました。今、申し上げたので259名で、あとの41名がその他の合計でございます。

次に、住宅移転事業でございますが、その中で交付漏れが懸念されるというご質問にお答えをいたします。

担当課といたしましては、本庁の住民課、住宅水道課と、今後も連携をして、交付漏れがないように努めてまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、施策の成果49ページの住家被害調査の結果についての中で、町営住宅の調査はということにつ

いての回答について、その後で、生活支援金の対象になるのではないかということについてのご質問にお答えをいたします。

まず、調査結果につきましては、調査したもの全て半壊でございました。被災者生活再建支援金の制度上、調査によって全壊と大規模半壊につきましては、基礎支援金が支給されますが、半壊のものにつきましては、制度上、解体が終わってから基礎支援金の対象、またはその後の加算支援金の対象となっておりますので、現段階では支援金の申請はできないことになっておりますので、ご理解ください。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 災害関連死の死亡の年度についてですが、今まで最新の情報で534件受付はして、それで受付名簿等整理はしているんですが、議員の言われる死亡の年度の部分での統計というのは実際としてはおりませんので、今すぐお答えできるものではございません。

先ほどの答弁しました平成25年11月分というのが、今、先ほどの休憩中に戻って書類上調べたもので確認してきた内容でございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 主要な施策の成果92ページの防災行政無線の戸別受信機の関係でございますが、戸別受信機2500台は、町でリースを受けて確保している台数でございます。そのうち、配布している実績は、現在まで徐々に増えていまして、現在292台を配布しているという状況です。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績議員。

○16番（馬場 績君） 概ね了解をいたしました。

マイナンバーの件についてですが、浪江町としては、情報洩れと、セキュリティ上の問題はなかったという答弁でした。同時に、課長にお分かりいただきたいのは、マイナンバーのシステムそのものが個人情報の一元管理ということになっていて、今、本当に考えられないような相手の事件が起きております。前も話したことがあると思うんですが、これを管理する協会では、個人ごとの写真貼ったデータを持っていて、それを警察にも情報提供したということが明らかになっているんです。

したがって、もちろん浪江町がそういうことをするはずない、できるはずないとは思いますが、システム上、極めて不安定な要素を抱えていると、情報洩れが現に様々な形で起きていると。マイナンバーカードを送ったらば別な人のところに行ってしまうと、それを

回収したという問題も起きています。様々な問題があるということ
を承知した上で、今後の対応を求めておきたいと思います。

それから、町内の通所介護、サンシャインのサポートセンター運
営事業で、課長答弁で明らかになりましたけれども、一つは利用者
が少ないと、利用者が少なければ、事業所は赤字になってやってい
けないと。それから、専門職がいないと事業展開できないと。した
がって、課長の答弁を別な角度から吟味すれば、需要はあるんだけ
れども、受け皿ができていないということにもなるんです。したが
って、帰還している人が十分というか、ほかの町村に行く、あるい
は避難先で利用するというものがないような人的体制の確保に努め
るべきだと。

最後に一言だけ聞いておきます。現状では、もうこれ以上利用者
を抱えるということは、事業所の受け皿との関係で無理だというこ
となのかどうか、そこを1点だけお答えください。

それから、住宅移転補助、住家被害の問題についても分かりまし
た。

災害弔慰金について、これは、今、そういう資料が整理されてい
ないということであれば、実は、6月現在の浪江町の災害関連死は
422名になっているんです。だから、たぶんデータ化はできると思
うんですが、今なお、災害関連死が発生しているということを考え
れば、私は、制度の周知と担当課のデータ管理についてはしっかり
やっておく必要があると思います。これも、決算ですから、そのこ
とを求めておきたいと思います。

それから、モニタリングについては、どうしても帰還困難区域は
対象外と、事業そのものがそういうものではないということですが、
私は、帰還困難区域のモニタリングポストの増設も含めて、これも
一般質問では、環境省に対して浪江町で何台と具体的には求めてい
ないという総務課長の答弁がありましたので、全体として24時間の
モニタリング体制が、この事業とは別ですけれども、放射線管理と
いう点では、モニタリングポストの増設も決算審査との関係で求め
ておきたいと思います。

それから、甲状腺検査については、町長答弁で分かりました。

以上で、私の決算質疑は終わります。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） サポートセンターの受け皿についてで
ありますが、現在、最新の情報では、まだ若干余裕があると聞いて
おります。ただ、今後、そのような議員の言われる受け皿の部分で、
行けなくなるようなことがないような体制づくりに努めてまいりた

いと思っております。

次に、災害関連死の部分について、確かに議員の言われるように、制度の周知という点では、再度、町民の方に対して、今後も増え続けていくことになるでしょうから、その辺は丁寧に説明していきたいと思えます。

データ管理につきましても、議員の言われる、分かりやすい説明になるようなデータ管理をしてまいりたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成29年度文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成29年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成29年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。以上で、認定第1号 決算の認定についての質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績議員。

○16番（馬場 績君） 決算認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

原発事故から7年過ぎての決算議会となりました。そもそもは、原発事故による町の混乱ということになるわけですが、町の避難解除においては、昨年、県内外で住民懇談会をやって、多くの町民から、放射能問題も含めた生活環境の不安について厳しい意見が出ました。

多くの町民は、3月末避難解除に対して不安だという態度だったことは、町長も当時、議長として出席されていましたので、お分かりだと思います。

結果として、避難解除を受け入れたということで、町民との関係では、あの避難解除に当たっての有識者検証委員会の16の項目から成る避難解除の要件について、基本的には戻って生活できる条件整備はできたという有識者の報告もあるので、これを是とするという判断をしたわけですが、結果、1年半過ぎても、残念ながら町に戻って生活できるという基盤整備、安心感を、避難している町民は正面から受けとめることができないで、帰還人口は、町が期待するような結果になっていないということは明らかであります。

問題は何かということです。様々な町の事業があるわけけれども、私は、原点はどこにいても浪江町民だと、最後の1人まで町民の生活再建のために力を尽くすと、そのことは、今も変わらないと思うんだけど、どこにいても浪江町民、その町民が、避難解除に対してあれだけの異を唱えたということに対しては、もっともっと慎重であるべきであったと思います。

問題は、住民の声を正面から受けとめる、住民の意向に最大限応えていくと、こういう姿勢が求められていると。結果、そうならないということは、帰還者実数を見れば分かるとおりでと思いま

す。

それから、平成29年度の事業で様々な問題がありましたが、特徴的なこととしては、公共事業が相当発注されました。

例えば、今年1月に行われた臨時議会での落札。これは、契約変更でしたけれども、いこいの村で撤去施設の計画が再利用できるということで、減額もありましたけれども、例えば、機械設備でいうと8億6400万円が1億3324万円、4684万円の増とか、しかも、指名競争入札の落札率が、例えば、私が記録していたもので言えば99.69%の落札率、これは、入札の進め方において何ら問題ないという答弁が繰り返しありました。私は、少なくとも95%、96%を超えるような、そういうものについては、第三者検討委員会もつくって入札のあり方について検証すべきだという改善の提案も求めましたけれども、指名委員会でしっかり検討しているので、そういう検討委員会をつくる考えはないという答弁も返ってきました。

一方では、後ほど出てきますけれども、今度の議案として出てくる事業では、一般競争入札で落札率が68%というものも出ています。だから、私は、指名競争入札、これはAランクでないとできないという縛りが出てくるわけだから、分割発注等も含めて地元業者を育成するということから、もっともっと入札のあり方を検討すべきだと。

一方では、後で出てきますが、一般競争入札で68%の落札の結果も出ています。国からお金が来るからいいということではなく、後から追加変更で億単位で出てくるような、そういう入札の設計のあり方について、もっともっと吟味すべきだと。

人が足りないのであれば、職員増やすべきです。経常収支比率の問題もあると思うんだけど、大いに改善の余地はあるということが明らかになった決算年度ではなかったかと思います。

それから、浪江町も、この事業に参加せざるを得ないということではあるけれども、個人情報の問題で極めて問題のあるマイナンバーについては、ずっとやってきているわけだけれども、今のところ問題がないからということで、我々監視をする立場、議会からいえば、こういう制度については厳しくチェックしていく必要があると。結果、先ほどの決算質疑でも明らかになりましたが、マイナンバーの発行件数が町民全体の10%にとどまっているということは、実際、町民は、その必要性は感じていないということです。

これを広げれば広げるほど、個人情報の漏えいの問題が大いに懸念されると、こういう事業についても、私は、議会という立場から問題ありということを確認にして、反対の態度を確認にするもので

あります。

同時に、先ほどの決算議案の審議でも明らかになりましたけれども、フォローアップ除染もやると、やったというけれども、まだまだ線量の高いところがある。

それから、帰還困難区域においては平成29年5月、それ以外のところでは平成29年3月で賠償が打ち切られている。

一方では、先ほど生活支援課長が、交流会で出た住民の反応はどうかという質疑に対して、何ら心配ないという声と同時に、本当に生活に困ったと、お金がないという生活の不安が、一方では出てきていると。賠償の継続については、浪江町は求めてきているけれども、避難解除と一体に、このことが国の縛りで強行されると、こういう年度だったと、そういう年度のそういう決算だったということ、町民の立場から問題を指摘して、改めて反対の態度を明確にするものであります。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより認定第1号 決算の認定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

○議長（紺野榮重君） ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時00分）

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第66号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第66号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第67号 工事請負契約の締結について（本庁舎改修工事（第1期））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第67号 工事請負契約の締結について（本庁舎改修工事（第1期））を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第68号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第68号 工事請負契約の締結について（川添ため池環境保全整備工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第68号 工事請負契約の締結について（川添ため池環境保全整備工事）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第69号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第69号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設））を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第69号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（上架施設））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第70号 工事請負契約の締結について（浪江町幾世橋災害公営住宅太陽光発電等設備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第70号 工事請負契約の締結について（浪江町幾世橋災害公営住宅太陽光発電等設備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第71号 工事請負契約の締結について（なみえ創成小中学校クラブハウス新築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績議員。

○16番（馬場 績君） 今回の入札案件の参加業者、それから予定価格、落札率、本来ならば、前回の議案でも、公共事業入札については、広域圏の資料整理に見習って、浪江町議会でも同様の対応をお願いしたいと言っていたんですが、ずっとそのままです。

そのことについては、後でまた議会で相談させてもらいたいと思いますが、議案第71号について、先ほどの件、お答えをいただきたい思います。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご説明申し上げます。

参加業者は、3社ございまして、まずは株式会社泉田組、横山建設株式会社、東北工業建設株式会社でございます。

それから、予定価格につきましては1億1584万円、税抜きでございます。落札額からいきます落札率は94.9%でございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第71号 工事請負契約の締結について（なみえ創成小中学校クラブハウス新築工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第72号 土地の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第72号 土地の処分についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第73号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 反対の立場から討論をいたします。

本案件は、委員会の中でも審議をいたしました。が、附帯条項の中で議会の承認を得ることが前提条件として挙げられ、違法性はないものとは思われますが、用地買収を急ぐ余りに農業委員会の認可が出る前の議案上程ということは、見切り発車の感が否めず、行政監視の立場としての議会のモラルが問われるとの思いから、反対の意思表示をして議員各位の皆様方の賛同を求め、反対の討論といたします。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第73号 土地の取得について採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第74号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第74号 土地の取得についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第75号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第75号 土地の取得についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第76号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第76号 土地の取得についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第77号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第77号 土地の取得についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第78号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第78号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第78号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第79号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第79号 平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第79号 平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第80号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第80号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第81号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第81号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第82号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第82号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第83号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第83号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第84号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第84号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第85号 平成30年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第85号 平成30年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第86号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第86号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第87号 平成30年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第87号 平成30年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

◎同意第2号の質疑、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、同意第2号 特別功労者の決定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第2号 特別功労者の決定についてを採決します。

採決は、個別に、起立により行います。

まず、(故)馬場有氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、(故)馬場有氏については、同意することに決定しました。

次に、高橋昭渡氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、高橋昭渡氏については、同意することに決定しました。

次に、小丸哲也氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、小丸哲也氏については、同意することに決定しました。

以上、同意第2号については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎報告第4号の質疑

○議長(紺野榮重君) 日程第2、報告第4号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(紺野榮重君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、報告第4号を終わります。

◎報告第5号の質疑

○議長(紺野榮重君) 日程第2、報告第5号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(紺野榮重君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、報告第5号を終わります。

○議長(紺野榮重君) 暫時休議します。

(午後 1時26分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時27分）

◎散会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

（午後 1時27分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成30年浪江町議会9月定例会

議 事 日 程 (第4号)

平成30年9月13日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第2 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第3 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第4 請願・陳情審査報告
 - 請願第3号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願
 - 請願第4号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願
- 日程第5 発議第2号 学校給食の無料化を求める意見書(案)
- 日程第6 発議第3号 学校給食の無料化を求める意見書(案)
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 2番 | 石井悠子君 | 3番 | 高野武君 |
| 4番 | 紺野榮重君 | 5番 | 半谷正夫君 |
| 6番 | 紺野則夫君 | 7番 | 佐々木勇治君 |
| 8番 | 平本佳司君 | 9番 | 佐々木恵寿君 |
| 10番 | 渡邊泰彦君 | 11番 | 松田孝司君 |
| 12番 | 山本幸一郎君 | 13番 | 山崎博文君 |
| 14番 | 泉田重章君 | 15番 | 佐藤文子君 |
| 16番 | 馬場績君 | | |

欠席議員（1名）

1番 大浦泰夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------------------------|--------|--|-------|
| 町長 | 吉田数博君 | 副町長 | 本間茂行君 |
| 教育長 | 畠山熙一郎君 | 代表監査委員 | 根岸弘正君 |
| 総務課長 | 山本邦一君 | 企画財政課長 | 安倍靖君 |
| 二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長 | 居村勲君 | 産業振興課長 | 清水中君 |
| 農林水産課長兼農 業委員会事務局長 | 清水佳宗君 | 住宅水道課長 | 戸浪義勝君 |
| まちづくり整備課長 | 三瓶徳久君 | 教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長 | 柴野一志君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 佐藤祐一君 | 住民課長 | 中野隆幸君 |
| 健康保険課長兼 浪江診療所事務長 | 掃部関久君 | 介護福祉課長 | 木村順一君 |

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長
横山 秀 樹
書 記
小澤 亜希子

主幹 兼 次 長
吉田 厚 志
書 記
鎌田 典太郎

◎開議の宣告

- 議長（紺野榮重君） おはようございます。大浦泰夫君から欠席届が出ております。ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
ここで、馬場績君から発言訂正が求められております。
これを許可します。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 発言訂正をお願いしたいと思います。
昨日の決算認定反対討論の中で、今日の上程議案の中でも入札案件が出されていると、制限付き一般競争入札の落札率68%だという発言をしました。
落札率については69.61%というのが正解でありまして、私の一部発言を訂正したいと思いますので、お認めいただきたいと思
-

- 議長（紺野榮重君） ここで暫時休議します。
(午前 9時02分)
-

- 議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前 9時06分)
-

- 議長（紺野榮重君） 9時15分まで休議といたします。
理由は、事務手続きのためであります。よろしく申し上げます。
(午前 9時06分)
-

- 議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前 9時15分)
-

◎同意第3号から同意第4号の一括上程

- 議長（紺野榮重君） お諮りします。
日程第1、同意第3号 教育委員会委員の任命について及び日程第2、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、同意第3号及び日程第2、同意第4号を一括議題とします。

◎同意第3号の説明

○議長（紺野榮重君） 日程第1、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第3号 教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。

本案は、教育委員会委員の大浦泰夫氏が平成30年7月17日で辞職したことに伴い、後任の委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める笠井淳一氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。町内の小中学校長を歴任され、また、相双教育事務所長を務めるなど教育行政の識見を有し、人格が高潔で教育委員として適任であり、本町の教育振興にご尽力いただきたいと考えております。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎同意第4号の説明

○議長（紺野榮重君） 日程第2、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第4号 教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。

本案は、欠員となっていた教育委員会の委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める熊田伸一氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。震災以降、応急仮設住宅の自治会長や復興公営住宅の自治会長を務めるなど人格が高潔で、教育委員として適任であるため、本町の教育振興にご尽力いただきたいと考えておりま

す。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君）　ここで、総務常任委員会開催のため、9時40分まで休議します。

（午前　9時18分）

○議長（紺野榮重君）　再開します。

（午前　9時40分）

◎同意第3号の質疑、採決

○議長（紺野榮重君）　日程第1、同意第3号　教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第3号　教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君）　起立多数であります。

よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第4号の質疑、採決

○議長（紺野榮重君）　日程第2、同意第4号　教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第4号　教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長（紺野榮重君） 日程第3、双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを行います。

双葉地方広域市町村圏組合議会議員につきましては、現在、欠員が生じているため、双葉地方広域市町村圏組合規約第5条第3項の規定により、1名を選挙することになります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、議長によって指名することに決しました。

佐々木恵寿君を双葉地方広域市町村圏組合議会の議員として指名します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました佐々木恵寿君が双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま、双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました佐々木恵寿君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎請願・陳情審査報告

○議長（紺野榮重君） 日程第4、請願・陳情審査報告を議題とします。

◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 請願第3号 国に対し「学校給食費の無料化を

求める意見書」提出についての請願を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（紺野榮重君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、佐藤文子君、登壇でお願いします。

[文教・厚生常任委員長 佐藤文子君登壇]

○文教・厚生常任委員会委員長（佐藤文子君） それでは、請願第3号について趣旨の説明をいたします。

請願第3号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願採択について。

福島県内では、貧困対策、子育て支援、少子化対策として小中学校の給食費を無料、または一部補助する動きが広がりを見せています。保護者の負担を軽減し、子供たちの健やかな成長を保障していく上で、学校給食費無料化の取り組みの必要があると委員会では判断いたしました。

よって、本請願については、その趣旨が十分に理解できるものであり、事務局長朗読のとおり、採択すべきと決定したものであります。

以上、皆様のご同意をよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、請願第3号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願を採決します。

採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、請願第3号については採択とすることに決定しました。

◎請願第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 請願第4号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（紺野榮重君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、佐藤文子君、登壇でお願いします。

[文教・厚生常任委員長 佐藤文子君登壇]

○文教・厚生常任委員会委員長（佐藤文子君） 請願第4号の趣旨説明を行います。

請願第4号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願の審査結果について説明をいたします。

福島県内では、貧困対策、子育て支援、少子化対策として小中学校の給食費を無料、または一部補助する動きや広がりを見せています。保護者の負担を軽減し、子供たちの健やかな成長を保障していく上で、学校給食費無料化の取り組みの必要があると委員会では判断いたしました。

よって、本請願については、その趣旨が十分に理解できるものであり、事務局長朗読のとおり、採択すべきと決定したものでございます。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、請願第4号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願を採決します。

採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、請願第4号については採択とすることに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第5、発議第2号 学校給食の無料化を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（紺野榮重君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の佐藤文子君、登壇でお願いします。

15番、佐藤文子君。

[15番 佐藤文子君登壇]

○15番（佐藤文子君） 発議第2号については、今、事務局朗読のとおりでございます。

皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第2号 学校給食の無料化を求める意見書（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第6、発議第3号 学校給食の無料化を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（紺野榮重君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の佐藤文子君、登壇でお願いします。

15番、佐藤文子君。

[15番 佐藤文子君登壇]

○15番（佐藤文子君） 請願第4号の採択を受けて、意見書を今、事務局朗読のとおり、福島県知事宛に提出するものです。

皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第3号 学校給食の無料化を求める意見書（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（紺野榮重君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査又は調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は、全て終了しました。

◎町長あいさつ

○議長（紺野榮重君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、去る9月4日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただき、ご提案申し上げました全ての議案についてご賛同をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

定例会提出議案につきましては、事件の訂正請求をさせていただくなど、大変ご迷惑をおかけいたしました。

今後は、提案前の事前確認・点検を強化し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

また、本定例会でいただきましたご意見・ご提言、特に「町民に信頼される町政を」というご意見をいただきましたことについては、私の目指すべき町政の基本でありますので、そのことを肝に銘じ、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えておりますので、更なるご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

ご承認いただきました議案第69号につきましては、現在、工事を進めている荷捌き施設建設工事と同様、水産業の再生に向け重要な施設であります。工事を着実に進め、1日も早い水産業の再生に取り組んでまいります。

また、議案第71号につきましては、なみえ創成小中学校の教育環境の充実に寄与するものであります。速やかに工事に着手し、子供たちに不便のないよう、計画どおり整備を進めてまいります。

さらには、議案第78号一般会計補正予算では、交流・情報発信拠点の整備費につきまして、予算計上し、ご承認をいただきました。

本事業につきましては、今後3年にわたり整備をすることとなります。本施設につきましても、今後、町再生の核となる施設でありますので、遅れることなく、しっかりと整備を進めてまいります。

町長就任から1カ月が経過いたしました。あらためて課題が山積していることを実感しているところであります。

今月から月初めの月曜日に、全体朝礼を開始いたしました。また、各課においても毎週月曜日の朝礼を導入し、それぞれの課題を共有する取り組みを始めたところであります。

今後も引き続き、復興計画第二次に基づき、議会の皆様と協議をしながら一体となって、また、職員と一丸となって、本年度の各種施策・事業をひとつひとつ、着実に進めてまいりたいと考えており

ますので、引き続きのご協力を賜りますようお願い申し上げます。
結びに、昼夜の寒暖差が激しくなっていましたので、議員各位におかれましても、健康には特にご留意いただき、今後の町の復興、再生、町民福祉向上のため、より一層のご活躍をご祈念申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（紺野榮重君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年浪江町9月定例会を閉会します。

（午前10時06分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 紺 野 則 夫

署名議員 佐々木 勇 治

署名議員 平 本 佳 司